

令和2年第2回千葉市議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月11日（木）午後1時開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
- 日程第2 議案第61号 専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号））
（令和2年4月21日）
- 議案第62号 専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号））
（令和2年4月28日）
- 議案第63号 専決処分について（令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））（令和2年4月28日）
- 議案第64号 専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号））
（令和2年5月8日）
- 議案第65号 専決処分について（千葉市国民健康保険条例の一部改正）（令和2年4月28日）
- 議案第66号 専決処分について（千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）
（令和2年5月22日）
- 議案第67号 令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第68号 令和2年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和2年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第71号 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 議案第72号 千葉市市税条例の一部改正について
- 議案第73号 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 議案第74号 千葉市都市公園条例の一部改正について
- 議案第75号 工事請負契約について（千葉市立千城台わかば小学校大規模改造工事）
- 諮問第1号 退職手当に関する処分についての審査請求について
- 発議第4号 千葉市国民健康保険条例の一部改正について
- 発議第5号 千葉市美術館条例の一部改正について

○出席議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 桜井秀夫君 | 2 番 | 青山雅紀君 |
| 3 番 | 伊藤隆広君 | 4 番 | 渡辺忍君 |
| 5 番 | 鷲見隆仁君 | 6 番 | 秋山陽君 |

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

7番	岩井美春君	8番	小坂さとみ君
9番	岡田慎君	10番	安喰初美君
11番	伊藤康平君	12番	森山和博君
13番	櫻井崇君	14番	蛭田浩文君
15番	石川弘君	16番	阿部智君
17番	岩崎明子君	18番	松井佳代子君
19番	亀井琢磨君	20番	田畑直子君
21番	川合隆史君	22番	椛澤洋平君
23番	酒井伸二君	24番	村尾伊佐夫君
25番	植草毅君	26番	岩井雅夫君
27番	秋葉忠雄君	28番	小松崎文嘉君
29番	向後保雄君	30番	川村博章君
31番	宇留間又衛門君	32番	麻生紀雄君
33番	段木和彦君	34番	白鳥誠君
35番	盛田眞弓君	36番	中村公江君
37番	近藤千鶴子君	38番	川岸俊洋君
39番	小川智之君	40番	中島賢治君
41番	三須和夫君	42番	石井茂隆君
43番	森茂樹君	44番	茂手木直忠君
45番	米持克彦君	46番	石橋毅君
47番	橋本登君	48番	三瓶輝枝君
49番	福永洋君	50番	野本信正君

○説明員

市長	熊谷俊人君	副市長	鈴木達也君
総務局長	山田啓志君	総合政策局長	神崎広史君
財政局長	小池浩和君	市民局長	稲生勝義君
保健福祉局長	山元隆司君	こども未来局長	峯村政道君
環境局長	米満実君	経済農政局長	加瀬秀行君
都市局長	青柳太君	建設局長	出山利明君
消防局長	中村由明君	病院局次長	初芝勤君
市長公室長	折原亮君	総務部長	宮本寿正君
教育長	磯野和美君	教育次長	大野和広君
代表監査委員	大木正人君		

○議会事務局

事務局長	深山秀文君	次長	湊信幸君
議事課長	寺崎勝宣君	議事課長補佐	西森照泰君
議事班主査	木下哲央君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 議案自第61号至第75号、諮問第1号、発議第4号、第5号質疑、委員会付託

午後1時0分開議

○議長（岩井雅夫君） これより会議を開きます。

出席議員は50名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（岩井雅夫君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。11番・伊藤康平議員、12番・森山和博議員の両議員にお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議員間の距離を確保するため、これより一部議員が退出いたします。

[一部議員退場]

日程第2 議案自第61号至第75号、諮問第1号、発議第4号、第5号質疑、委員会付託

○議長（岩井雅夫君） 議事を進めます。

日程第2、議案第61号から第75号まで、諮問第1号、発議第4号及び第5号を議題といたします。

質疑の通告が参っておりますので、お願いいたします。25番・植草毅議員。

[25番・植草 毅君 登壇、拍手]

○25番（植草 毅君） 自由民主党千葉市議会議員団の植草毅です。

新型コロナウイルス感染症対策で、日々献身的に業務遂行されている全ての方々に敬意を表するとともに、自粛生活で不自由な生活を強いられた市民の皆様の御協力に感謝申し上げます。それでは、通告に従い議案質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号について伺います。

まず、新型コロナウイルスに関連する市長専決について質問します。

専決処分は、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとして、平成18年の自治法改正により例外的な措置として明確に位置づけられております。このたびの新型コロナウイルスの感染症対策において、保健所を擁する保健福祉局の過度の負担等への配慮や市民への早急な対応を実行する上で理解できるものの、これまで3回の専決処分に関し一度も臨時会が招集されなかったことについて、少なからず疑問を感じるところであります。

全国の政令市で臨時会を招集しなかったのは、本市を含め4市しかなく、そのうち3市についても5月中旬から定例会が始まっているため、きょうまで一度も臨時議会が招集されなかったのは、基本的に本市のみという実態があります。

また、今回、特別定額給付金の申請受け付け、給付については、市民への早急な対応がなされるものと理解しておりましたが、全世帯への給付完了までには、まだまだ時間がかかる状況にあります。

そこでお伺いたします。

なぜ、専決処分で執行し、臨時議会を招集しなかったのか、その理由をお聞かせください。

次に、県市間の連携について質問いたします。

平時にも増して非常時においては、県市間の連携が重要となります。県と市、知事と市長とが対立や競争をするのではなく、お互いに情報を共有し協調することがより市民のためになるはずですが、しかし、市長のSNSやメディアでの発言は、県への批判が目立ち、建設的な議論をしているようには感じられません。

市長は、幕張メッセの専用臨時病院の設置計画について、千葉県に要望書を提出いたしました。要望書の内容については全面的に賛同するものであり、全く異論はありませんが、なぜ、わざわざ要望書の形式で提出したのでしょうか。県市間に信頼関係を構築させていれば、担当レベルで確認しておくものであり、要望書として提出するまでもなかったはずですが。このような要望書を提出することに関しても、県市間に信頼関係がないことを示すようになるのではないかと考えてしまいます。

このような事態になっていることで、結局は、不利益が市民に跳ね返り、現在の県市間の関係については見過ごすことができないものであります。

そこで伺います。

県が幕張メッセに整備を検討している臨時医療施設について要望書を提出したのはなぜか。

次に、市長による情報発信について質問いたします。

新型コロナウイルス対策に限らず、危機管理においては、情報の収集、発信は最も重要な役割を果たしております。本市は、ホームページでの発信のみならず、SNSを初め、ヤフー防災速報、市政だよりなどの臨時号など、様々な媒体を駆使しながら素早い情報を心がけていることは大いに評価するところです。

しかしながら、一方で、その情報には正確性も求められるところで、正確性と迅速性を両立することはなかなか難しいところで、現在、運用は市長の発信も含め属人的な要素が強くなっていることから、よりシステムティックにすべきと考えます。特に、市長のSNSは情報が早いことから、市民からも職員からも注目されておりますが、一方で、マスク不要論などの持論の展開もされており、それが市の公式見解だと誤解されることも多いことから、その位置づけを明確にすることによって余計な混乱が避けられるのではないかと思います。特定の団体を批判していると誤解されるような表現も散見され、政令市の首長としてふさわしい情報発信を心がけていただきたいところです。

また、千葉市のホームページにある新型コロナウイルスに関する市長メッセージの、安易な報道から距離を置き、正しい現状理解をと題した5月1日の投稿には、マスク批判ととられかねない内容が含まれており、市の公式ホームページに掲載するものとしてはいかがなものでしょうか。

そこで、本市の情報収集、発信の考え方についてお伺いたします。

次に、マスクの着用に関する見解について質問いたします。

マスクの着用に関して、市としての見解が当初から変貌したのはなぜか。

次に、補正予算についてです。

これまでの3度にわたる補正予算の専決処分及び新たに提案された補正予算案では、新型コロナウイルス対策の事業が盛り込まれているところです。我が会派としても、市民の方々や業

界団体等から悲痛な声が届き、様々な要望が寄せられているところであり、当局における迅速かつ適切な対応を要望しているところです。

そこで、どのような考え方で補正予算を編成したのか、お伺いいたします。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算には、市長等の給与の減額とともに議員報酬の減額が計上されているところです。これは、市長と議会が共に新型コロナウイルスに感染した患者を受け入れた医療機関への支援事業に充てるための原資となるための取組です。

しかしながら、市長は、先月19日に突如臨時記者会見を開催し、市長及び副市長の給与の減額措置のみを先行して発表されました。新型コロナウイルス感染症対策にあつては、市長と議会は綿密に連携して対応していくべきと考えます。

そこで伺います。

特別職の給与減額措置を他の補正予算に先んじて発表したのか。

次に、今後の予算執行についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、既に市民花火大会や親子三代祭りなどの各種イベントを中止することとしました。このほかにも、この夏に開催されるはずだった東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期により、本市が実施する関係事業への影響も懸念されるところであります。

そこで、イベントなどの各種事業を中止することによって、年度中に執行不可のものについて、年度中に減額補正として予算の組み替えを行う予定はあるのか。また、それはどのような規模で行うのか、お伺いいたします。

市有施設においても、民間事業者が賃貸契約を結んで営業活動を行ったり、指定管理者となって管理運営を行っていますが、今回の休業要請は命令同様で、売り上げが大幅に減少している。

そこで伺います。

市有施設のテナントや指定管理者への支援はどのように考えているのか。

政府の緊急経済対策により創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示され、本市が専決処分した独自の経済対策にも充当し、財源更正することとなっております。

しかしながら、臨時交付金の配分方法は、財政力指数に大きく影響され、指定都市に不利なものとなっており、産業・医療機関が集積し感染者数が多い大都市部において、きめ細やかに施策を実施するために必要な額になっていないのが実情であります。

そこで、地方創生臨時交付金の本市への配分額に対する活用見込み額はどのようになっているのか、伺います。

また、今議会に上程されている補正予算においても、国の第2次補正予算の臨時交付金の追加分を充当する予定となっておりますが、配分額の見込みはどのようになっているのか。

さらに、地方創生臨時交付金を充当する事業の執行に当たって、事業費が本市への配分額を上回る場合の対応についてどのように考えているのか、伺います。

特別定額給付金事業について伺います。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業は実施されることとなりました。給

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

付開始日については、市区町村において決定するものですが、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給の開始を目指すものとされてきたところです。

実際、多くの自治体では、5月中旬に郵送申請の受け付けを開始し、給付もされてきていると聞いております。そのような中、本市では、郵送申請の受け付けが6月1日から、給付も中旬以降となるなど、対応がおくれると感じております。

そこで、定額給付金事業について3点伺います。

1点目は、対応がおくれているが、十分な処理体制をとれていないのではないかと。

2点目は、なぜ生活困窮者により早く給付を行うため、他市のように申請書のダウンロードによる先行申請を行わなかったのか。

3点目は、業務委託先の選定方法、契約金額及び事務費の財源は。

次に、テナント支援についてです。

本年4月14日に、千葉県から発出された休業要請などにより、市内の店舗等は経営が大変厳しい状況に置かれており、固定費などの支払いにも苦慮していると伺っております。このような中、本市では、テナントに対する支援として、オーナーが家賃を減免した場合、その減免した額の8割を助成するテナント支援協力金を創設し、支援を開始しております。

ただ、この支援制度については、オーナーとテナントとの間で減免に関する合意がなされていることが前提となることから、テナント側では解決できない事例も多くあり、助けを必要とするテナント側に支援が行き届かないという声が聞かれております。

そこで伺います。

なぜ、このような支援スキームにしたのか。また、今後どのように改善していくのか。

次に、事業者向け臨時相談窓口について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策により、市内経済は大きな影響を受けており、特に営業自粛要請などにより休業等を余儀なくされた中小企業や個人事業主等への支援が必要となっております。

そのため、国、県、市においては、様々な支援策が打ち出されておりますが、支援制度が多岐にわたり、対象者や申請方法がそれぞれ異なるため、利用するにはわかりづらい状況です。

このような状況の中、本市においては、各支援を一元的に御案内する事業者向け臨時相談窓口を設置したことは、事業者に寄り添った対応であると高く評価しておりますが、一方で、臨時相談窓口になかなかつながらないという意見も聞かれます。今後も、今年度いっぱい継続していく予定になっておりますので、相談に対応できる体制整備が重要です。

そこで、2点伺います。

1点目に、どのような体制で相談を受け付けているのか。

2点目に、必要とする方に支援が行き届くためにどのように改善していくのか。

次に、理美容店利用促進について伺います。

本事業は、新型コロナウイルス感染症経済対策の一環として、国の特別定額給付金が支給されることに伴い、市内における生活必需サービスの一つである理美容業の利用促進を行い、事業者を支援することにより、消費喚起による地域経済の活性化及び市民生活の安定化を目指すものと伺っています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの企業が苦しんでおり、市が国の特別定額給付金にあわせて消費喚起に取り組んでいくことは、非常に重要であると認識しています。しかしな

がら、理美容店はもとより、市内事業者からは、市が今回の利用促進キャンペーンを行うことによって、歓迎の意見も聞く一方、その詳細などについて不安に思う意見なども寄せられていることから、4点お伺いさせていただきます。

1点目に、様々な業種がある中、なぜ理美容業の利用促進を行うものか。

2点目に、本施策にかかわる事務を民間事業者へ委託すると伺っておりますが、事務委託先の選定内容のいかににかかわらず、市内店舗は公平に参加ができるのか。

3点目に、感染症防止対策にかかわる支援金を参加店舗に対して一律3万円を支払うものと伺っておりますが、不正防止策について。

4点目に、各参加店舗が感染防止対策を行う際に、市内事業者を優先的に選択すべきと考えますが、どうか。

続いて、イベント関連事業者などのこれまで支援が行き届いていない業種においても、厳しい経営状況であり支援を求める声が多く寄せられており、さらなる市独自の支援が必要と考えます。

そこで、今後の経済対策の考え方について伺います。

次に、道路占用許可基準の緩和について伺います。

緊急事態宣言解除後も、まだまだ飲食店への客足が戻ってきていない状況や営業を再開した飲食店では、3つの密を避ける取組を実施することにより、座席数を減少させるなど、営業が厳しい状況だと伺っております。

このような状況の中、国土交通省は全国の自治体に対し、飲食店が3つの密を避けるため、テラス営業等を道路で行えるよう、緊急的な措置として道路占用許可基準を緩和するよう要請したとの報道がされておりました。

そこで伺います。

基準の緩和内容と本市の今後の取組についてお答えください。

次に、収集業務について伺います。

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において、健康で快適な市民生活を支える上で、廃棄物の適正処理はさらに重要度を増していると考えております。

さて、コロナウイルスにおいて感染リスクがありながら収集業務に従事いただいている方々に対し、地域の住民から励ましのメッセージが送られているとの他市における報道がありましたが、本市の状況はどうだったのか、お聞かせください。

また、新型コロナウイルスの世界的蔓延によって収集業務全般にわたり影響があったと思いますが、当局の状況認識と対応についてお伺いいたします。

次に、健康面での危機管理について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策として、本市においても様々な感染拡大防止策がとられているわけですが、より効果を高めるためには、専門家の知見を生かしながら、合理的かつ科学的知見に基づいた対応がなされるべきと考えます。

需要が逼迫したアルコール消毒液の代替品として次亜塩素酸水の利用が広まったが、経済産業省や文部科学省が有効性や安全性が確認されないと相次いで表明し、急遽使用を取りやめる動きも出ています。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策として、次亜塩素酸水の応用に対する千葉市の対応について伺います。

次に、自宅療養者の医療的サポート対策について伺います。

また、千葉県がPCR検査を外注する帰国者・接触者外来を設ける医療機関との契約を結んでいないと令和2年5月25日の朝日新聞で報道されました。厚生労働省は、PCR検査を迅速化させるため、一定の基準を満たす医療機関が保健所を介さず検査できるように、3月に公的医療保険を適用しています。患者負担をゼロにするため、県の管轄する保健所管内の医療機関が県と契約を結べば、患者負担分を県と国が折半できる仕組みにしました。

そこで、保健所を有する千葉市の状況について伺います。

PCR検査及び抗原検査キットの保険適用に伴い、対応はどうなったのか。

新型コロナウイルス関連業務では、国や県への報告用の帳票作成に時間がかかること、業務フローやヒアリング内容が流動的に変化するため集計作業や報告が煩雑になること、また、ヒアリング内容が手書きのため進捗管理が難しいなど、多くの課題を抱え、保健所の関連事務作業の体制強化が必要であり、新型コロナ保健所業務支援クラウドパッケージを導入したと聞いています。

そこで伺います。

新型コロナ保健所業務支援クラウドパッケージを導入した経緯、ランニングコスト、無償提供終了後の対応について伺います。

新型コロナウイルス感染症の行政機関としての対応には、医学的なアプローチだけではなく、経済分野のものや危機管理的要素など多岐にわたる体制づくりが必要であり、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。

そこで、2点伺います。

新型コロナウイルス感染症対策本部の組織運営上の課題と改善策について。

次に、これまでの市内の感染状況と第2波への対策について伺います。

新型コロナウイルス対応については、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会との連携と御協力が不可欠であります。

そこで伺います。

三師会との連携について。

介護をする方が新型コロナウイルスにかかってしまった場合、介護を受けるほうには、様々な支障が生じるものと考えます。

そこで、2点伺います。

介護者が陽性で、濃厚接触者である要介護者が陰性だった場合の健康観察について。

次に、在宅で高齢者のケアを行っている介護者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について。

クラスター防止協力金制度について伺います。

これはクラスター化しやすい施設において感染者が発生した場合に施設名を公表するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給するものですが、クラスター防止協力金制度をクラスターが発生した施設へ対象拡大するべきと考えるが、どうか。

次に、生活困窮者施策の充実について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護受給世帯の増加が見込まれるが、生活困窮者施策を充実し、生活保護に陥ることのないようにすることが必要と考えるが、いかが考え

ているのか。

次に、救急活動の感染拡大防止対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症患者在市内で確認されている中、救急活動における救急隊員及び救急車内の各種感染防止対策は非常に重要なものと理解しており、常に万全な体制で挑んでいると伺っております。

このような中、本議案において、救急活動時の感染拡大防止対策として、車内用オゾン発生器を整備するとありますが、環境基準のオゾン濃度下での新型コロナウイルスの不活性化は望めないというのが我々の見識です。

そこで伺います。

本器の導入効果についてお聞かせください。

次に、病院についてです。

本市立病院においては、青葉病院で多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れてきたほか、海浜病院においても患者を受け入れているとの報告でした。そのような中、患者を受け入れている全国の病院の8割近くが4月の収支で赤字になっているという報道がありました。

そこで、市病院事業における経営への影響はあるのか、収支状況はどうなっているのか、伺います。

また、一般の病院や診療所において市民が受診を控える傾向にあり、地域医療への影響が懸念されます。

そこで、医療機関への減収への対応について伺います。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症対策についてです。

千葉県において、5月25日に新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、まだ予断を許す状況とは言えません。そのような中、6月1日より、千葉市の小・中・高・特別支援学校が再開し、延期されていた入学式も6月9日に開催されました。今年度の入学式は、3密を防ぐために式典を短縮し、来賓は参加を自粛する中、今回においては、市長からの祝辞が配布されたと聞き及んでいます。

さて、学校の再開に当たっては、手洗い、マスク着用を徹底し、換気や適切な距離の確保による3密を避ける工夫、健康チェック表による児童生徒の健康状態の把握等、様々な方策がとられていることは認識しております。

さて、千葉市では、これまでも医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会と行政が協力して、学校保健の推進に取り組んでいることは承知しておりますが、現在の状況を鑑みると、より一層の連携が求められていると考えます。

また、各学校には、学校保健安全法により、各学校の実態に沿って学校保健計画を策定し、児童生徒の心身の健康保持増進を図る必要がありますが、現在の状況から、新型コロナウイルス感染対策を考慮したものであるべきだと考えます。

そこで、各学校での新型コロナウイルス感染症対策を行っていく上で、本市と三師会がどのように連携をとっているのか。また、学校保健計画に新型コロナウイルス感染症対策がどのように反映しているのか、伺います。

次に、トイレ清掃についてですが、排便からも新型コロナウイルスが検出される危険があることから、現在は、教職員が行っていると伺っております。しかし、教職員は、学習指導のほか、児童生徒の心のケア、学校内の消毒作業を行うなどの業務は多岐に及び、その負担は著し

く大きいと考えます。

そこで、学校のトイレ清掃について今後どのようにしていく予定なのか、その対応策について予算等を確保しているのか、伺います。

次に、学校で感染症が発生した場合の学習保障についてですが、児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校の全部または一部の休業を実施すると聞いております。

そこで伺います。

その際に生じる学校間及び児童生徒間の学習格差を解消するために、早急にオンライン学習の環境整備について進めていくべきではないか。

以上、お答えください。

.....、.....、.....
.....、.....、.....
.....、.....、.....、.....
.....、.....。
.....、.....、.....
.....、.....。

次に、未就学児対策について伺います。

市内の私立幼稚園は、新型コロナウイルス感染症の防止に当たり、緊急事態宣言発令における千葉県からの休業の協力要請などを受け、各園の判断により臨時休園などの措置をとったと聞いております。その一方で、社会の機能を維持するため、就労の継続が必要な保護者の子などに対しては、所管庁の千葉県に加えて千葉市の依頼について応える形で、感染の不安と向き合いながら努力と工夫により預かり保育を継続されたとのことです。

また、保育所においては、原則休園とする市が多い中、本市においては登園自粛の要請のみで、保育を必要とする児童が保育所等を利用できる環境を維持できたことは、現場の理解と協力があってのことであり、幼稚園、保育所ともに、個々の現場職員には心から敬意をあらわすところであります。

しかしながら、同じ未就学児の通う施設である保育所等に対しては、登園自粛要請や保育料の減免措置やマスクや消毒液等の購入に対する補助など、市から様々な要請や支援がなされておりますが、幼稚園に対しては、市からのマスクの購入等に係る補助がないなど、市の要請や支援が異なり、差があるように感じられるところです。

そこで、保育所等と比較し、幼稚園に対する要請や支援に差があるのはなぜかについて伺います。

また、保育所や認定こども園等においては、園の運営費は市から全額支払われるにもかかわらず、報道等によれば、登園自粛により児童が減り、それに応じて保育士等の出勤も減らした場合は、賃金カットや有給休暇を強制的に取得させるなどの実態があるということです。現場を支える保育士等に報いるためにも、このような不適切とも言える扱いについて、当局にはしっかりと各園を指導してもらいたいと考えます。

そこで、登園自粛要請期間中の保育士等の賃金水準や有給休暇の強制的な取得の状況と対応について伺います。

新型コロナウイルスについては、家族が感染した場合への備えが重要です。とりわけ、保護者が感染してしまったが、子供を見てもらえる方がおらず、自宅で療養しながら子供を見ざる

を得なかったという事例はマスコミにも大きく取り上げられました。そのような場合の公的支援策を準備しておく必要があります。

そこで、保護者が新型コロナウイルスに感染し、子供の養育が困難になった場合の本市の対応について伺います。

これからの時代、パソコン端末は学校に必要な不可欠な道具の一つになります。GIGAスクール構想を進めることにより、1人1台端末環境を実現し、千葉市の学校教育の質をさらに向上させていくことが非常に重要だと考えます。ただし、この実現には多額の経費が必要となります。今回、端末の導入やネットワークの拡張にかかる経費について国からの補助等がなされているとのことですが、これらについて保守費や更新費用など、今後継続して相当な費用が発生することとなることが考えられます。

そこで、4点お伺いします。

1点目は、GIGAスクール構想を実現するに当たって必要となるランニングコストは、どのぐらい想定しているか。これらについて、できるだけ安価にすべきであるとともに、国ができる限り支援を行うべきと考えるが、教育委員会としての見解はいかがか。

2点目は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一斉休校中の学習支援として、千葉市ではデジタル・オンライン教材を活用しているが、その教材による指導方法と今後の活用方針についてどのように考えているのか。

3点目は、1人1台端末整備について、具体的にどのようなスケジュールで整備をしていく予定なのか。全国で一斉に整備がされると考えるが、供給体制は大丈夫なのか。

4点目は、GIGAスクール構想については、1人1台端末を整備するだけでなく、それをどのように活用していくかが重要だと思われるが、具体的にどのように考えているのか。

千葉市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業についてです。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援をより一層手厚くすることについては賛同いたします。しかし、公務員が対象から除外されていることは、公平性の観点から看過できません。収入が減少していないことを理由の一つに挙げるのであれば、収入の増減を条件に入れて、収入の減少のない世帯への給付をやめるべきであります。公務員が地方自治体の児童手当の支給事務の対象外で捕捉できないことも承知しておりますが、千葉市に在住する公務員に周知する努力は必要であります。

そこで伺います。

公務員を市単独上乘せ支給の対象から除外した理由はなぜなのか。

次に、養育費確保促進事業について伺います。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により養育費の不払いが生じることから、ひとり親家庭の生活の基礎となる養育費の確保を促進し、生活の安定を図るため、モデル事業として新たに実施するものです。したがって、今年度の実施状況等を踏まえた上で、今後、事業の本格実施に移行する予定であると伺っております。

そこで、事業の本格実施に当たり、今後の課題について伺います。

次に、農業労働力確保緊急支援事業について伺います。

農業は、長年の経験で培われる技術や知識が必要であることや体力が必要であったり、休みがとれないという印象を持っている方が多く、新規就農は非常にハードルが高いものだと感じる人も少なくありません。一方で、今回の事業で導入されている直進アシストトラクタやI o

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

T栽培ナビゲーションシステムなどの先端技術は、初心者にも精密な作業をできるようにしたり、熟練農業者の技術やノウハウなどが見える化することで、農業のたくみが長年の経験によって習得する勘やコツを比較的短時間で習得できることを可能にしております。

今回、新型コロナウイルスにより、市内農業の重要性が認識される中、農業に関心を持たれる方や失業した方の受け皿に農業になることも想定されておりますが、スマート技術はその円滑な農業への参入を実現することが期待されております。

そこで、本市において、今後スマート農業を推進する上での基本的な考えと課題及びその対応についてお伺いいたします。

次に、区役所等窓口混雑状況配信システムの導入について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、3つの密の回避や人と人との距離の確保などが重要とされる中、本市においても、区役所の窓口など、来庁者で混雑する環境は可能な限り早期に改善していく必要があると考えます。

当局では、本年3月末に発出した「ちばしチェンジ宣言！」において、新型コロナウイルス感染症の終息後も見据えた取組として、区役所の窓口における混雑状況を配信するシステムを導入すると示しており、これにより来庁された市民の皆様が混雑を避けることができるところであります。具体的にどれほどの効果があるのか、気になるところであります。

そこで、区役所等窓口混雑状況配信システムの導入について、3点伺います。

1点目は、区役所における感染防止対策としての具体的な効果はあるのか。

2点目は、スマートフォンやパソコンを保有しない市民に対する対策は。

3点目は、来庁前に事前に番号を予約することはできるのか。

以上で1回目の質疑を終わります。御答弁のほどお願いいたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。熊谷市長。

〔市長 熊谷俊人君 登壇〕

○市長（熊谷俊人君） 植草毅議員からいただきました御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで3度にわたり編成した補正予算について、なぜ専決処分で執行し臨時議会を招集しなかったのかとのことですが、本来、補正予算は、あらかじめ議会の承認をいただくものであり、執行部においても、そのための説明責任を十分に果たす必要があるものと認識をしております。

一方、政府による緊急事態宣言が令和2年4月7日に発令され、本市においても、保健所を中心に大幅な業務増が見込まれる部署の職員を増員するとともに、職員間の感染予防を図るため在宅勤務等を実施するなど、平時とは大きく異なる体制での対応を余儀なくされておりました。

こうした中、新型コロナウイルスによる市民や事業者の方々への影響は日々深刻化していたことから、各種の支援策を一刻も早く実現するには、補正予算を早急に編成する必要がありました。このため、地方自治法第179条第1項で定める緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるものとして、あらかじめ正副議長及び交渉会派の代表者の皆様に御説明の上、補正予算を専決処分とすることとしたものであります。

なお、専決処分を行った補正予算については、本会議での御承認をお願いすることとなりますが、それぞれの事業の詳細については丁寧な説明を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、千葉県が幕張メッセに整備を検討している臨時医療施設について要望書を提出したのはなぜかとのことですが、臨時医療施設の整備は都道府県の役割であり、仮に爆発的な感染拡大が発生した場合の病床不足に備えて千葉県が検討しているものでございます。

県が4月22日に公表した補正予算案におきまして、事前に本市に正式な協議がなく病床数は1,000床、開設時期は5月中旬以降など具体的な内容が示され、翌23日の知事の定例記者会見におきまして、幕張メッセが有力な選択肢として検討されている旨の発言がございました。

当該計画がこのまま具体化することで、医療従事者や入院中に重症化した場合の転院先の確保など、本市及び周辺の医療提供体制等への支障が生じることが懸念されたことから、県に要望を行ったものでございます。

次に、情報収集、発信の考え方についてですが、情報収集、集約については、当初は保健福祉局で行っておりましたが、より機能の強化を図るため、3月5日に感染症対策庁内連絡調整チームを立ち上げ、週3回のペースで開催し、各局が収集した情報を集約するとともに、全庁に情報提供を行い、共有に努めたところでございます。

また、様々な情報等を迅速に伝えるため、市ホームページに新型コロナウイルス感染症特設ページを作成し、患者発生状況、国、県、市の各種支援策を個人向け、事業者向けに整理して掲載するとともに、施設の休館、開館情報を掲載したほか、市政だより臨時号を3回発行し、情報発信を図ってきたところでございます。

このほか、安全・安心メール、LINE、ヤフー防災速報、町内自治会役員向けメールマガジンなどあらゆる手段を活用し、必要な情報の適時発信に努めたところでございます。

次に、マスクの着用に関する本市の見解が変わったことについてですが、マスクについては、当初は国の見解を踏まえて予防のためではなく症状のある人が着用することで周囲への感染を防ぐことを周知しておりました。その後、新型コロナウイルス感染症に関する調査研究が進み、症状の出る2日前から感染をさせる可能性があるという国の見解が示されたことから、症状ない方もマスクを着用していただくよう周知しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として、次亜塩素酸水の応用に対する本市の対応についてでございますが、新型コロナウイルスの消毒については、国の通知等で消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液を使用するとされているため、ホームページで周知を行っており、高齢者施設に対しては文書で同様の周知を行っております。なお、次亜塩素酸水については、国の通知では推奨する対象とされておりませんので、特段の対応は行っておりません。

次に、自宅療養者の医学的サポート体制についてですが、これまでは入院が原則ですが、入院調整等により自宅待機が発生した場合は、週2回DMATが、そのほかの日には保健所の職員が電話で健康状態の確認を行っております。

次に、PCR検査及び抗原検査キットの保険適用に係る対応についてですが、PCR検査が保険適用されたことに伴い、医療機関が自院や民間検査機関で行った検査については、行政検査と同等の取り扱いとなることから、当該検査費用の負担を患者に求めず、本市が負担することとし、医療機関と契約を進めてまいります。なお、抗原検査キットを使用しての検査についても同様の取り扱いとしております。

次に、新型コロナ保健所業務支援クラウドパッケージを導入した経緯、ランニングコスト及び無償提供終了後の対応についてですが、千葉市保健所では、これまでPCR検査の結果や患者情報などのデータファイルをそれぞれ独立して管理しており、入力や照合に時間を要していたことから、改善策として、5月23日より新型コロナ保健所業務支援クラウドパッケージを導入いたしました。

これは、民間事業者が船橋市での運用実績を踏まえ、全国の希望する保健所に対し無償提供するものであり、導入したことでデータの一元管理が可能となりました。なお、無償提供される期間は4か月であり、その後のコストは、ライセンス使用料や回線接続料などで月40万円程度を見込んでおります。

これとは別に、先月に国がより効率的に患者等に関する情報を収集し、地域の関係者の間で共有するため、新たな情報把握・管理システムを全国で導入いたしました。本格的な活用は今後でございますが、このシステムを活用することで、国への報告等の事務負担の軽減が図れることとなります。これらの情報管理システムを活用し、効率的に業務を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策本部の組織運営上の課題と改善策についてですが、組織運営上の課題につきましては、迅速に感染症対策を行ってきたものの、感染拡大に伴い、外出や営業の自粛要請が行われ、社会経済活動に様々な影響を与えているため、本部において状況を俯瞰して把握し、必要となる施策の調整を総合かつスピーディーに行うことが重要であると認識しております。そのため、対策本部において全庁的により迅速に情報を把握、施策を決定していくことが必要と考えております。

次に、これまでの市内の感染状況と第2波への対策についてですが、市内の感染状況は、3月下旬から感染者数が徐々に増加し、4月上旬には、感染経路が不明の新規感染者が高い割合を示すなど、ピークを迎えましたが、現在は患者数が減少し落ちついてきたと認識しております。

今後、第2波が来たとしても、それらをいかに小さなものに抑えるかが重要であり、市民の皆様には、引き続き3つの密の回避や人と人との距離の確保など、新しい生活様式を継続可能な形で各自の日常生活に取り込んでいただくことを、また、事業者の皆様には、業界ごとのガイドラインをもとに感染管理が徹底されるよう働きかけてまいります。

また、感染者の増加に備え、医療提供体制や検査体制の確保に努めるとともに、その他の感染症が流行する冬場の感染予防対策を推進してまいります。

次に、三師会との連携についてですが、市医師会とは、新型コロナウイルスの初期診療マニュアルの作成や土日を含めた検査体制の強化、充実のため、4月より開始いたしましたドライブスルー方式によるPCR検体採取等に積極的に協力いただくなど、連携を図っております。

また、市歯科医師会には、検体採取を行う医師等の確保が困難であると判断された場合などに検体採取に協力いただくことを想定しているほか、市薬剤師会とは、軽症者等の宿泊療養施設の入所者への薬剤提供や遠隔による服薬指導など、様々な形で連携を図っております。

次に、陰性であった濃厚接触者の健康観察についてですが、入院医療機関や宿泊療養施設は、陽性患者を受け入れる場所であり、PCR検査で陰性だった場合は、原則自宅待機で、最終接触日から14日間の経過観察を行うこととなります。

次に、在宅で高齢者のケアを行っている介護者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応についてですが、担当ケアマネジャーやあんしんケアセンター、保健所等の関係機関が連携し、

介護が必要な方の健康状況を把握した上で、親族への協力要請や訪問介護サービスなどの利用による在宅での介護、施設への入所など、本人の身体や生活の状況に応じた支援を行ってまいります。

次に、クラスター防止協力金制度をクラスターが発生した施設へ対象拡大すべきとのことですが、クラスター防止協力金制度は、飲食店など不特定多数の人が利用し、クラスターが発生しやすい施設において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に、施設名を公表するなど、感染拡大防止に協力していただいた事業者等に対し、給付金を支給するものでございます。

これは、施設名を公表しなければ濃厚接触者の把握が難しく、感染者の有無を確認できない施設において、保健所による積極的疫学調査を円滑に行うために必要と考えております。

次に、生活困窮者支援の充実についてですが、今般、生活困窮者施策の一つである離職などにより家賃の支払いに困っている世帯を支援する住居確保給付金について補正予算として大幅な増額をお願いしているところでございます。

また、今月より市内3か所に設置している生活困窮者の相談窓口である生活自立・仕事相談センターに、訪問による支援を強化するためアウトリーチ支援員をそれぞれ1人配置し、より一層の支援を届ける体制を構築したところでございます。

さらに、本年9月には、花見川区保健福祉センター内に新たに生活自立・仕事相談センターを開設し、生活困窮者施策の充実を図ることとしており、この各相談センターを通じて生活困窮者に対し、住居確保給付金や生活福祉資金及び各種福祉施策を案内してまいります。

今後も、生活にお困りの方の実態を的確に把握し、既存事業を拡充するなど、地域で安心して生活できるよう必要な措置を講じてまいります。

最後に、医療機関での減収への対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、不急の手術の延期や院内感染の不安から新規患者が減少するなど、入院、外来ともに患者数が減少していることは認識しております。

医療機関に対する支援として、経済対策の一環としての持続化給付金の活用やマスクなど必要物品の支援、患者が受診しやすいようオンライン診療を実施する医療機関のホームページでの周知などを実施いたしております。

また、国では第2次補正予算案の中に福祉医療機構による無利子、無担保等の危機対応融資の拡充や診療報酬の増額など、全国的な課題であることから国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長（小池浩和君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、どのような考え方で補正予算を編成したのかについてですが、新型コロナウイルス感染症による影響を可能な限り緩和すべく、国の緊急経済対策事業のほか、本市独自の事業について補正予算の編成に順次取り組んでまいりました。

主な内容では、感染者の拡大及び緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛及び休業の要請などによる市民、事業者の社会経済活動への多大な影響が懸念されることから、感染拡大の防止と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続のほか、緊急事態宣言解除後の次の段階における経済活動の回復などに係る経費について補正予算を専決処分するとともに、補正予算案を編成したものであります。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の各種事業を中止する場合の予算措置の考え方についてですが、新型コロナウイルス感染症対策を含む年度中の財政需要に的確に対応する必要があることから、中止が決定したことなどにより今年度の執行ができないイベント等の各種事業に係る経費については、補正財源としての活用を図るべく、当該事業の予算規模に応じて減額補正を行う方向で検討してまいります。

次に、市有施設のテナントや指定管理者への支援はどのように考えているのかについてですが、まず、市有施設のテナントについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から休館していた市の施設内で営業していたテナントや公園施設内に設置され、市からの要請で休業したテナントは、営業活動が制限され収入減が見込まれることから、緊急事態宣言が発令されていた4月、5月の2か月分の賃料を免除することとしました。

また、開設していた市の施設内で営業していたテナントについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難になっている場合は、賃料の支払いを一定期間猶予するとともに、休業要請に応じたテナントは、4月、5月の2か月分の賃料を免除することといたしました。

さらに、指定管理については、市の指示により休館したことによる損益を算定の上で、必要に応じて指定管理料を見直してまいります。

次に、地方創生臨時交付金の本市配分額に対する活用見込み額についてですが、本交付金について、国の第1次補正予算で計上された総額1兆円のうち、地方単独事業分である約7,000億円に係る本市配分額約17億円に対し、現時点の活用見込み額は約42億円となっております。

次に、地方創生臨時交付金について、国の第2次補正予算による追加交付見込み額についてですが、国においては、第2次補正予算案で本交付金を2兆円追加計上しているところですが、現時点では、この追加分に係る本市への配分額は示されておりません。なお、既に示された本市への配分額や国の予算の状況を踏まえると、本市への配分額は、総額で60億円から70億円程度と見込んでおります。

最後に、地方創生臨時交付金事業の執行に当たって、事業費が本市への配分額を上回る場合の対応についてですが、今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用が可能な事業について、全額同交付金を活用することとしております。

今後、これらの事業の執行に当たって、事業費が交付金の配分額を上回る場合には、市民や事業者が必要とする支援を確実に実施できるよう、財政調整基金を活用するなど機動的な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えいたします。

なぜ、特別職の給与減額措置を他の補正予算に先んじて発表したのかについてですが、特別職の給与を減額することについては、当初より補正予算の発表とは別の機会に記者発表を行う考えではありましたが、他の自治体の動きがある中で、一部の報道機関から取材を受けたことから、臨時記者会見を開催し、皆様にお知らせすることが適切だと考え、5月19日に発表を行ったものです。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 市民局長。

○市民局長（稲生勝義君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、特別定額給付金の対応がおこなわれているが、十分な処理体制をとれていないのではないかについてですが、約46万世帯の市民の皆様にも一日も早く給付するためには、申請書の発送、受付から、問い合わせや不備があった場合の対応等、そして給付までを一元的に管理し、正確に行うためのシステムが必須となり、この構築に所要の期間が必要となったものでございます。

システム構築後の申請の処理体制につきましては、今月から90人規模で実施しており、バーコードによる申請管理や申請書の自動読み取りなど、ICTを活用した作業の効率化を図っておりますが、現時点で多くの市民の皆様にも給付金が届いておりませんので、早期の給付に向け取り組んでまいります。

次に、なぜ生活困窮者により早く給付を行うため、他市のように申請書のダウンロードによる先行申請を行わなかったのかについてですが、申請書ダウンロードによる先行申請は、システムがない中で手作業により処理するため、事務が煩雑となり審査ミスを生じるおそれがあるほか、全て手書きの申請書となるため、記入不備が多く審査に時間がかかることで、全体の給付スケジュールのおくれにつながる危険性があることから、本市では行わないことといたしました。

なお、生活資金にお困りの方に対しましては、緊急小口資金等の特例貸付などの支援策の利用を御案内してきたところでございます。

次に、業務委託先の選定方法、契約金額及び財源についてですが、短期間でシステム構築をはじめ、コールセンター及び申請の審査等を行う事務センター業務等に的確に対応するには、給付金事業にノウハウを有する事業者への委託が最適であるため、臨時福祉給付金やプレミアム商品券など、過去の本市の給付金事業の受託実績のある事業者と随意契約し、契約金額13億8,600万円により一括で委託しております。

このほか、先行設置いたしましたコールセンターの費用2,500万円、口座振込手数料等5,200万円などを含め、事務費の総額は15億円となっており、財源は全額国費となります。

次に、区役所窓口混雑状況配信システムの導入についてお答えします。

まず、区役所等における感染拡大防止策としての具体的な効果についてですが、今回導入いたしますシステムは、自宅や外出先からインターネットで各窓口の待ち時間等をリアルタイムで確認することができます。また、来庁後の窓口呼び出しにつきましては、希望された方に対しまして、順番が近づいたら電子メールによる呼び出し通知を行うことができます。

これらにより、混雑時を避けての来庁や来庁後の待ち時間を混雑を避けて過ごすことができるようになり、待合ロビーでの滞在時間を大幅に短縮することで感染症拡大の原因と言われる3つの密を避ける効果があるものと考えております。

次に、スマートフォンやパソコンを保有しない市民の方に対する対策についてですが、本システムでは、区役所の待合ロビーに設置するテレビモニターにも、各窓口の待ち時間や待ち人数等を表示することが可能となるため、一度来庁していただいた後とはなりますが、混雑を避けて過ごしていただけるものと考えております。

最後に、来庁前に事前に番号を予約することはできるのかについてですが、本システムには事前の番号予約機能はございません。なお、本年4月から導入しております転入届、転出届を

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

インターネットで事前申請した方を優先的に受け付けするファストレーンと本システムを組み合わせ、スムーズな案内につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、テナント支援協力金のスキームと今後に向けた改善点についてですが、千葉県による施設の使用停止の協力要請がなされた業種や外出の自粛要請等により影響を受けた飲食店などの店舗においては、本年4月分の家賃等の支払いについて厳しい状況が見込まれておりました。

そこで、テナントの家賃等の負担軽減を早期に図るため、まずオーナーへ家賃等の減免の要請を行い、その後、減免したオーナーへ協力金を支払うスキームを構築したところです。また、他市の支援状況や市内のオーナーなどからの聞き取りの結果、減免した家賃等の8割を助成、補助上限額を50万円と設定しました。

今後は、これまで取り組んできたテナント支援協力金の状況から、支援対象をテナント側に変更し、協力金の実績等を踏まえ、補助率及び補助上限額を見直したテナント支援金を創設し、支援することといたしました。

次に、事業者向け臨時相談窓口の体制についてですが、内部用を含め電話10回線を準備し、本市職員4人と専門家3人の計7人で対応を開始しました。開設当初は、問い合わせが集中したことや職員が様々な相談になれていなかったことなどから、電話がつながらない局面もありましたが、その後、専門家を増員するなど体制を強化いたしました。本年6月1日時点で、本市職員4名と専門家である社会保険労務士が3人、中小企業診断士が2人の計9人の体制としており、専門家による経営相談、労働相談のほか、国の制度である持続化給付金や雇用調整助成金、県の制度である千葉県中小企業再建支援金、本市独自の制度であるテナント支援協力金などについて、お待たせすることなく対応しております。

次に、臨時相談窓口をどのように改善していくのかについてですが、これまでは、多岐にわたる国、県、市の各種支援策の周知や制度説明などを行い、必要な方々に支援が届くよう努めてまいりました。

一方、国の支援制度は何度も改正が行われており、特に雇用調整助成金は、電子申請の導入を含め、申請手続が大幅に簡素化され、支援額の上限も引き上げられることから、申請者が大幅に増えることが見込まれる中、依然として申請に当たりサポートを必要とする方の問い合わせも想定されます。

そこで、電話による事前予約を受け付け、3密にならないよう環境に配慮しながら、社会保険労務士による面談などにより、きめ細かな申請手続のお手伝いを実施してまいります。なお、今後も、国の制度の改正や延長などに対して、制度利用希望者が迅速に支援を受けることができるよう努めてまいります。

次に、様々な業種がある中で、なぜ、理美容業の利用促進を行うのかについてですが、国の特別定額給付金の趣旨を踏まえると、自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスとして位置づけられている生活必需サービスの利用促進を行うことは、消費喚起による地域経済の活性化及び市民生活の安定化に寄与するものと考えております。

この生活必需サービスの一つと位置づけられている理美容業においては、市内の他の業界団

体に比べ支援メニューが少なく経営状況が厳しいとして支援の要望をいただいたこと、及び厚生労働省が実施した新型コロナ対策のための全国調査において、収入、雇用に不安がある業種の上位となっていること、さらには、市内に約2,140事業所あり、ほぼ全ての市民が利用する施設であることから、国の特別定額給付金の支給に合わせ、利用を促進することとしたものであります。

次に、事務委託先の選定内容にかかわらず、市内店舗は公平に参加ができるのかについてですが、本事業を委託する場合は、委託事業者が既に実施している事業と明確に区分の上、対応することとし、市内の理美容店が公平かつ幅広く参加できるようスキームを検討してまいります。

様々な店舗が参加することによって、市民の皆様をはじめとした利用者にとって魅力的で利便性が高い事業となるものと考えており、本事業を通じた市内消費の喚起を実現していきたいと考えております。

次に、感染防止対策支援金として参加店舗に一律3万円を支払うに当たっての不正防止策についてですが、新型コロナウイルス感染防止対策は、利用者や従業員をはじめ、全ての関係者の安全を確保するために必要不可欠なものであり、将来にわたり各店舗が事業を継続していく上で、不正に安全対策を怠ることは考えづらいものと思われませんが、支援金の支出に当たり不正防止を図っていくことは非常に重要であると認識しております。

一方で、本事業は新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の一環であることを鑑み、参加店舗においては、感染拡大防止に係る対策を速やかに実施し、その経費を迅速に支援していくことが必要であるとも考えております。

そのような状況を踏まえ、支援金の申請に当たり、本市が示す理容所、美容所向けの新型コロナウイルス感染症対策についての指針を遵守する旨の誓約書及び対策実施後の店内写真の提出を条件とすることで、適切な事業運営を確認していくとともに、参加店舗の負担軽減を図りつつ、利用者にとって安心・安全に利用できる環境の整備を促進してまいります。

次に、参加店舗が感染防止対策を行う際に、市内事業者を優先的に選択すべきと考えるがどうかについてですが、参加店舗に対し感染防止対策に係る各種消耗品等を市内事業者から優先的に調達するよう促していくことは重要なことであると認識しております。

しかしながら、まずは市民の皆様をはじめとした利用者が安心・安全に店舗を利用できる環境を迅速に整備していくことが重要であるとも考えており、衛生関連用品の需給の逼迫が一部で続いていると見込まれること等も勘案し、民間事業者である店舗に対し、本事業参加に当たって市内事業者からの調達を義務づけていくことは困難であると考えておりますが、委託事業者を通じ、各店舗に対し可能な限りの市内事業者利用を促してまいります。

次に、今後の経済対策の考え方についてですが、本市はこれまで経済団体や各種業界団体と意見交換を重ね、休業要請対象施設や営業制限、外出自粛等によって大きな影響を受けた飲食店など、より緊急性が高いと考えられる事業者に対し、スピード感を持って市独自の支援に取り組んでまいりました。

このような中、国も2次補正予算において、新たな家賃支援給付制度の創設、雇用調整助成金の上限額引き上げ、中小企業・小規模事業者向けの経営相談体制の強化など、事業者が活用できる支援メニューが拡充されるほか、緊急事態宣言の解除等に伴い、市内企業を取り巻く事業環境も少しずつ変化してくるものと考えられます。

今後の経済対策については、国内や市内での感染症の状況や社会要請、需要の高まりなどを見きわめつつ、的確なタイミングで地域経済の活性化に資する支援策を展開できるよう引き続き検討してまいります。

最後に、スマート農業を推進する上での基本的な考えと課題及びその対応についてですが、本市は小規模農家が多く、高齢化や就農人口の減少が進んでいる一方、農業地帯が首都圏や地域の都市部と隣接しており、販路の多様化や他業種との連携が行いやすいという強みを有しています。今後、本市農業はこのような強みを生かしつつ、国内外の多様なニーズにも対応できるよう成長産業化を進める必要があると考えております。

この中で、生産性、効率性の向上、省力化、危険な作業の回避などを実現するスマート技術の導入は欠かせないものであります。

一方、その導入、普及に当たって課題としては、やみくもにこのような技術を導入しても、経営規模や生産物など、様々な要素を鑑みて技術を取り入れなければ、コストばかり高くなり、効果を適切に発揮できないことにあります。

本市農業において、どのようなスマート技術を導入するのが効果的なのかを含め、農業経営をされている方やこれから新規に就農しようとする方にしっかりと技術について知っていただき、その上で必要なものを判断し導入できるように、本市としてサポートしていくことが重要だと考えております。

そのため、今後、本市としては、スマート農業機器を用いた研修について、これまでの自ら農業を行う新規就農者向けだけでなく、農業法人に雇用就労しようとする方に向けても拡充を図ってまいります。

さらに、機器の導入に当たっては、従来の国の補助制度に加え、本市独自の補助制度を拡充するなどし、使い勝手をよくするとともに、民間事業者とタイアップしたシェアリングやリース等によるコスト軽減策なども検討しながら、本市農業のスマート化をさらに加速してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 建設局長。

○建設局長（出山利明君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えいたします。

道路占用許可基準の緩和内容と本市の今後の取組についてですが、道路上にテーブルを置くなどの占用については、道路の敷地以外にその場所がなく、やむを得ない場合や地域活性化などのイベントに限り、許可する基準となっております。

本年6月5日付国土交通省から通知された、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取り扱いについては、3つの密の回避など感染拡大の予防を目的とし、飲食店などが行うテイクアウト販売やテラスでの飲食提供のためテーブルなどを置く場合は、通行の安全が確保されることを条件に許可の基準を緩和し、弾力的に判断することを自治体に求めております。

また、占用に当たっては、自治体や商工会などの団体が主体となって行うほか、道路の掃除や維持管理に協力することを条件に占用料を免除することとしており、その期間は本年11月30日までの限定措置となっております。

本市といたしましても、新型コロナウイルス感染症対策を推進するとともに、影響を受ける

飲食店などの支援は重要と考えておりますことから、速やかに関係者で協議調整し、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 新型コロナウイルス感染症に関する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、収集業務従事者への応援メッセージの状況についてですが、このようなときにも休まず、私たちのごみを集めてくれて本当にありがとうございます。いつもありがとうございます。お体に気をつけてくださいといった数多くの応援メッセージが市民の皆様から寄せられております。メッセージにつきましては、職員間で共有しており、実際に従事する作業員からは大変励まされた、より意欲的に取り組もうとの声を聞いております。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関連する収集業務全般の状況認識とその対応についてですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言による不要不急の外出自粛や営業自粛等の要請の影響により、家庭から排出される焼却ごみ量は、3月は対前年度比5.1%増加、4月は7.5%増加しましたが、各収集運搬事業者の適切な対応により、大きな混乱もなく収集することができております。なお、国内外の流通が停滞している状況を鑑み、古着等の布類の定期収集及び集団回収を6月1日から当面の間、休止しております。

一方で、事業系焼却ごみ量は3月は対前年度比10.2%減少、4月は26.8%減少しており、一般廃棄物収集運搬許可業者の収入が減少していることから、資金繰り支援措置として、一般廃棄物処理手数料の4月分及び5月分の納期限を4か月延長することとし、4社から申し出があったところでございます。今後とも感染状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 消防局長。

○消防局長（中村由明君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えします。

車載用オゾン発生器の導入効果についてですが、救急車内において救急患者や救急隊員などに影響のないオゾンガスを常時発生させることにより、細菌やウイルスなどを除菌することで、救急隊員の活動環境が改善されるとともに、救急患者に感染しづらい車内環境を提供できることから、より一層の安全・安心が確保されるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えいたします。

市病院事業の経営への影響及び収支状況についてですが、両市立病院においては、これまで新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに対応してきたところではありますが、感染拡大に備えた病床の確保のほか、予定手術の延期や患者の受診控えなどの影響により、病床稼働率や外来患者数は減少している状況にあります。

これに伴い医業収益も減少しており、本年4月における医業収支は、昨年4月に比べ病院事業全体で約1億円悪化している状況です。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（大野和広君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、学校における感染症対策に係る三師会との連携及び学校保健計画についてですが、本市では、新型コロナウイルスの感染を防止するための様々な方策や学校保健に関わる活動について、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会から指導や助言をいただいております。

具体的には、市医師会からは、健康診断の時期や方法等について、市歯科医師会からは、歯科検診の実施の時期や方法等、給食後の歯磨き、うがいの取組の仕方などについて、市薬剤師会からは、冷水器の使用や換気などについて指導や助言をいただくなど、随時、連携を図っております。今後も、感染状況をもとに三師会と連携し、子供たちが安全・安心に生活できるよう取り組んでまいります。

また、各学校においては、国や本市の新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの内容を学校保健計画に反映させ、健康診断や保健教育などを行い、子供たちの健康管理を図っております。

次に、学校のトイレ清掃の対応方針についてですが、現在は、児童生徒への感染リスクを減らすために教職員が清掃を行っておりますが、今後、教職員の負担を軽減するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保するため、当面の間、清掃業者へ業務委託できるよう、財源も含めて準備を早急に進めてまいります。

次に、オンライン学習の環境整備についてですが、コロナ禍に伴い、学習における学校間及び児童生徒間格差が生じないように、定期的な家庭訪問や電話連絡、学校ホームページを活用した課題の提供等により、きめ細やかな学習指導に努め、学習内容の定着を図ってまいります。

また、休校期間中に進めてきた学習動画コンテンツのさらなる充実に努めるとともに、児童生徒への端末貸与を引き続き進めることにより、学習格差の解消等に向けたオンライン学習の環境整備を進めてまいります。

次に、GIGAスクール構想実現のランニングコストについてですが、ネットワークにつきましては、第2次キャビネットへの更新により既に整備されており、この整備や保守等に関して5年間で約42億円の契約がされています。

今回のGIGAスクール構想は、これに加え1人1台端末の整備とネットワークの拡張整備等を行うものですが、これらのために追加で必要になるランニングコストとしては、端末の運用管理や拡張したネットワークの運用保守に係る費用等として年間約3億6,000万円程度を見込んでおります。これらの費用につきましては、よく精査し、できるだけ抑えられるようにしてまいりたいと考えております。

また、ランニングコストに関する国の支援につきましては、現在示されておりませんが、今後も継続的かつ十分な財政支援を受けることができるよう要望してまいります。

次に、デジタル・オンライン教材による指導方法と今後の活用方針についてですが、本市では、新型コロナウイルス感染症に伴う一斉休校中の学習支援として、学習動画コンテンツを作成し、現在、小学校1年生から中学校3年生まで計103本を配信しております。

この学習動画コンテンツは、教科書の内容に沿ったもので、各学校から出された課題と合わせて、より効果的な家庭学習につなげることができると考えております。また、学習コンテンツデータを印刷して配付できるよう整備し、デジタル環境が整っていない家庭においても対応

できるよう工夫しております。

引き続き、学習動画コンテンツの作成及び配信などを継続するとともに、授業においても効果的に活用し、個々の児童生徒に応じたさらなる学習支援に努めてまいります。

次に、1人1台端末整備のスケジュールと供給体制についてですが、今年度中に3学年分、来年度までには残りの全ての学年分について端末を整備する予定です。

文部科学省において、各自治体の円滑な調達に資するよう、需要見込みや調達状況について必要な供給事業者と共有することが予定されているとの説明を受けており、本市においても確実に整備ができるよう鋭意努力してまいります。

最後に、1人1台端末の具体的な活用についてですが、GIGAスクール構想の実現により、これまでの教育実践とICTを組み合わせることで、日頃の授業の質を向上させ、教師、児童生徒の力を最大限引き出す教育を実現したいと考えております。

具体的には、1つに、一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有し、双方向で意見交換する協働的な学び、2つに、インターネット等を用いた調べ学習や写真、音声、動画等を用いた多様な資料、作品の制作など、創造性を育む教育、3つに、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた知識、技能の習得等に効果的な個別学習などをより一層充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号、第69号及び第70号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、保育所等と比較して、幼稚園に対する要請や支援に差があることについてですが、園の臨時休業または再開に当たっての要請や、マスク、消毒液の購入への補助など、国庫補助を活用した感染拡大防止の支援については、幼稚園を所管する千葉県が行っております。

本市としましては、幼児教育、保育の無償化に係る給付について、制度の枠組みにのっとり、臨時休業や登園自粛があった際も継続して給付を行っております。

また、保育所や市立学校等における対応などについて、園の対応の参考としていただくため、速やかな情報提供を行うとともに、市で独自に確保したマスクを幼稚園に配布するなどの支援を行ってきたところでございます。

次に、登園自粛要請期間中の保育士等の賃金水準や有給休暇の強制的な取得の状況と対応についてですが、実態を把握するため、賃金水準や有給休暇の取得状況等を調査したところ、274園中241園から回答がございました。

正規職員については、全ての園において、登園自粛要請前と同水準の賃金を支払っていましたが、一方で、非正規職員については、登園自粛要請前と比べて同水準の賃金を支払った園の割合は61%、60%以上の賃金を支払った園の割合は36%、60%未満の賃金を支払った園の割合は3%でございました。

また、有給休暇の取得については、強制的か否かは判断できませんが、自粛要請期間中、出勤調整を年次有給休暇により行った園は、正規職員では5%、非正規職員においては15%という状況でした。

なお、民間保育園等に対しては、登園児童数が減っても通常どおりの給付費が支給されていることから適切に対応する旨を3度にわたり通知するとともに、関連する国の通知やFAQを

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

送付しております。今後は、国の見解を確認しながら、より強制力を持った指導について検討をしてまいります。

次に、保護者が新型コロナウイルスに感染し子供の養育が困難になった場合の対応についてですが、保護者がコロナウイルスに感染し、その子供は陰性であることが判明した場合には、児童相談所が保護者と治療の調整に当たる保健所と連携を取りつつ、回復するまでの間の当該子供養育について相談を行います。

その際、子供がなじみのある環境で安心して生活できるよう、まずは、親族等による養育が可能となるよう調整を行います。親族等による養育が困難である場合には、当該子供は濃厚接触者である可能性が高いことから、市立海浜病院への一時保護委託を行うことができるよう、対応を図っております。

次に、公務員を市単独の上乗せ支給の対象から除外した理由についてですが、公務員は、法律に基づく基準等により給与が決定されており、現状においては、著しい所得の減少など大きな影響がない中で、特別定額給付金や国の子育て世帯への臨時特別給付金も支給されることから、市の限られた財源をより優先順位の高い支援策に活用していく必要があると考えております。

また、国の給付金は、公務員につきましても、児童手当の受給者を対象としていますが、市町村は公務員の児童手当に関する情報を保有していないため、市単独の上乗せ支給に関する個別の事前通知が困難であり、国の給付金の申請を受け付けた後に、改めて上乗せ支給に係る案内等を送付する必要があるなど、迅速な支給や経費の面で課題がございます。

そのため、これらを総合的に勘案した結果、公務員を支給対象者から除外したものでございます。

最後に、養育費確保促進事業の本格実施に当たっての今後の課題についてですが、本事業は、ひとり親家庭が保証会社と養育費保証契約を締結する際に支払う保証料の一部を本市が助成するものであり、別居親と養育費の取り決めを行うことが前提条件となっておりますが、昨年度実施したひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査の結果から、ひとり親家庭の約半数が養育費の取り決めを行っていないことが課題であると認識をしております。

そのため、事業の本格実施に当たっては、養育費に関する講習会の開催や公正証書の作成支援など、養育費の取り決めに係る支援を併せて実施する必要があると考えており、より効果的な支援策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 植草毅議員。

○25番（植草 毅君） 答弁ありがとうございます。各議案について御答弁いただきましたが、内容については、おおむね理解いたしました。ただいまの質疑の内容を踏まえまして、常任委員会において議論を深め、慎重に精査してまいりたいと思います。

以上で、議案質疑を終わります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 植草毅議員の質疑を終わります。

ここで、換気のため、議場左右の扉を暫時開放いたしますので、御了承願います。

質疑を続けます。32番・麻生紀雄議員。

[32番・麻生紀雄君 登壇、拍手]

○32番（麻生紀雄君） 未来民主ちばの麻生紀雄でございます。通告に従いまして議案質疑を

行います。

質疑に先立ち、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に対し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にも心からお悔やみを申し上げます。また、罹患されている方々の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

そして、医療関係者をはじめ、社会を支える活動に取り組んでおられる全ての皆様に心から感謝と敬意を申し上げます。

それでは、質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号までの専決処分について、議案第67号の一般会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策について、議案第68号の学校給食事業特別会計補正予算及び第69号の病院事業会計補正予算について伺います。

新型コロナウイルス感染症の発生後、当局においては、保健所などの体制強化を図りつつ、検査体制の充実、病床の確保、相談窓口の設置や各種支援策など、感染拡大防止対策や事業者、市民生活への支援に向けた様々な取組を実施し、今なお各部門において、それぞれの立場で御尽力されていると認識しており、皆様の御努力に敬意を表します。

我が会派といたしましても、4月28日に市長に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を提出し、市民への積極的な情報の提供や医療従事者への支援、児童生徒の学びの機会の確保、中小企業等への支援など、市民の安全・安心を確保するため、迅速かつ着実な対応を求めてきたところであり、また、支援に必要な財源をしっかりと確保し、有効に活用することを求めてきたところであり、これらの視点も踏まえながら質疑をいたします。

初めに、地方創生臨時交付金について、2点伺います。

1点目に、地方創生臨時交付金は、どのような事業に活用できるのか。

2点目に、補正予算において、どのような事業に地方創生臨時交付金の活用を考えているのか、伺います。

次に、医療における対応についてです。

まず、医療従事者及び介護従事者への支援について伺います。

新型コロナウイルス感染症の最前線で対応に当たっている医療機関や介護施設等の従事者の方々は、感染リスクの不安を抱えながら、日々奮闘してくださっております。対応が長期化する中、従事者の方々の心身への負担は相当なものであると考えられることから、苛酷な状況で医療や介護等を支える従事者の方々への早急な支援が求められております。併せて、従事者の方々が安全に安心して業務に専念できるよう、衛生用品などの物資の整備も重要であると考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、医療、介護現場の現状と課題について。

2点目に、必要な支援など、今後の対応について伺います。

次に、PCR検査の対応について伺います。

感染拡大当初は、市民の方から、帰国者・接触者相談センターの電話がつながりにくい等の御意見をいただくこともあり、我が会派としても相談体制や検査体制の充実を求めてきたところでもあります。その間、当局においては、感染拡大に伴う従事職員の増員や検査体制の充実など、様々な取組を行ってきており、現在は、4月のピーク時と比較し検査件数も落ち着いてきております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

しかし、今後も引き続き、市内の感染状況を見極めながら、体制はある程度維持しつつ、第2波、第3波に備えた準備をしておく必要があり、改めて現状と今後に向けた課題を整理しておくことが重要であると考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、PCR検査の対応状況について。

2点目に、課題と今後の対応について伺います。

次に、市立病院における対応について伺います。

市内では、市立青葉病院と千葉大附属病院が感染症指定医療機関として指定され、新型コロナウイルス感染症の陽性患者などの受け入れを行っておりますが、既存の感染症病床数では不足する場合には、他の病床を空け、感染拡大に対応可能な病床数を確保していく必要があります。

青葉病院では、これまで多くの患者を受け入れてきたとのことですが、本市において必要な病床が十分に確保できていたのか、懸念されるところであります。また、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れによる空き病床の確保が必要となることや患者の受診抑制による外来患者の減少などによる病院経営への影響の程度も気になるところであります。

そこで伺います。

多くの感染症患者を受け入れた青葉病院における病床確保状況や受け入れ患者数の現状、また、一般の患者数、収入面への影響はどうか、海浜病院における対応も併せて伺います。

また、今後、新型コロナウイルス感染症が徐々に終息していく中でも、いつ起こるか分からない第2波への備えは必要であります。一方で、病院経営を維持していくためには、病床稼働率の確保も重要であり、受け入れ体制を維持しながらも、先を見据えた柔軟な対応が求められるところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、どのように現在の体制を縮小しつつ第2波に備えた体制を維持していくのか。

2点目に、中長期的な感染症への体制整備が求められますが、当局はどのように考えているのか、伺います。

次に、教育における対応についてです。

まず、休校による授業や学校行事等への影響とその対策について伺います。

5月31日までの長期にわたり休校期間が継続したことに伴い、休校期間中の学習保障や再開後の授業時間確保のための対策など、当局においては様々な対応を図っていただいていると認識しています。

我が会派としても、ネット環境を生かしたオンライン学習の活用や誰もが平等に学習できるタブレットの貸し出し等の推進を要望してきており、これらは子供たちの学習保障の対策の一つとして非常に効果的であると考えております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、我が会派が以前から求めてきた教育におけるICTの利活用をさらに強力に推進していく必要があるものと改めて認識したところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、休校期間中の学習保障の一つとして、ドリルパークが挙げられますが、その使用状況と活用について。

2点目に、第2次キャビネットを基盤とする本市のオンライン授業の対応と今後について伺います。

また、休校期間中の学習保障が喫緊の課題であるのと同時に、授業時間の確保も大きな課題であると考えます。一方で、夏休みや学校行事を心待ちにしている児童生徒も多く、休校により授業時間や学校行事にどのように影響があるのかは、保護者の関心も高いものと思われ

ます。

そこで伺います。

夏休み期間のさらなる短縮や土曜日授業及び7時間授業の実施についての検討状況、学校行事、特に運動会、体育祭や修学旅行の実施について、現時点でどのように考えているのか、また、保護者にどのように伝えているのか、伺います。

次に、スポーツ活動への対応について伺います。

インターハイや全国中学校体育大会、そして本市においても中学校総合体育大会等の中止が相次いで発表されており、これらの大会を目標に努力を重ねてきた子供たちの心情を思うと、非常に胸が痛むところであります。

感染拡大を防止するためにはやむを得ない対応であると理解はしておりますが、子供たちや多くの市民は一日も早く以前のようにスポーツ活動を楽しめる日が来ることを願っていると考えますし、我が会派が求めている児童生徒の体力の低下を防ぐ取組も非常に重要であります。

そこで、運動部活動の再開及び今後のスポーツ活動やスポーツ大会への対応について伺います。

次に、学校給食食材費支援金について伺います。

学校給食については、3月からの臨時一斉休校による停止、その後も休校期間が長期にわたったことにより、これまで、学校や給食センターに食材等を調達してきた給食食材納入業者への影響が危惧されています。

今回の補正予算は、発注済み食材のキャンセルによる負担を軽減するほか、学校再開後の学校給食の円滑な実施を図るため、給食食材納入業者に支援金を支給するものであり、これにより少しでも事業者の支援につながることを願うものであります。

そこで、3点伺います。

1点目に、長期にわたる休校により、給食食材納入業者には具体的にどのような影響が出たのか。

2点目に、今回の補正予算を含め、事業者に対してどのような支援ができると考えているのか。

3点目に、支援金の算出方法及び各事業者への配分の考え方について伺います。

次に、市民生活への対応についてです。

まず、特別定額給付金のオンライン申請について伺います。

令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に、世帯主に対し、世帯員1人につき10万円の特別定額給付金を給付することとなりました。

その中の申請方法として、マイナンバーカードをお持ちの世帯主は、マイナポータルという政府が運営するホームページ上からオンラインによる申請ができることとされて、千葉市をはじめ、多くの自治体が郵送申請よりも早いスケジュールでオンライン申請の受け付けを開始し

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

たことから、マイナンバーカードが注目されております。

5月15日から受付を開始した本市におけるオンライン申請の状況について当局に確認したところ、申請件数は、オンライン申請の受け付けを締め切った6月4日現在で、約2万件にとどまっているとのことでした。また、報道によると、オンライン申請については、申請不備が多いことから、全国の自治体で審査が煩雑となり、給付までに時間がかかっていると言われております。我が会派としても、特別定額給付金の迅速な給付に向けた取組を要望しており、その手段として期待していただけに非常に残念であります。

そこで、このたびの特別定額給付金におけるオンライン申請について、4点伺います。

1点目に、マイナンバーカードを保有する世帯主に対し、オンライン申請件数の割合はどれくらいか。

2点目に、オンライン申請の利用率が低いとしたら原因はどこにあるのか。

3点目に、今回のオンライン申請における課題は何か。

4点目に、今後、同様の給付金事業に対応するためには、オンライン申請についてどのような改善をすべきと考えているのか、伺います。

次に、外出、外食自粛による可燃ごみへの影響について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出、外食の自粛が求められたことなどにより、テレワークなどの在宅勤務の動きが広まり、在宅時間の増加によって家庭内での消費が増えたこと、また、大型連休や外出自粛を機に大掃除や片づけなどを行った方も多く、排出される可燃ごみの量がかなり増加したのではないかと推測しております。

そこで、外出、外食自粛による可燃ごみ処理への影響はどうなのか、伺います。

次に、250競輪事業への影響について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に建設工事の中断や遅れなどが発生し、様々な事業の進捗に影響を及ぼしています。我が会派は、本市の新たな魅力を創出する事業として大いに期待している250競輪が開催される（仮称）千葉公園ドームについても、同様に工事の遅れや事業への影響により、予定どおり事業開始ができるのか懸念されるところであります。

そこで、3点伺います。

1点目に、新型コロナウイルス感染症による（仮称）千葉公園ドームの工事への影響について。

2点目に、選手養成所等の準備状況について。

3点目に、今後の事業スケジュールについて伺います。

次に、海水浴場とプールへの影響について伺います。

今般の報道によると、この夏、神奈川県は海水浴場全てで開設を断念するなど、首都圏では海水浴場を開設しない自治体が出てきており、県内でも、これまでに館山市や銚子市などで海水浴場を開設しないことを決定し、また、プールについても、船橋市運動公園プールが開設を中止すると伺っています。

その要因としては、今後の感染状況の見通しが不透明で、かつ感染防止策を講じるのが困難な上、ライフセーバーの大学生が夏休み短縮などの影響で確保できないことなども言われているところであります。

既に、小中学校では今夏の水泳学習の中止が決定されておりますが、水泳は、全身を使って

行うバランスのとれた運動であり、子供たちの泳力の低下が懸念されるところであります。

そこで、2点伺います。

1点目に、本市の千葉公園プールなど市内6つの屋外プール及び稲毛海浜公園プールは、開設するのか。

2点目に、いなげの浜は海水浴場を開設するのか、伺います。

次に、感染症を踏まえた避難所運営について伺います。

感染症が流行している状況で災害が発生し、避難所を開設、運営しなければならない場合には、感染予防や感染拡大防止を図りながら、感染症対策に万全を期すことが大変重要であるとともに、そのことを市民に確実に周知していくことが必要であると考えます。

これから大雨や台風のシーズンを迎えるに当たり、感染症対策と避難所運営をどう両立させていくのか、非常に難しい課題であると考えます。

そこで、3点伺います。

1点目に、避難所における感染症対策の考え方について。

2点目に、市民への周知方法について。

3点目に、マスクや体温計など、避難所の環境整備について伺います。

次に、事業者への対応についてです。

緊急事態宣言は解除されたものの、4月からの外出自粛要請や営業自粛要請などにより休業等を余儀なくされた市内中小企業等の経営は大きなダメージを受けております。そういった中、雇用の維持や事業継続を図るため、国、県、市において段階的に様々な支援制度が立ち上がったものの、各種支援策が十分に周知されておらず、支援を必要とする事業者に支援が行き届いていないのではないかと懸念しています。

本市においては、これらの課題に対応するため、事業者向け臨時相談窓口を設置したほか、現下の状況を踏まえ、本市独自の各種支援策を迅速に予算化し、スピード感を持って鋭意取り組んできたことは、全体として高く評価するものであります。

一方、支援策の中には、規模や内容が事業者にとって最適なものであったのか、事業者のニーズに沿ったものであったのか、周知方法は適当であったのかなど、今後の事業者支援に向け、課題の把握や分析が必要な事業もあるのではないかと考えています。

我が会派としまして、事業者のニーズに応じた本市独自の支援策の拡充を求めてきたところであり、事業者支援のさらなる充実や最適化の視点から、幾つかお聞きします。

まず、テナント支援協力金について伺います。

4月13日に県からの施設の使用停止要請や外出の自粛要請が発出され、市内における飲食店をはじめとする様々な店舗、企業等が経営活動の縮小などを余儀なくされました。

本市では、このような状況に即応し、県の休業要請に応じて休業した運動施設や遊興施設などの店舗や外出自粛要請により実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店のうち、本市が定めた新型コロナウイルス感染症8か条及び19時以降の酒類提供の自粛を守っていただける店舗に対し、テナント支援協力金を創設し、市内事業者の負担軽減を図り、事業継続への支援を実施していると伺っております。

テナント支援協力金事業は、特に予算規模も大きく、本市の独自支援施策の中でも大変注目を浴びている事業であり、改めて事業内容について3点伺います。

1点目に、事業の申請状況について。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

2点目に、事業内容の周知方法について。

3点目に、事業実施における課題について伺います。

次に、飲食店への支援について伺います。

飲食店経営の維持と感染拡大の防止との両立を図るため、飲食店と市民の双方に宅配代行業者の活用を促す飲食店のデリバリー支援制度を立ち上げたことは、時宜を得た施策の展開であったと評価しています。

一方で、市内では、民間の団体がクラウドファンディングを立ち上げ、先払いの飲食チケットを販売することで、飲食店の経営支援に取り組んでいる事例なども見受けられます。

そこで、2点伺います。

1点目に、デリバリー対応支援事業の成果について。

2点目に、民間のクラウドファンディングを活用した取組について、市としてどのような支援をしているのか、伺います。

次に、理美容店利用促進について伺います。

本事業は、市が国の特別定額給付金に併せ、市内の消費喚起に取り組むべく、本市独自施策の一環として実施するものと認識しています。

特別定額給付金を感染防止拡大に留意しつつ、市内消費へつなげることは非常に重要であると認識していますが、理美容店という市民にとって身近なサービスを対象とした施策であるがゆえに、多くの市民や店舗にとって利用しやすいものにする必要があるものと考えています。

そこで、3点伺います。

1点目に、サービスを受ける市民のターゲット層と人数について。

2点目に、サービスを知らずに来店した市民に対する参加店舗の運用方法について。

3点目に、参加店舗において、支援上限金を超える利用があった場合の対応について伺います。

次に、市の業務体制についてです。

まず、職員の業務体制、勤務体系について伺います。

本市は、緊急事態宣言時であっても、社会の安定の維持のため事業の継続が求められる事業者として、市民サービスの低下は極力避ける必要があります。それと同時に、サービス提供の担い手として、職員の感染も防がねばならないという難しいかじ取りが求められております。

そこで、3点伺います。

1点目に、これまで窓口等の業務体制や職員の勤務体制について、感染状況に応じどのように対応してきたのか。

2点目に、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、出勤者数の削減が要請されているところですが、どのように対応したのか。

3点目に、緊急事態宣言が解除されましたが、今後どのように対応していくのか、伺います。

次に、業務継続計画について伺います。

これまで、市役所業務の継続に影響を及ぼすような新型コロナウイルスの感染拡大はなかったものと認識しておりますが、今後、職員が罹患し、組織内に感染拡大した場合、業務継続が困難となるケースもあり得ると想定しています。そのような場合に備え、新型コロナウイルス感染症発生時においても、市民生活に最低限必要な行政サービスを維持することに重点を置いた体制を構築していくことが大変重要であると考えます。

そこで、3点伺います。

1点目に、新型コロナウイルス感染症等発生時の業務継続について。

2点目に、今回発生した新型コロナウイルス感染症の渦中での対応について。

3点目に、今回の対応における課題と今後の対応について伺います。

最後に、「ちばしチェンジ宣言！」について伺います。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機と捉え、人々の行動が制限される中でも社会経済活動を維持するための環境整備を進めるため、本市が「ちばしチェンジ宣言！」を发出し、喫緊の対応だけでなく、新型コロナウイルス感染症の終息後も見据えた取組を迅速に開始したことは、高く評価するものであります。

そこで、3点伺います。

1点目に、「ちばしチェンジ宣言！」の狙いについて。

2点目に、これまでの進捗状況について。

3点目に、今後の進め方について伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。御答弁よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。財政局長。

○財政局長（小池浩和君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えします。

まず、地方創生臨時交付金はどのような事業に活用できるのかについてですが、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び地域経済の支援等に要する事業として、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業の財源に活用できるものであります。

最後に、補正予算において、地方創生臨時交付金の活用を見込んでいる事業についてですが、感染拡大防止及び医療提供体制の整備の観点から、医療・介護従事者等支援金に地方創生臨時交付金を活用するとともに、地域経済活性化及び観光業等に対する支援として、理美容店利用促進や宿泊施設利用促進等に、また、生活に困っている世帯への支援として子育て世帯への臨時特別給付金の上乗せ支給などに活用しております。

なお、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響が出ている市民、事業者へのさらなる支援を図るため、国の第2次補正予算による地方創生臨時交付金の上積み分の活用について速やかに対象事業を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、医療・介護現場の現状と課題についてですが、新型コロナウイルス感染症の最前線の医療従事者や重症化しやすいとされる高齢者などの支援を献身的に行う介護従事者は、従事者自身の健康管理や施設の消毒など、感染防止対策を徹底するための負担が大きく、感染予防のためマスクや消毒液などの物資が引き続き必要な状況にあります。また、医療・介護従事者であることで、感染リスクが高いことなどから差別的な目で見られる場合もあり、精神的な負担も大きいと聞いています。

そのため、医療・介護従事者への様々な形での負担軽減を図ることが課題と認識しております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください
令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

次に、医療・介護従事者への必要な支援など今後の対応についてですが、本市ではこれまで、マスクや消毒液などの衛生物品の提供や医療・介護従事者の人権への配慮などについての啓発などを行ってまいりました。引き続き、必要な物資を提供していくほか、新型コロナウイルス感染症の最前線で日々奮闘されている医療・介護従事者の方々に感謝の意をあらわすとともに、その活動を支援するため新型コロナ医療・介護応援寄附金を先月創設し、寄附金を募るとともに、議員の皆様のご協力を得て支援金を支給することといたしました。今後も、状況に応じて支援策を検討、実施してまいります。

次に、PCR検査の対応状況についてですが、PCR検査については、現在、医療機関の医師が新型コロナウイルス感染症を疑い、検査が必要と認める場合は、帰国者・接触者外来を紹介し、検体採取を行っております。また、本年4月からは、週4回、千葉市医師会の協力を得て、ドライブスルーでの検体採取を開始いたしました。

これまで、1日平均50件前後の検体採取を行っており、採取した検体は、環境保健研究所での検査を行っております。現在のところ、医師が検査を必要と認めるものについては、全て検査を実施しております。

最後に、PCR検査の課題と今後の対応についてですが、ドライブスルーや帰国者・接触者外来への通院は、公共交通機関を使用することができないため、自家用車で移動する必要があります。そのため、自家用車を所有していない市民の皆様については、保健所で送迎を行っていることから、業務負担が大きくなっています。

今後、医療機関との契約による民間検査機関等での検査や唾液を使った検査も取り入れ、多くの医療機関で検体採取ができるよう調整を進めてまいります。また、検査試薬や鼻咽頭拭い用のスワブ等の入手が難しい状況があることから、これらについて国に安定供給を要望しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 新型コロナウイルス感染症に関する議案第61号から第64号まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、青葉病院における病床確保状況や患者数、収入面への影響などについてですが、青葉病院では、第2種感染症指定医療機関として感染症病床6床を有しておりますが、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床について、患者数の状況を踏まえながら可能な限り対応するため、陽性患者用の病床として蔓延期には最大で約30床確保したほか、感染が疑われる患者用に約30床の需要に対応できるよう体制をとってきたところであり、本年5月末現在で1日当たり最大22人の患者を受け入れております。

また、影響といたしましては、本年4における延べ外来患者数は約1万4,600人であり、昨年4月に比べ約2,400人の減、延べ入院患者数は8,700人で約100人の減、医業収益は約7億5,300万円で約2,400万円の減となっており、5月についても医業収益などは昨年度に比べさらに減少する見込みです。

なお、海浜病院は、感染症指定医療機関ではないものの、感染拡大に伴い感染症患者の受け入れ体制を整えるため、感染症患者と一般患者の動線のゾーニングなどの環境整備を行った上で、可能な限り病床を確保し、軽症、中等症患者を受け入れてきたところでございます。

次に、どのように現在の体制を縮小しつつ、第2波に備えた体制を維持していくのかについて

てですが、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、両市立病院において感染症患者を受け入れていた病床は、患者数の動向等を見極めながら段階的に一般の病床に戻し、一般の入院患者の受け入れに対応できる体制に移行しているところでございます。

今後、再び感染症患者が増大した場合に備え、入院患者数を想定した必要な医療資機材等の備蓄などを進め、感染症患者数が増大した場合は、改めて一旦確保した病床を含め可能な限り病床を確保し、受け入れに対応してまいります。

最後に、中長期的な感染症への体制整備が求められているが、どのように考えているのかについてですが、両市立病院では、青葉病院を中心に感染症患者を可能な限り受け入れてきたところですが、今回の対応で得た経験等を基に同様の事例が生じた場合の人員配置、運用、院内感染防止対策、医療資機材確保等が円滑にわれるような体制づくりに取り組んでまいります。

なお、現在の海浜病院は、感染力の高い疾患を持った患者を診療するための陰圧室がないことなど、施設構造上の課題がございます。

新病院におきましては、陰圧設備を整えた専用の病室や一般患者との動線が独立した施設配置など、新興感染症の拡大時において感染症患者にも適切に対応できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（大野和広君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えします。

まず、ドリルパークの使用状況と活用についてですが、当初、ドリルパークは令和2年4月からの運用を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止による一斉休校に伴い、家庭でも利用できるよう3月から運用を開始しました。ドリルパークの家庭での使用状況は、市立学校に在籍する全児童生徒の約42%となっております。なお、インターネット環境が構築されていないなど、家庭においてドリルパーク等のオンライン学習に支障がある児童生徒に対する端末等の貸与を進めております。

今後は、新型コロナウイルス感染症の第2波による休校への備えとして、市立学校に在籍する全ての児童生徒がドリルパークを活用できる環境整備を進めてまいります。

次に、第2次キャビネットを基盤とする本市のオンライン授業についての現状と課題、今後の対応についてですが、第2次キャビネットで設置された通信回線は1ギガbpsであります。教員や児童生徒がインターネット内のコンテンツにアクセスし、動画等の資料を閲覧、調査するには十分な速度であります。家庭にいる児童生徒と同時双方向の通信を活用してオンライン授業を円滑に行うには通信速度が不足します。

今後、GIGAスクール構想を実現することにより、児童生徒の端末の1人1台化を進めるとともに、オンライン授業の在り方についても先進事例を研究して検討を進めるなど、一人一人の状況に応じた学習支援に向け、教育におけるICT利活用を推進してまいります。

次に、休校期間の延長に伴う対応についてですが、市立小中学校の夏季休業期間につきましては、当初の7月13日から8月29日までの48日間を8月8日から8月23日までの16日間に短縮し、各学校を通じ保護者には文書で通知したところです。

また、土曜日授業の実施につきましては、現時点では予定しておりませんが、休校期間の延長に伴う学習時間の確保のために、指導計画の再編成を行いながら、教育課程の工夫を行って

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

まいります。7時間授業につきましては、学習内容により授業時間を短縮した上で、学校の実情に応じて実施する場合があります。

また、学校行事のうち、運動会、体育祭につきましては、従来の実施は見合わせることで、感染症対策を講じた上で、各学校の実態に応じた体育的活動を行うなどの検討を進めております。

また、修学旅行につきましては、体験学習の重要性を考慮しつつ、交通機関や宿泊施設等の感染拡大防止対策等を踏まえ、学校と十分協議し判断してまいります。

なお、学校行事等の延期につきましては、既に保護者に通知したところでございます。

次に、運動部活動の再開についてですが、今月1日に市立学校は再開されましたが、3か月に及ぶ長期休校後であるため、生活リズムの回復や学校生活への順応をまずは優先し、生徒の健康状態や体力の回復状況を踏まえながら、今月下旬頃の再開を予定しております。

なお、部活動再開後も、生徒の健康、安全面及び熱中症に配慮し、当面は平日放課後の1時間程度とし、基礎体力の回復や個人のスキルアップを目的とした活動を中心に行ってまいります。

次に、今後のスポーツ活動やスポーツ大会への対応についてですが、各種スポーツ活動や大会は、児童生徒の体力向上、運動に対する関心や意欲等を高める上で大変有意義なものであると認識しております。一方、その実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策が十分に講じられるとともに、児童生徒も正しい知識を身につけておく必要があります。

今後、児童生徒がスポーツ活動や大会へ参加する際には、引き続き3つの密を避けるなど指導を行うとともに、保護者への十分な説明や同意を得ることも必要であると考えております。

次に、長期にわたる休校により、給食食材納入業者には具体的などのような影響が出たのかについてですが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う臨時一斉休校は、これまでに例のない長期にわたる休校となったことから、本来キャンセルが可能な期間であっても、ほかに転用等ができなかった食材分の支払いを行っております。しかしながら、食材納入業者の中には、学校給食への食材供給を主としている業者もあることから、長期にわたる休校による経営状況の悪化といった影響が考えられます。

次に、今回の補正予算を含め、事業者に対してどのような支援ができると考えているのかについてですが、長期休校により業者の経営に与える影響が大きいことを踏まえ、国の補助金等を活用した支援金を今後支給してまいります。

そのほか、国の令和2年度補正予算に計上された持続化給付金、雇用調整助成金等の補助制度や金融支援、あるいは県の支援及び本市の新型コロナウイルス関連支援情報など、食材納入業者が受けられる支援に漏れがないよう、教育委員会からも直接周知しております。

最後に、食材費支援金の算出方法と各事業者への配分の考え方についてですが、国の通知等を参考に、本年3月から4月までの業者ごとの納入見込み額の総額約7億6,800万円から、仕入れ相当額や消費税等仕入れ控除税額相当額など79.2%を控除した利益相当分として、1億6,000万円を見込んでおり、全食材納入業者78者に対し、業者ごとの利益相当額に応じた額を支給してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 市民局長。

○市民局長（稲生勝義君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで、

及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えします。

まず、特別定額給付金に関して、マイナンバーカードを保有する世帯主に対するオンライン申請件数の割合についてですが、マイナンバーカードを所有する世帯主は、給付金の基準日であります本年4月27日時点で約10万7,000人であり、これに対するオンライン申請件数の割合は、約19%となっております。

次に、オンライン申請の利用率が低い原因についてですが、本市のコールセンターや区役所への問い合わせの内容からは、初めから郵送申請を待たれるとされた方のほか、電子証明書の暗証番号を忘れた、暗証番号の入力誤りを繰り返したことにより番号がロックされた、マイナポータルでの手続きの経験がなく操作方法に慣れていないといった理由により、オンライン申請ができなかったことなどではないかと考えております。

次に、今回のオンライン申請における課題についてですが、今回のオンライン申請では、電子証明書などの機能について、多くの方に余り認識されていない状況で開始されたこと、また、申請システムが給付の基礎となる住民基本台帳とのデータ連携ができないことや重複申請が可能であったことなどにより、申請内容の確認に膨大な事務作業が発生し、給付までに時間がかかることなどが挙げられます。

最後に、今後の同様の給付におけるオンライン申請の改善についてですが、オンライン申請システムにおいて、重複申請や申請内容の不整合を判別する仕組みや、また、申請者が申請状況を確認できる機能を設けることが必要だと考えます。また、あらかじめ国が一元的なシステムを構築し、給付事務の効率化を図ることも検討すべきであると考えます。

なお、オンライン申請に必要となりますマイナンバーカードの取得や電子証明書の活用方法に対する理解が重要となるため、積極的な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えいたします。

外出、外食自粛による可燃ごみ処理への影響についてですが、不要不急の外出自粛要請が始まった3月及び緊急事態宣言が発令された4月に家庭から排出された焼却ごみ量は、前年度比で、3月は約680トンの増加、4月は約1,070トンの増加となりました。

一方で、事業所から排出された焼却ごみ量は、前年度比で3月は約620トンの減少、4月は約1,640トンの減少となっており、焼却ごみ量全体では、3月は60トン増加と微増となったものの、4月は570トン減少しており、現在のところ、清掃工場における可燃ごみの処理に支障は生じておりません。

なお、収集運搬事業者などへの感染防止対策として、市民の皆様に対しましては、使用済みマスクを捨てる際は別の袋に密封した上で可燃ごみ袋に入れるなど、ごみの排出方法を市ホームページにて周知し、御協力をお願いしているところでございます。

また、収集運搬事業者に対しては、収集の際の注意点等について個別具体にお知らせをしているところでございます。今後とも感染状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号

まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症による（仮称）千葉公園ドーム工事への影響についてですが、ドーム工事の施工業者が新型コロナウイルス感染症の影響により、本年4月14日から5月10日までの約1か月にわたり工事を中断したこと、及び今後の海外輸入分も含めた資材調達についても困難が生じていることなどから、（仮称）千葉公園ドームの竣工は、当初目標の本年12月末から、来年2月末となる見込みとなっています。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況により、さらなる工事中断や作業制限、協力会社による作業遅延等が発生した場合は、さらにスケジュールが遅延する可能性があります。本市としましても、現況を定期的に把握し、円滑な工事实施に向け必要な調整を適切に実施してまいります。

次に、選手養成等の準備状況についてですが、250競輪の選手養成は、現在のところ国内で唯一実技訓練が可能な静岡県伊豆市にある日本競輪選手養成所内の練習施設であるJK A250で実施することになります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、250競輪への参加を希望するプロ競輪選手を全国各地から養成所に集合させることが困難であったことから、当初、本年3月に開始予定であった選手養成を3か月延期し、6月から開始となったところであります。

また、選手間の感染防止のため、1回当たりの参加人数についても、当初計画の最大50人程度からおおむね2分の1以下に減らした上で、様々な対策を講じながらの実施となることも勘案し、当初の選手育成スケジュールの遅延は避けられない状況となっております。

今後、遅れを少しでもカバーすべく業界を挙げた工夫などを行うことで、250競輪のスタートまでには十分な選手数を確保できるものと認識しております。

次に、今後の事業スケジュールについてですが、250競輪の開始時期は、（仮称）千葉公園ドームの整備状況や選手養成の進捗状況等も踏まえながら、業界団体である公益財団法人JK Aをはじめとした関係者と調整を図っているところではありますが、工事の遅延や選手養成の状況を勘案すると、当初予定をしていた来年1月からの開始は困難な状況であり、4か月程度の遅延が見込まれるものと考えています。本市としましては、早期の事業実施に向け、関係者との協議を加速させてまいります。

次に、テナント支援協力金に関して事業の申請状況についてですが、申請状況は、本年4月28日から受け付けを開始し、1日当たり平均約30テナント、6月5日時点で1,034テナントの申請を受け付けております。

予算の見積もり時においては、平成28年経済センサスによる本市における飲食店や娯楽業などの事業所数を参考に約3,900件のテナントの申請を見込んでおりましたが、現在の申請状況は約26%となっております。

今後につきましては、支援対象の賃料を1か月分から2か月分に拡充したことやいまだ申請が行われていない市中心部の飲食店に係る問い合わせも多く寄せられていることから、支援対象のテナント数も引き続き増加していくものと見込んでおります。

次に、事業内容の周知方法についてですが、事業者向け臨時相談窓口をはじめ、本市のホームページや各種メディア、市政だより臨時号のほか、業界団体等を通じて制度周知を行ってまいりました。特に、支援の対象となるテナントの多くは飲食店であることから、飲食関係の業界団体である千葉市食品衛生協会にお願いし、各組合長を通じて個々の組合員にチラシを配布

していただくなど、幅広く支援制度の案内を行っております。

さらに、建物の賃貸借契約等を取り扱う千葉県宅地建物取引業協会千葉支部をはじめとする不動産業界の団体にも御協力をいただき、オーナー及びテナントの両者に対し協力金の活用に向けた制度周知にも取り組んでおります。

次に、事業実施における課題についてですが、申請に当たっては、オーナーがテナントと協力して書類を作成する必要がありますが、オーナーにとって申請書類を作成することがふなれであることなどを理由に申請が進まないといった事例も見受けられたことから、オーナーから委任を受けることで、管理会社やテナント側も申請手続きが進められることを改めて周知し、申請の円滑化に努めてまいりました。

なお、本事業は、オーナーが減額した家賃の額の8割を助成するもので、残り2割はオーナーの負担となり、オーナーも体力的に限界であることから、テナントが直接申請を行うテナント支援金制度を創設し、直接テナントを支援することとしました。

次に、デリバリー対応支援事業の成果についてですが、この事業は2つで構成されており、1つは、宅配代行業者を利用する飲食店のための支援、もう1つは、宅配を利用して外出せずに飲食店の料理を楽しむ市民のための支援であります。

飲食店のための支援として、飲食店が宅配代行業者に支払う月額手数料等の補助については、本年6月10日時点で36店舗となっております。現時点での申請件数は想定より少ないものの、店舗に誘客できない状況下で売り上げを確保する方策として宅配という手法を取り入れ、販売力強化に取り組む事業者は確実に増加したと判断しております。

一方、市民の皆様のための支援として、宅配代行業者が1,000円以上の注文に対して500円相当のポイントを消費者に付与するキャンペーンへの補助については、本年4月24日から5月31日までの期間中、注文数4万7,000件となり、宅配代行業者によると、3月の1日当たりの注文数に比べ期間中は約1.5倍に増加したとのことから、市民が宅配で飲食店を利用する機会の創出と感染拡大を防止するための外出抑制に寄与したものと考えております。

次に、民間のクラウドファンディングを活用した取り組みについて、市としてどのような支援をしているかについてですが、新型コロナウイルスの影響で経営が厳しい飲食店を対象に、クラウドファンディングを通じて支援する「千葉市1000人のSAMURAI PROJECT」を本年4月22日に民間事業者が立ち上げ、本市も後援をしているところであります。

本プロジェクトは、6月10日現在で1,632人の支援者を獲得し、支援総額も1,165万円となり、目標金額の300万円を大幅に超える取組となっております。一方、参加店舗は市中心市街地が多く、残念ながら全市的には広がっていない状況です。

本市としては、全市的な取組となるよう、本市のラジオ広報番組での紹介や市内の全80商店街に対する周知などを通じ、広く飲食店の参加を働きかけているところであります。今後も、民間で実施される取組に対し必要な支援を行うとともに、各取組間の連携を促進していくことで、市内全域に飲食店への支援の輪が広がるよう努めてまいります。

なお、飲食店に対する本市独自の支援策としては、テナントに対する協力金の対象に含めるなどの支援を実施しているところであります。

次に、理美容店利用促進事業に関して、サービスを受ける市民のターゲット層と人数についてですが、本事業は、国の特別定額給付金の趣旨を踏まえ、その支給時期と合わせる形で市民の消費の喚起を目的としたものであり、また、給付金については、全ての国民に対し一律に給

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

付されていること、及び理美容店はほぼ全ての市民の皆様が利用する施設であることも勘案し、特定のターゲット層を設けることなく、全ての市民の皆様を対象に幅広く利用をしていただくことを目指しています。

また、キャンペーン期間中の本事業の利用人数については、国の各種調査結果や参加想定店舗数等より、通常時であれば、累計約9万人程度と推計できるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により利用動向は大きく変動していることから、最終的な利用人数を現段階で見込むことは困難であると認識しておりますが、できる限り多くの皆様に御利用いただきたいと考えております。

次に、サービスを知らずに来店した市民に対する参加店舗の運用方法についてですが、参加店舗に対しては、利用者に向けた当該事業の概要や参加方法を記載した事務の手引を配布する予定であり、当該店舗は、利用者に対し手引に沿った対応を行っていただくこととなります。

具体的には、来店した利用者は、店舗の案内により適宜携帯電話等を利用したオンラインによる登録を実施した上でサービスを利用することになりますが、オンライン対応が困難な場合にあっては、紙ベースでの申込書等の記入による対応が可能となるよう、事務フローを整備することを予定しております。

最後に、参加店舗において支援上限金額を超える利用があった場合の対応についてですが、キャンペーン期間中において個別の参加店舗での利用が支援上限金額を超える場合においても、各店舗が選択した連続する2か月以上の参加をしていただくこととなります。

なお、上限額については、国の理美容店における平均売り上げデータ等を踏まえ設定したところではありますが、全体の利用状況や参加店舗及び利用者からの要望等を踏まえ、それぞれにとって最適な運用を目指し、改善策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 都市局長。

○都市局長（青柳 太君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えします。

まず、千葉公園プールなど市内6つの屋外プール及び稲毛海浜公園プールは開設するののかについてですが、本市の公園等に設置されている6か所の屋外プールにつきましては、感染防止策を徹底した上で開設すべく準備を進めております。

期間につきましては、千葉公園、有吉公園、高洲スポーツセンターの3か所は来月23日から、また、みつわ台第2公園、古市場公園、幸町公園の3か所は8月1日から、いずれも8月30日までを予定しております。

稲毛海浜公園プールにつきましては、現在、開設に向け事業者と調整を進めておりますが、感染防止のための具体的な方法や監視員を担う学生等を確保できるかなど不確定な部分があるのが実情でございます。このため、開設の可否や期間につきましては、今後、確定した時点で広報してまいります。

最後に、いなげの浜は海水浴場を開設するののかについてですが、安全な海水浴のためには、監視員や看護師に加えて有資格者であるライフセーバーの配置が必要となりますが、いずれも人員の確保が厳しい状況にありますことから、今季のいなげの浜での遊泳区域を設定した海水浴場の開設は見送ることとします。このため、海での遊泳はできませんが、夏の期間、白い砂浜での日光浴や波打ち際での水遊び等については楽しんでいただけるよう準備を進めてまいり

ます。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、避難所における感染症対策の考え方についてですが、本市では、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえて避難所における感染症対策を進めており、本年3月には新型コロナウイルス感染症対策の具体的な検討も進めております。

その後、国から出された避難所に関する通知の内容も取り入れながら、4月下旬に新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた避難所開設運営方針を策定いたしました。この運営方針では、避難所の過密状態防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底、避難所スペース及び新たな避難所の確保、避難者自身の感染症予防、感染拡大防止措置の理解と協力、感染が疑われる避難者への適切な対応を5つの基本的な考え方として、具体的な対策を提示しております。

次に、市民への周知方法についてですが、これまでに避難所運営委員会や各地区町内自治会連絡協議会に郵送でお知らせしたほか、町内自治会役員向けメールマガジン、ちばし安全・安心メール、ヤフー防災速報、SNS、市ホームページを活用し周知してまいりました。

今後も引き続き、避難所での感染症対策を進めるとともに、特に自宅での家具類の固定、食料や水の備蓄などの避難者とならないための対策、親族や友人宅といった避難所以外も活用する分散避難の考え方、マスクや消毒液、体温計の持参といった避難所に避難する場合の心構え等をあらゆる機会を捉え周知してまいります。

次に、マスクや体温計など、避難所の環境整備についてですが、本市では、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、感染症対策としてマスク、消毒液、ウェットティッシュなどの整備に努めてまいりましたが、このたびの新型コロナウイルスの感染症への対応として、医療従事者などのマスクが緊急に必要となったため、災害用備蓄品を使用しており、その分のマスクを早急に補充し、増強整備を進めるとともに、健康管理のための非接触型電子温度計を新たに全避難所に整備することといたしました。

今後も、国や県、他市の動向なども注視しながら、感染症対策に有効な資機材の整備について適切な対応を図ってまいります。

次に、これまで窓口等の業務体制や職員の勤務体制について、感染状況に応じどのように対応してきたのかについてですが、窓口等の業務体制や職員の勤務体制につきましては、感染症拡大の段階に応じて、各種対策を講じてまいりました。

具体的には、県内での感染例が相次いだため、2月19日から時差出勤の拡大を前倒して実施したほか、東京都内での感染が急速に拡大したことを受け、4月1日から都内に在住する職員等を対象に、市内宿泊施設の確保、車通勤、サテライトオフィスでの勤務などの取組を行ったところでございます。

また、緊急事態宣言の発出を受け、4月19日からは、在宅勤務等を積極的に活用し、出勤抑制に取り組んだほか、職員の感染防止の観点から、窓口にパーティション等を設け、飛沫感染を防ぐ取組を行うなど、市民サービスの提供を継続するとともに、職員の安全の確保に努めてまいりました。

次に、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、出勤者の削減が要請さ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

れているところだが、どのように対応したのかについてですが、緊急事態宣言の発出を受け、感染症の蔓延防止のため、4月19日から在宅勤務の要件拡大を柱とした出勤抑制に取り組むことといたしました。市民サービスの提供を継続するため、可能な範囲での取組といたしました。なお、4月19日から24日まで（後に「4月15日から24日まで」と訂正）の10日間では、出勤者を65.3%まで低減いたしました。

次に、緊急事態宣言が解除されたが、今後どのように対応していくのかについてですが、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことから、5月31日をもって出勤抑制の取組を終了したところでございます。

しかしながら、国から示されている新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式の実践例の内容を踏まえ、今後も引き続き感染防止に取り組む必要があることや働き方改革のさらなる推進の観点からも、時差出勤、在宅勤務及び分散勤務等の積極的な活用を促進していくことといたしました。

引き続き、新型コロナウイルスの感染症の蔓延防止と市民サービスの向上を両立させるとともに、職員の出勤体制や感染防止などのこれまでの取組における課題等についての検証を行い、職員が安心して働ける環境の整備に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症等の発生時の業務継続についてですが、新型インフルエンザ等でパンデミックが発生した場合は、社会経済への甚大な影響のほか、市の業務の遂行に必要な人員、物資、情報などの必要な資源を確保しなければなりません。そのため、本市では業務継続計画、新型インフルエンザ編を策定しております。

次に、今回発生した新型コロナウイルス感染症の渦中での対応についてですが、今般の新型コロナウイルス感染症での対応では、2月に開催された第1回健康危機管理対策本部において、国内感染期を見越して職員の出勤困難を想定した体制構築について検討することを共有したところでございます。

また、3月末には、新型コロナウイルス感染症により発生が予想される新たな業務を確認するとともに、優先して継続する業務等を全庁照会し、集められたデータを基に人員の再配置に活用いたしました。

最後ですが、今回の対応における課題と今後の対応についてですが、今回の感染症対応において、市職員に感染拡大は見られなかったものの、有効なワクチンのない状況下では、仮に所属全体が濃厚接触者となった場合、その所属の業務が停止してしまうことも考えられました。こうしたことから、今後、所属全体が出勤できない状況も想定した計画の見直しが必要だと考えております。

このたびの感染症対応が終息した後は、爆発的な感染症となった場合の市役所業務の見直しや新たな感染症による被害を想定した汎用性の高い対応を規定するなど、より実効性の高い計画となるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総合政策局長。

○総合政策局長（神崎広史君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号から第64号まで、及び議案第67号から第69号までについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、「ちばしチェンジ宣言！」の狙いについてですが、新型コロナウイルスの感染拡大という危機を社会を変えるチャンスと捉え、人々の行動が制限される中でも社会経済活動を維持

するための環境整備を進めるとともに、市役所はもとより、市民や企業など、あらゆる方々に日々の活動の変革を呼びかけることを目的に発出したものです。

具体的な方向性としては、市役所においてICT化を一層加速化し、市民の皆様の利便性の向上と市役所機能の最大化を図るとともに、教育において時間と場所を選ばない学習環境の整備を進めるほか、企業において生産性の向上による強靱な地域経済の構築を推進することとしております。

次に、これまでの進捗状況についてですが、「市役所が変わる」に関する取組として、市民の皆様ができる限り窓口に行かなくていい、待たなくていい形にするため、各種申請における郵送やオンラインの活用、事前申請によるファストレーンの創設、窓口混雑状況のユーチューブ配信を実施するとともに、市職員のテレワークの推進や庁内会議の遠隔実施に取り組んでおります。

また、「教育が変わる」に関する取組として、インターネットを利用して家庭で学べる個別学習ソフトウェアであるドリルパークを本格導入するとともに、家庭内でのオンライン学習に支障があるなど、支援の必要性の高い児童生徒へのタブレット端末等の貸与を実施しています。

さらに、「企業が変わる」に関する取組として、市内ホテルを活用したテレワーク推進事業を実施するとともに、事業者のテレワークやICTの導入に向けた伴走型支援につなげるため、ウェブ会議ツールを活用したリモート相談などを実施しております。

最後に、今後の進め方についてですが、「ちばしチェンジ宣言！」に掲げた各分野の取組を着実に実施するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動を両立させる、いわゆる新たな日常を見据えた取組も追加しながら、新型コロナウイルスの終息後、再び困難な状況が発生したとしても対応が可能なしなやかな社会の構築を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 先ほど、私の答弁の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

職員の業務体制、勤務体系の中で、職員の抑制の日にちと数でございますが、私は「4月19日から24日まで」と言ってしまいましたが、「4月15日から24日まで」の10日間の誤りでございます。大変失礼いたしました。

○議長（岩井雅夫君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 御答弁ありがとうございます。各議案の内容については、おおむね理解いたしました。ただいまの質疑の内容を踏まえまして、明日の常任委員会においてさらに議論を深め、慎重に精査してまいりたいと思います。

以上で議案質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 麻生紀雄議員の質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 4 時 10 分 開議

○議長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。24番・村尾伊佐夫議員。

[24番・村尾伊佐夫君 登壇、拍手]

○24番（村尾伊佐夫君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の村尾伊佐夫でございます。通告に従いまして、議案質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染により6人の市民の方が亡くられました。心から御冥福をお祈りいたします。

次に、市民、事業者の皆様、市民の命を守っていただいている医療従事者の皆様、市民の対応に当たっている市職員の皆様をはじめ、新型コロナウイルスに対応されている全ての皆様の御尽力に対して心より感謝を申し上げます。

それでは、質疑を始めます。

議案第61号、第62号、第64号及び第67号の補正予算議案については、関連がありますので一括でお尋ねいたします。

なお、我が会派は、緊急事態宣言中の4月22日、17項目にわたる新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を市長に提出いたしました。それらへの対応状況も踏まえて伺いたいと思います。

さて、この間、市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、早期の終息を図るべく、4、5月に3度の補正予算の専決処分を行い、今定例会において、6月補正予算議案が提出されました。経済対策や市民生活の安心・安全の確保等に取り組むため、速やかにするものを中心に、特別定額給付金の989億円を含め、事業費として過去最大となるおよそ1,117億円の補正予算となりました。

そのうち、国の一時配分として、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された地方創生臨時交付金として52億5,000万円が計上されております。

そこで、まず全体を通して伺いますが、地方創生臨時交付金について、どのような点に留意され活用が図られたのか、お聞かせください。

また、専決処分された3度にわたる補正予算について、市として決定、推進をしてきた各種事業に関して、全ての対象者に情報が届くことが前提と考えますが、高齢者や情報弱者を含め、市民の皆様への周知にどのような考えの下、どのように取り組まれたのか、また、課題はなかったのか、見解をお聞かせください。

次に、議案第61号・4月21日付の専決処分について。

当時出された千葉県の緊急事態措置を踏まえ、千葉市緊急経済対策としてまとめられた補正予算と認識しております。

まず、地域の経済活動を維持するための事業について伺います。

1つに、事業者向け臨時相談窓口へ寄せられた相談件数や相談内容等の状況について。

2つに、持続化給付金の申請及び支給状況について。

3つに、テナント支援協力金、デリバリー対応支援、テレワーク推進等の事業について、現段階でどのように総括されているのか。以上、3点お聞かせください。

続いて、家庭学習のための端末等貸与事業について伺います。

1つに、何を目的に貸与が図られたのか。また、当初の発表によりますと、4月から5月にかけて順次貸与とされておりましたが、その後の経過及び現状について。

2つに、1,000台という貸与台数に対し、希望状況を踏まえ拡大も視野に検討するとされておりましたが、さらなる拡大と今後の取組について。

3つに、そもそも、こうした子供たちの学習環境の整備に当たっては、子供たちの生活面、学習面など、可能な限りの状況把握、心のケアが重要であります。どのような取組がなされてきたのか。

以上、3点お聞かせください。

続いて、医療機関への支援事業について伺います。

新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行う病床を確保した場合に、病床の待機料を支払う支援や診療等に支障がないようサージカルマスクを配布する支援に予算計上されました。医療現場の声は反映されたのか。ニーズに対する対応状況を伺うとともに、課題はなかったのか、お聞かせください。また、病床確保については、これまでの利用状況とその評価についても伺います。

次に、議案第62号・4月28日付の専決処分について伺います。

軽症者等の宿泊療養施設の確保事業について。

1つに、委託先との契約に至った背景と契約額の考え方について。

2つに、これまでの活用状況と課題について。

3つに、本市における軽症者や無症状感染者の自宅療養の実態と考え方について、以上3点伺います。

次に、議案第64号・5月8日付の専決処分について伺います。

初めに、特別定額給付金について。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、公明党として強く主張し実施が決まった特別定額給付金は、補正予算の大きな柱の一つであり、日本全体で一丸となって国難を克服するという連帯の意義も込められております。

既に一部の市民には支給が始まっておりますが、一日も早く全市民の手元に届くよう求めるものであります。

そこで伺いますが、1つに、全ての市民に一律10万円を支給する特別定額給付金は、スピード感と正確さを持つことが優先されますが、そのための取組について。

2つに、オンライン、郵送による最新の申請状況と審査状況及びこれまでの課題について。

3つに、口座のない方や住民基本台帳への未登録者及びDV被害者等への対応状況について。

4つに、差し押さえを禁止する法律があり、債務を抱える受給者の手元に現金が残るよう市民への分かりやすい情報提供について。

以上4点伺います。

続いて、生活の不安や悩みへの相談体制の強化について。

1つに、会派として、専用相談窓口の設置など生活困窮者に対する支援強化を求めてまいりましたが、生活困窮者自立相談支援機能の強化として、新たにアウトリーチ支援員が配置されました。予算計上された背景とその後の状況について伺います。

2つに、同様にDV、児童虐待等について、SNSの活用を含めた相談窓口の拡充を求めてまいりましたが、心のケア支援として新たにSNSによる相談が始まったほか、電話相談の時間も拡張されました。寄せられている相談の傾向と併せて、稼働状況について伺います。

続いて、感染拡大防止対策について。

1つに、社会福祉施設等の感染拡大防止対策として、小・中・高・特別支援学校、子どもルーム、保育施設及び障害者施設等にマスク等の物資配布経費が計上されております。資材不足

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

は深刻でありましたが、支援提供の実施状況はどうだったのか。また、併せて、課題等について伺います。

2つに、救急活動時の感染拡大防止対策として、やはり各種資器材の整備費が計上されております。対応状況を伺います。

また、関連して、報道によりますと、この4月、千葉市内での救急搬送における、いわゆるたらい回しが98件あり、前年から倍増したと伺っております。本市における新型コロナウイルス感染に伴う救急搬送の課題認識についてお聞かせください。

次に、議案第67号・6月の補正予算等について伺います。

初めに、家計への支援について。

1つに、子育て世帯への臨時特別給付金について。5月8日付の専決処分で計上された国の取組に加えて、市単独で上乘せ支給するものであります。事業実施の背景、考え方について伺います。

2つに、ひとり親家庭の支援として、養育費確保促進事業が計上されておりますが、国の2次補正で示されているような直接的に家計を支援する給付金を支給する考えはなかったのか、伺います。

3つに、住宅確保給付金については、世帯の収入や預貯金が一定額を下回るなどの要件に当てはまれば、原則3か月、最長9か月の間支給されるものでありますが、収入、資産要件や支給上限額は自治体によって異なるとお聞きしております。

本市の収入、資産要件や支給上限額の考え方について伺うとともに、手続の簡素化及び一層の周知の取組について考え方を伺います。

続いて、事業継続への支援について。

テナント支援を主体としつつ、理美容店の利用促進、宿泊施設利用促進などが計上されております。

そこで伺いますが、1つに、広く市内事業者の現状、実情をどのように捉えているのか。併せて、今後の市内経済の再生に向けた基本的な考え方について。

2つに、窮状を訴える様々な業種がある中で、どのような考えの下、一部の業態を対象とする予算案を策定されたのか。

3つに、売上額の減少が50%に満たないなど、国や県の給付金の対象とならないものの、自粛の長期化に伴い20%、30%の減少で疲弊をしております中小・小規模事業者は多く、事態は大変深刻であります。そうした事業者を救う支援が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、農業支援について。

農業の労働力確保のための緊急支援が示されており、人材の育成はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。市内の農業者は、昨年台風災害からの復興はまだ十分とは言えない中で、今回の新型コロナウイルスの影響で大変な状況にあると声が届いております。高齢化が進んでいる農業経営の状況を考えますと、これまで以上に丁寧な対応が求められます。

そこで、コロナ禍での市内農業者の現状をどのように捉えて支援を検討しているのか。国の対応を踏まえた取組についてお答えください。

続いて、医療・介護従事者等支援金について。

1つに、補正額の2億200万円のうち4,000万円については寄附金を募るとしてありますが、ど

のような制度になるのか。

2つに、従事者支援を目的にとありますが、どのような使い道を想定されているのか。また、マスクや消毒用アルコール、予防衣、フェースシールドなどの医療資材の需要は今後も高いものと予測されます。これらは別立てで予算が確保されるのか、これまでの供給状況と併せ、考え方をお聞かせください。

3つに、介護分野への支援としては、初めて予算が計上されました。介護分野においては、市内の施設において感染者が発生するなど、介護現場に大変深刻な影響を及ぼしております。日常の介護業務に加えて、感染拡大防止のために常に危機意識を持ち、苛酷な現場で懸命な取組がなされている状況にあり、介護人材の確保がますます困難になっていると伺っております。

そこで、本市は、介護現場での状況をどのように把握し、これまでどのような支援が図られてきたのか。また、事業継続について今後どのような支援がなされていくのか、お聞かせください。

続いて、G I G Aスクール構想の実現について。

最先端の情報通信技術を学校現場に導入するG I G Aスクール構想が計上されております。児童生徒1人に1台のタブレット端末などを整備する文部科学省の構想であります。

そこで伺いますが、当初の計画から前倒しの取組であり、来年度の運用開始の予定ですが、予算計上に至る背景、考え方について、国の取組も含め、伺います。また、ネットワーク拡張工事の実施時期について、併せて財源の確保など、今後、具体的にどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

続いて、防災・減災について。

昨年の台風災害を受け、消防団への発電機等の整備、社会福祉施設への非常用自家発電設備の整備が計上されておりますが、今年はコロナ禍で梅雨、台風シーズンを迎えることとなります。特に、避難所の感染症対策は急務であります。

分散避難の体制づくりや感染予防などに有効とされる段ボールベッドの活用などが話題となっております。このたびの補正後の取組について、現時点でのお考えをお聞かせください。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、財政全般への影響を鑑み、伺います。

本年度予算に計上されております多くの事業において、既に中止や延期が決定しております。また、来年度については、税収の大幅減なども懸念されるところであります。

そこで、本年度予算における中止事業の予算額及び活用法等、考え方について伺うとともに、次年度を含めた影響の見極め等について早期に着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

以上で1回目の議案質疑を終わります。御答弁よろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。財政局長。

○財政局長（小池浩和君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金について、どのような点に留意し、活用が図られたのかについてですが、本交付金は新型コロナウイルス感染症対策に資する事業全般に広く活用が可能とされておりますが、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている市民や事業者に対し、特に国の支援が届きにくいと考えられる分野を中心に必要な支

援が確実に行き渡るよう効率的な配分に努めたところであります。

その結果、補正予算では、医療提供体制の整備や事業継続の支援、地域経済の活性化のほか、子育て世帯への支援など、様々な観点から交付金を活用することとしたものです。

次に、医療・介護従事者等支援金の補正額2億200万円のうち4,000万円については寄附金を募るとしているが、どのような制度になるのかについてですが、今回の新型コロナ医療・介護応援寄附金については、これまでの寄附金の申し込み方法に加え、ふるさと納税サイトに設けられている使い道や目標金額をあらかじめ設定した上で寄附金を募集する特設ページを新たに活用し、申し込み方法の選択肢を増やすことで、より多くの方からの寄附金を募っております。

また、このほかにも市ホームページ、ツイッター、市政だより等への掲載に加え、リーフレットを各区役所や市公共施設の窓口で配架するほか、特別定額給付金の案内文書でも寄附金受け付けについて紹介するなど、様々な広報媒体により周知を図っております。

なお、6月8日現在で、個人は224件の734万4,000円、企業などの団体は10件の357万3,000円で、合計1,091万7,000円の御協力をいただいております。今後もさらなる寄附金の受け入れに努めてまいります。

次に、今年度予算における中止事業の予算額及び活用等の考え方についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、既に中止や延期を決定している主な事業として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のほか、市民花火大会や親子三代夏祭りなどがあり、今年度予算への影響額は数億円程度を見込んでおります。

一方、新型コロナウイルス感染症対策を含む今年度中の財政需要に的確に対応する必要があることから、こうしたイベント等の各種事業を中止した場合の関係経費については、補正財源としての活用を図るべく、当該事業の予算規模に応じて減額補正を行う方向で検討をしております。

最後に、税収の大幅減などが懸念される中、次年度を含めた影響の見極めについて早期着手することについてですが、新型コロナウイルス感染症による雇用の維持や事業継続への影響は深刻であり、税収減などの本市財政に与える影響はリーマンショック時を上回ることも懸念されることから、税収や国の動向などについて早期の情報収集に努めるとともに、地方創生臨時交付金の効果的な活用や財政調整基金の機動的な活用により、今後の財政運営に支障が生じないよう必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、3度の補正予算について、全ての対象者に情報が届くことが前提と考えるが、高齢者や情報弱者も含め、市民周知にどのように取り組んだのか。また、課題はなかったのかについてですが、今回の新型コロナウイルス感染症に関する対策は、感染拡大や緊急事態など、状況の変化に伴い様々な施策を実施していることから、毎月の市政だよりのほか、感染予防や施設休館、各種支援策などについて、臨時号を3月に2回、4月に1回発行し、また、5月に、特別定額給付金について新聞折り込みにより周知をしております。

また、様々な情報等を迅速に伝えるため、市ホームページに新型コロナウイルス感染症特設ページを作成し、患者発生状況、予防や暮らしに関する情報、国、県、市の各種支援策を個人

向け、事業者向けに整理して掲載するとともに、施設の休館、開館情報を掲載しております。

このほか、安全・安心メール、LINE、ヤフー防災速報、町内自治会役員向けメールマガジンなどにより、必要な情報の適時発信に努めております。

課題といたしましては、高齢者等の情報弱者への対応として、音声や点字での情報発信や市政だより臨時号など紙ベースでの周知を行いました。さらに、それらの方々を支援する介護事業者などを通じた情報提供が円滑に行えるよう充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、サージカルマスクについての医療機関からのニーズへの対応状況及び課題についてですが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから、市内の医療機関においてもマスクの入手が非常に困難となったことから、市内の病院に対し、マスクの充足状況について調査を行いました。その結果に基づき、医療用マスクを現在までに約85万枚提供しております。

今後も、第2波、第3波に備え、各医療機関に対しマスク等の備蓄を促すとともに、本市においても一定量のマスク等を備蓄することが必要であると考えております。

次に、病床確保の利用状況とその評価についてですが、利用状況につきましては、2医療機関において病床を確保し、令和2年5月末現在で延べ404床中223床の利用となっております。

また、評価につきましては、感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでは病床が不足する中で、一般病院にも協力を依頼したもので、患者の治療に即応できる医療提供体制を維持することが可能となったことから、効果があったものと考えております。

次に、軽症者等の宿泊療養施設の確保に関し、委託先との契約に至った背景と契約額の考え方についてですが、限られた医療資源を有効活用するため、患者の発生状況を踏まえ、庁内関係部局の協力を得ながら、幾つかの候補の中から規模や設備、ゾーニングのしやすさ、ホテル側の協力体制などを考慮し、決定いたしました。

契約額につきましては、全館一括借り上げを前提に県とも調整を図り、決定したものでございます。

次に、これまでの活用状況及び課題についてですが、活用状況につきましては、4月30日から受け入れを開始いたしましたが、新規感染者が少なく、陽性患者の減少傾向と重なったため、3人の受け入れにとどまっております。

また、現在、療養患者はおりませんが、24時間対応する施設であることから、療養患者が急増した際の看護師などの人的体制の確保が課題であると考えております。

次に、本市におけます軽症者や無症状感染者の自宅療養の実態と考え方についてですが、これまで、全ての陽性患者に対し入院による医療提供を原則としております。入院調整等により一時的に自宅待機が発生した場合は、DMATや保健所の職員が電話で健康状態の確認を行うなど、健康観察を適切に行っております。

次に、生活困窮者自立相談支援機能の強化としてアウトリーチ支援員を配置した背景とその後の状況についてですが、就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする方が社会の担い手として活躍できるよう、一人一人が抱える課題に応じた就職支援の実施や職業的自立の促進及び生活支援の充実等によるセーフティネットの強化を行うため、5月下旬から6月上旬にかけて生活自立・仕事相談センターにアウトリーチ支援員を配置し、その充実に努めたところでございます。

この支援員は、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等の関係機関とネットワークを形成するとともに、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

一子を主体に支援を行うものでございます。

具体的には、ひきこもり状態などの支援に時間のかかる方について、自宅に伺い、本人に接触するなど初期のつながりを確保し、信頼関係を構築し、関係機関への相談、ハローワークへの同行訪問など、自立までの一貫した支援を実施するものでございます。

今後も、生活に不安を抱える方の支援の強化に向け、生活自立・仕事相談センターの増設を行うなど、必要な施策を進めてまいります。

次に、心のケア相談に寄せられる相談の傾向と稼働状況についてですが、寄せられる相談は、新型コロナウイルスへの感染不安、自粛疲れなどの相談のほか、精神症状としての不眠、不安、イライラを訴えるものから、家族関係の悪化や育児疲れなどの家庭や育児に関する相談まで、多岐にわたっております。

また、事業を開始した5月15日から31日までの17日間において、電話相談は46件、SNSを利用したオンライン相談は52件、合わせて98件の相談を受け付けております。

次に、社会福祉施設等の感染拡大防止対策として、学校、子どもルーム、保育施設及び障害者施設などへのマスク等の物資配布の実施状況と課題についてですが、5月22日の段階で、学校、子どもルームなどを含む社会福祉施設等に対して、マスクは約29万枚、消毒液は約3,200リットル配布いたしております。

また、第2波に備え、引き続きマスクや消毒エタノールなどの備蓄を速やかに進めていくことが課題であると考えております。

次に、住居確保給付金の支給要件の考え方などについてですが、住居確保給付金の収入要件につきましては、市町村民税が非課税となる収入を参考に設定することとされており、本市では、単身世帯で12万5,000円となっております。

また、資産の保有要件につきましては、生活保護のおおむね6か月分の生活に要する経費とされ、単身世帯で50万4,000円以下となっております。

手続の簡素化につきましては、郵送による手続を可能としているところであり、また、本年6月に市政だよりにより社会福祉協議会が実施する生活福祉資金と合わせ、当事業の周知を行ったところでございます。今後も、支援を必要とする方へ関係機関などを通じ広報に努め、当事業の活用を進めてまいります。

次に、医療・介護従事者等支援金は、どのような使い道を想定しているのか。また、マスクや消毒用アルコールなどの医療資材は別立てで予算が確保されているのかについてですが、従事者への手当の支給、家族への感染防止や仮眠等のための宿泊施設の利用、従事者の心と体のケアに要する経費、従事者の職場環境の改善につながる経費などに御活用いただくことを想定いたしております。

また、マスクや消毒液などの医療資材につきましては、これまでもそのニーズ把握に努めるとともに、国の購入やあっせん、市の購入、御寄附などにより確保し、提供してまいりましたが、今後も市場が安定するまでの間は、引き続き必要な物資について提供してまいりたいと考えております。

最後に、介護現場の状況をどのように把握し、どのような支援を行ってきたのか。また、今後どのような支援を行うのかについてですが、まず、本年2月に、介護事業所に対し感染予防対策の状況やマスクや消毒液の備蓄状況に関する調査を行い、この結果に基づき感染予防対策の周知徹底を促すとともに、備蓄状況が厳しい事業所を優先してマスクや消毒液などの衛生用

品を提供する支援を行ってまいりました。

また、感染防止を図りながら事業所運営を継続できるよう、人員配置基準の緩和、サービス内容の一部簡略化、サービス提供に関して開催を義務づけられる会議などの簡素化などの特例を認めることで、従事者及び運営者の負担軽減を図ってきたところでございます。

さらに、感染リスクを避けるために利用を控えているデイサービス利用者に対しましては、本来のサービスに代わり、利用者の了解を得た上で、居宅への訪問、電話による健康状態の確認などの代替サービスによる特例を認めることにより、利用者本人への支援が途切れないようにするとともに、併せて事業所運営に必要な収入が確保できるよう支援してきたところでございます。

今後も、感染状況に応じてこれまでの支援を継続するとともに、国の動向も踏まえ、必要な支援策を検討、実施してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、事業者向け臨時相談窓口の相談件数や相談内容の状況についてですが、本年4月20日から6月9日までの延べ相談件数は2,109件、相談内容別の内訳としては、持続化給付金、雇用調整助成金など、国の支援メニューについてが397件、中小企業再建支援金など県の支援メニューについてが134件、テナント支援協力金など市の支援メニューについてが602件、どのような支援が受けられるかについてが704件、セーフティーネットなど資金繰りについてが127件、労働経営相談などについてが145件となっております。

次に、持続化給付金の申請件数及び支給状況についてですが、持続化給付金の申請は事業者が国に対し直接インターネットで申請するため、市内における申請状況等は把握できておりません。

なお、経済産業省の発表によれば、全国における申請件数は、本年5月1日の受け付け開始から6月1日までに150万件以上となっており、そのうち3分の2に相当する約100万件が既に支給され、支給総額は1兆3,400億円となっております。

次に、テナント支援金、デリバリー対応支援、テレワーク推進等の事業について、現段階でどのように総括されているかについてですが、本市では、緊急事態宣言を受け、事業者にもっと近い行政としてスピード感を持って国や県にはない独自の支援を行ってまいりました。

テナント支援協力金については、本年4月13日に、千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に応じた施設等が自力では解決できない影響を受けることから、オーナーに家賃等の減免要請を行い、オーナーの減免に対して助成を行ったことは、対象テナントの負担軽減において即効性があったものと認識しております。一方で、オーナーとテナントで家賃等の減免についての合意が得られない場合に、経営の厳しいテナントへの支援ができなかったという課題も認識しております。

デリバリー対応支援については、飲食店には宅配代行業者への登録を、市民の皆様には宅配代行業者の利用を促したことにより、店舗に誘客できない状況下でも販売力強化に取り組む事業者が増加したほか、緊急事態宣言の中、自宅等でも飲食店の味を楽しむ機会を提供するとともに、市民の皆様への外出抑制に寄与したものと認識しております。

テレワーク推進については、客数の激減で経営に苦しむ宿泊事業者には新たな需要の喚起となったほか、テレワークの利用者には快適に仕事ができる場の提供ともなったことで、その促進につながったものと認識しております。

これらの事業については、緊急対策として実施したものではありませんが、コロナ終息後の新しい生活様式としても定着を図っていくべきものであることから、このような観点での施策のさらなる推進に今後も取り組んでまいります。

次に、市内事業者の現状、実情に対する認識と今後の市内経済の再生に向けた基本的な考え方についてですが、市内事業者の現状などを把握するため、本年3月から商工会議所などの市内経済団体や観光団体等の各種業界団体とのヒアリングを重ねてまいりましたが、いずれの団体からも非常に厳しい経営環境であるとの声が寄せられております。

加えて、国、県等の支援策も多数ある中で、どのような制度が利用できるのか。支援制度を利用する際の申請方法が分からない。また、その支援を受ける手続が煩雑であり、負担が大きいといった声なども届いております。

このため、本市では、国制度である持続化給付金や雇用調整助成金、県制度である千葉県中小企業再建支援金、本市の独自支援策など、必要な支援を確実に受けられるよう、事業者向け臨時相談窓口での案内や制度の周知を図るほか、各種制度の申請に際しての的確なサポートなどにより申請上の負担も軽減することで、各自事業者がこれまで続けてきた事業を今後の継続に確実につなげていくことが重要だと考えております。

市内経済の再生の考え方についてですが、本年3月に発出した、「ちばしチェンジ宣言！」において、新型コロナウイルス感染症対策を契機に、人々の行動が制限される中においても社会経済活動が維持できる環境整備を進めていくこととしており、テレワークやオンラインの活用など、働き方の新しいスタイルの実践が求められております。

今後、社会全体の変革が一気に加速していくと考えられることから、これらの実現に向け経営者の意識改革を進めるほか、企業自らの創意工夫や独自の取組などを後押しし、企業の生産性向上、強靱な地域経済の構築につながる取組を推進してまいります。

次に、どのような考え方の下、一部の業態を対象とする予算案を策定したのかについてですが、国が実施している家計調査報告においても、本年4月における消費支出の総額が前年同月比において実質11.1%減となっているなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響による消費意欲の低下は、本市においても深刻なものであると認識しています。

そのような中、本市としましては、国の緊急事態宣言が解除されたこともあり、感染拡大防止と市内経済の活性化を両立していくことが必要な時期であると認識しており、今般、国の特別定額給付金の支給時期に合わせて、その趣旨を踏まえながら様々な消費喚起施策を展開していきたいと考えております。

具体的には、国が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスとして位置づけている生活必需サービスの中から、事業者向け臨時相談窓口においても多くの相談が寄せられた理美容業及び千葉県の調査により本年4月の宿泊客数が95%以上減少と極めて厳しい状況にある宿泊業の利用促進施策を実施していくものであります。

理美容業につきましては、市内に約2,140事業所があり、幅広い市民の利用が見込まれることから、相応の消費喚起効果が期待できます。また、市内宿泊施設は、ホテルでの食事や滞在そのものを楽しんでいただくことを目的とした利用プランを造成し、新たな需要を創出するこ

とによって利用を促進するものであります。

次に、国や県の給付金の対象とならない事業者への支援についてですが、これまでの本市の取組については、国や千葉県の支援策の状況や経済団体や各種業界団体との意見交換などを踏まえ、より緊急性の高いと考えられる休業要請対象施設や営業制限を受けた飲食店への支援等を中心に取り組んでまいりました。

国の2次補正予算においては、テナントへ直接支給される新たな家賃支援、給付金の創設、雇用調整助成金については、日額上限を8,330円から1万5,000円に引き上げるとともに、期間を延長するなどの制度拡充、さらには、労働者へ直接支給される新たな休業支援金を創設するなど支援メニューの充実が図られたところであり、また、緊急事態宣言の解除等に伴い、経済活動についても少しずつ変化が生じてくることも予想されます。

このようなことを踏まえ、事業者向け臨時相談窓口での相談や支援制度の周知徹底などを通じ、事業者が必要な支援を確実に受けられるようサポートしつつ、今後の市内経済や感染症の状況などを総合的に判断した上で新たな支援策について検討してまいります。

最後に、市内農業者の現状をどのように捉えて支援を検討しているのかについてですが、一般の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、農政センターの職員が中心となって、現場の農業者に対し、その影響について状況の聞き取りを行っているところであります。

その結果、本市農業は、都市部と農村部が隣接し、大消費地に近い立地条件にあることから、市内農業全体としては影響が比較的小さい一方、一部、販路や品目により影響が発生していることを把握しております。

具体的には、市内農業者にとって主要な販路となっている直売所やスーパー、量販店においては、外出自粛の影響により自宅での食事が増えた影響などから売り上げが上昇しており、また、市場への出荷については、市場動向により若干の価格低下の影響があるものの、販売の停滞はない。一方で、飲食店、ホテルへの直接販売、観光農園については、客数の大幅な減少により売り上げが下落しているといった傾向にあります。

このような状況を踏まえ、収入が減少している農業者に対しては、国の持続化給付金の活用を進めているところであります。この給付金は、農業者や農業法人も活用が可能となることから、各農業者に対し、リーフレットを用いた制度の概要や本市の事業者向け臨時相談窓口を御案内するなど、積極的かつ丁寧に周知を行っております。本年6月9日時点で198件の農業者に説明を実施し、55件の農業者が申請の意向を示しております。

さらに、今後、国の第2次補正予算において、高収益作物次期作支援交付金や経営継続補助金などといった農業者に対する支援が予定されていることから、引き続き、国や千葉県に対し情報収集を行い、現場の農業者の皆様幅広く御活用いただけるよう周知を図ってまいります。

農業関係については、先般の台風被害への対応もいまだ道半ばではありますが、一般の新型コロナウイルス感染症対策についても、しっかりと現場に寄り添った対応を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（大野和広君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、家庭学習のための端末等貸与事業の目的、経過及び現状についてですが、このたびの休校対策として、自宅にインターネット環境が構築されていないなど、家庭でのオンライン学

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

習に支障がある児童生徒にタブレット端末を貸与することにより、家庭での学びを保障することを目的としております。

また、これまでの経過及び現状としては、4月より、家庭の経済状況など優先順位をつけて計画的に希望調査を行い、現在470件の申請が上がっております。これを踏まえまして、現在約250台のタブレット端末の貸与を完了しております。今後、残りの家庭につきましても、タブレット端末の調達ができ次第、速やかに貸与できるよう努めてまいります。

次に、家庭学習のための端末等貸与のさらなる拡大、今後の取組についてですが、現在、国からの依頼を受け、全ての家庭におけるICT学習環境について調査をしているところです。この調査結果も踏まえ、貸与台数を拡大するなど、全ての児童生徒が家庭において学習することができる環境の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、子供たちの学習環境整備に当たっての生活面、学習面などの状況把握についてですが、ドリルパーク等によるオンライン学習を通じた支援に合わせて、分散登校や個別相談等において、子供たちの生活面や家庭学習の状況などを確認した中で得た要望などを反映させ、学習課題の作成や学習支援を行ってまいりました。

また、心のケアにつきましては、休校期間が長期にわたったことから、子供たちの不安や悩み等について担任やスクールカウンセラーなどが寄り添い積極的に関わっております。さらに、市や学校のホームページ等を活用して、子供たちや保護者に向けてメッセージを発信するとともに、各種相談窓口への相談を促しております。

次に、GIGAスクール構想の実現に関し、予算計上に至る背景、考え方についてですが、当初、国においては、令和5年度までに1人1台端末環境を実現することとされておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、これを早期実現するために令和2年度補正予算において全ての予算が措置されたところでございます。

このような国の状況も踏まえ、本市におきましても、今年度中に3学年分、来年度までには残りの全ての学年分について端末整備を行うことを考えております。

最後に、ネットワーク拡張工事の実施時期、財源の確保についてですが、ネットワーク拡張工事に係る費用は約5億円を計上しているところであり、国からの2分の1の補助がなされず。遅くとも今年度内に工事を完了したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 市民局長。

○市民局長（稲生勝義君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、特別定額給付金をスピード感と正確さを持って給付するための取組についてですが、4月中旬から市民局内に事務局を立ち上げ、これまで本市の給付金事業にノウハウを有する事業者にも事務を委託し、申請書の発送から受け付け、審査及び支給データの作成までを管理するシステムの構築を進めてきたところでございます。

また、申請の審査に当たりましても、AI技術を活用した作業の効率化を図るなど、迅速かつ正確な給付に向けて取り組んでおりますが、いまだ多くの市民の皆様のお手元に給付金が届いていない状況でございますので、一日も早く給付できるよう作業を進めてまいります。

次に、オンライン及び郵送による申請状況と審査状況並びにこれまでの課題についてでございますが、オンライン申請につきましては、受け付けを開始した先月15日から終了した今月4

日までに約2万件の申請があり、5日時点で約7割に当たる約1万4,000件の審査を終了しております。

また、郵送申請につきましては、先月29日から申請書の発送を開始し、既に約30万件の申請をいただいております。早期の給付に向け審査を実施しているところでございます。

課題についてですが、特にオンライン申請では、申請システムが重複申請や世帯主以外の申請など、不備が生じやすい仕組みであること。また、申請内容が給付の基礎となる住民基本台帳とデータ連携していないことなどにより、審査が煩雑となり、給付までに多くの時間を要することが課題と考えております。

次に、口座のない方や住民基本台帳への未登録者及びDV被害者への対応状況についてですが、口座のない方に対しましては、事情を確認した上で、窓口での支給や普通為替の送付などの方法により確実に給付を受けられるような対応をとってまいります。

また、いずれの市区町村にも住民登録がない方は、基準日である本年4月27日以降であっても、現に居住している市区町村で住民登録手続きを行い住民票が作成されれば、給付の対象となります。そのため、保健福祉局とも連携し、対象となる方の生活場所等に直接出向き、チラシ等による情報提供を行うとともに、住民登録の確認や支給までの手続きの支援を行ってまいります。

さらに、配偶者、その他の親族の暴力等を理由に避難しているDV被害者の方は、お住まいの市区町村に申し出をすることにより特別定額給付金の給付を受けることができます。本市では、所管部署との連携により周知に努め、申し出のあった方に給付金の申請書を送付したところでございます。

最後に、債務を抱える受給者の手元に現金が残るように、市民の皆様に分かりやすく周知することについてですが、本年4月30日に令和2年度特別定額給付金等に係る差し押さえ禁止等に関する法律が施行され、これにより、特別定額給付金は差し押さえ禁止財産に位置づけられておりますので、コールセンターでの御案内や市ホームページでの周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 時間を延長します。消防局長。

○消防局長（中村由明君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、救急活動時の感染拡大防止対策として、各種資器材の対応状況についてですが、整備内容は、新型コロナウイルス感染患者の移送、搬送時に使用する陰圧装置つき隔離型搬送資器材、救急車内に滞留した細菌やウイルスなどを除菌する車載用オゾン発生器、救急隊員の感染防止策として、感染防止衣及び感染防止ゴーグル、救急隊員や救急車の資器材を感染源とならないようにする対策として、養生シート、消毒に必要な薬品として、エタノール及び次亜塩素酸ナトリウムなどをそれぞれ調達するものです。

調達した各種資器材を活用し、救急活動における救急患者や救急隊員などへの感染拡大防止対策を図るとともに、救急活動に遅延を来すことのないよう早急に対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染に伴う救急搬送の課題認識についてですが、新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送状況は、令和2年5月末日現在で、10人となっております。

いずれも、医療機関照会2回以内で搬送先が決定していることから、現在のところ、新型コロナウイルス感染症患者における救急搬送への影響はないものと認識しております。

一方、新型コロナウイルス感染症以外の患者の救急搬送状況は、昨年4月と本年4月の発熱や呼吸困難がある救急患者において、医療機関照会4回以上で搬送先が決定した人数を比較すると、昨年の50人に対し本年は98人と、約2倍に増加している状況であり、今後、新型コロナウイルス感染症疑い患者が増大した場合には、救急需要の増加に伴い搬送先の決定が遅延することが課題として認識されることから、各医療機関とのさらなる連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えをいたします。

まず、千葉市子育て世帯への臨時特別給付金の事業実施の背景、考え方についてですが、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給準備を進める過程において、小中学校の臨時休業の延長などがあり、家計への負担増が想定される子育て世帯への支援をより一層手厚くする必要があると考え、市単独の上乗せ給付金を支給することとしました。

支給に当たりましては、手続の効率性や事務経費の節減などに留意し、基本的に国の給付金と同じ制度といたしました。国の給付金の支給対象となっている公務員については、法律に基づく基準等により給与が決定されており、現状においては著しい所得の減少など大きな影響がない中で、国の給付金や特別定額給付金も支給されることなどから、市の限られた財源をより優先順位の高い支援策に活用していく必要があると考え、支給対象外といたしました。

最後に、ひとり親家庭の支援として、国の2次補正で示されているような直接的に家計を支援する給付金を支給する考え方についてですが、ひとり親家庭は非正規雇用の割合が高く、新型コロナウイルス感染症の影響により休職や失業となった方も多いため、これまで以上に経済的に困難な状況にあると認識をしております。

このような中、生活困窮が懸念されるひとり親家庭の生活の安定を図るには、一過性の現金給付よりも継続的に生活を支える養育費に係る支援のほうが効果的であると考え、養育費の確保を促進するための施策について、このたびの補正予算案に計上しているところでございます。

なお、国が第2次補正予算において、ひとり親家庭に対する臨時特別給付金の支給を閣議決定したことから、国の動向を注視していくとともに、対象者への迅速な支給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 新型コロナウイルス感染症関連議案第61号、第62号、第64号、第67号についてのうち、所管についてお答えいたします。

避難所の感染症対策についてですが、本市では、昨年の台風災害を踏まえ、避難所での停電対策や猛暑対策などを進めてまいりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策のさらなる推進が急務となったところでございます。

そこで、本市では、避難所の過密状態防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底などを基本的考えとした新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針を本年4月下旬に策定し、避難所における感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。

今後は、この運営方針を基本といたしまして、平常時からハザードマップにより自宅等周辺の災害によるリスクを確認するとともに、食料や水を備蓄するなど自助の対策により自宅にと

どまることや親族、友人宅といった避難所以外を活用する共助の対策と学校の体育館以外に教室や公民館、民間施設など、より多くの避難スペースを確保する公助の対策を組み合わせた分散避難を行うことについて、市内へ周知啓発してまいります。

また、避難所には、これまでもマスクや消毒液などの衛生用品を整備してきましたが、より一層感染拡大防止に取り組むため、段ボールベッドなど備蓄品の増強についても検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 村尾伊佐夫議員。

○24番（村尾伊佐夫君） ただいまは丁寧な御答弁を各局長並びに教育次長からいただき、ありがとうございました。答弁内容についてはおおむね理解をいたしましたでしたが、ただいまの質疑を踏まえまして、明日の常任委員会においてさらに議論を深め、審査してまいります。

以上で質疑を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 村尾伊佐夫議員の質疑を終わります。

ここで、換気のため議場左右の扉を暫時開放いたしますので、御了承願います。

質疑を続けます。22番・栢澤洋平議員。

[22番・栢澤洋平君 登壇、拍手]

○22番（栢澤洋平君） 日本共産党千葉市議会議員団の栢澤洋平でございます。

まず、冒頭、新型コロナウイルスの影響で、本市で6名の方がお亡くなりになられております。改めて、心よりお悔やみを申し上げます。

また、医療機関、また、社会生活を維持される活動で従事されている全ての皆様、そして何より、外出の自粛であり、休業要請であり、そういった行動に市民の皆様が取り組んでいただいた、こうしたことに改めて深く感謝を申し上げます。

それでは、会派を代表いたしまして議案質疑を行います。

議案第61号から第66号までの専決処分について、議案第67号の一般会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策について、第69号の病院事業会計補正予算に関連し、新型コロナウイルス対策全般について伺います。

本市では、6月8日時点でコロナ感染者は108名、死亡者6名となっています。北九州市では第2波の感染拡大があるなど、本市としても第2波に備えながら、経済、社会活動を両立させていく取組が求められております。そのためにも検査と隔離の徹底、医療の一層の拡充が必要であります。

そこで伺います。

まず、1つに、本市の新型コロナウイルス感染者実態であります。都内または市内通勤者の割合や年代、クラスターの発生場所、死亡者の年代など特徴についてと、第1波の感染実態を踏まえ、今後の市民生活で注意すべき点についてお聞かせください。

2つに、スライドを御覧ください。複数の政令市は、感染者の居住区も都度公開しておりますが、本市は公開されませんでした。日本共産党千葉市議会議員団は、区別情報の公開を求め、公開されたものの、これは5月3日の情報で更新が止まっているということでございます。市民から批判の声が多数寄せられている。市民の知る権利の観点からと、また、引き続き行動変容が必要なため、プライバシーには配慮しつつ、感染者の居住区情報は逐一公開するよう改善を……が、見解を求めます。また、最新の各区感染者数をお示しください。

3点目、新型コロナウイルス感染者は、症状が急に悪化して死亡するケースもあるため、厚生労働省は相談目安を37.5度の発熱4日から、高熱の場合と改善をいたしました。市のホームページからリンクされているウェブサイト、スライドを御覧ください。こちらであります。従前のままであります。これは早急に改善をすることを……。

また、感染者の多くが無症状であるため、無症状でも濃厚接触者はPCR検査を実施するよう改善を……。お答えください。

4つに、千葉市の新型コロナ電話相談窓口にも電話しても、かかりつけ医に案内され、かかりつけ医は発熱があると診療を断れたと、こういうたらい回しの相談が我々のもとに寄せられました。

電話相談窓口には、6月8日時点、約2万2,512件の相談が寄せられていましたが、PCR件数は3,493件であります。市民がたらい回しにされないように、適切に医療機関を案内すること、かかりつけ医に電話であったり、またはオンライン等の診療等で相談をし、必要な場合はPCR検査できる体制へと改善を……が、見解を伺います。

スライドを御覧ください。

5つに、同人口規模の北九州市の1日のPCR検査数であります。1日最大305件、拡充をいたしております。千葉市は、これまででも、最大でも87件でありまして、検査体制拡充策、これが必要であります。

千葉大学への検査委託、またはPCR唾液検査、抗体・抗原検査等の導入、また、より身近な医療機関で受けられるよう財政支援を含め、対策を図ることを……が、市長の見解をお聞かせください。

次に、医療体制の強化についてであります。

第2波に備えた病床確保等の医療体制拡充が急務であり、コロナ患者受け入れ医療機関のみならず、地域のクリニック、介護施設等へ支援強化も必要と考えます。

そこで伺います。

まず、1つに、スライドを御覧ください。本市の病床状況をホームページに公開しております。軽症患者用と重症用のベッド確保数、人工呼吸器数、第2波に備えた病床確保に向けた取組について伺います。

2つに、コロナ禍における本市の公立病院は、院内感染を抑えながら多くのコロナ患者を受け入れるなど、多大な貢献をしてきたと考えます。第2波に備え、青葉病院においては感染症病床と人工呼吸器の一層の確保と、海浜病院については建て替え予定新病院に感染症病床を整備することを……が、見解をお聞かせください。

3つに、本市のクラスターは医療施設で発生をしており、院内感染が死亡者へつながる可能性が高いため、医療・介護施設従事者と、そして妊婦についても優先的に検査を行う体制や支援を……が、見解を伺います。

4つに、スライドを御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策の最前線で戦う医療機関や医療介護従事者等への支援金については、我々日本共産党千葉市議会議員団としても要望してきただけに、一定評価するものであります。

しかしながら、見ていただくと分かるとおり、帰国者・接触者外来で20万円、PCR検体採取医療機関で10万円、介護事業者に10万円と、これは支援金として十分とは言えません。発熱外来の導入だけでも、数十万円から100万円の設備投資が必要な医療機関も多いため、対象を

発熱外来整備の医療機関も含めること、さらに、支援金額を一般財源からも投入し、増額することを……が、市長の見解を伺います。

次に、事業者支援等の経済対策についてであります。

コロナ禍で多くの事業者が売り上げ減少に苦しんでおります。千葉市として独自の家賃支援策としてテナント支援事業については評価するものの、対象拡大や申請簡素化などに取り組むことが必要と考えます。

そこで伺います。

1つに、国の雇用調整助成金や千葉県の支援制度、さらには市のテナント支援とメニューが多岐にわたっており、必要な情報が届いておりません。市内事業者に対して郵送案内やアウトリーチ型で支援に取り組むこと、また、現在の相談窓口では不十分なため、6区の区役所に申請に対する支援できる職員を配置するなど、区役所での対応を……がどうか、伺います。

2つに、スライドを御覧ください。千葉市のテナント支援協力金は、6月4日時点、申請890件で、目標3,870件に対しては、22%の申請件数であります。市民からは、オーナーが理解しないと進まない、対象外だが経営が厳しいため拡大してほしいと、こういう声があります。オーナー申請だけではなくて、事業者からの直接申請も受け付けることや理美容等対象業種を広げることが……。お答えください。

3つに、市はクラスター施設名公表で、100万円支給するクラスター防止協力金を4,000万円計上いたしました。1件も利用がありません。本来は、感染防止に必死に取り組む事業者に対して適切に税金を使うべきであり、売り上げ減少に苦しむ中小企業、飲食業、観光業、ライブハウス等の文化振興に対しても、継続的支援策に取り組むことを……。

4つに、コロナ禍による休業等の影響で、非正規雇用の雇い止めなど、失業者が増加しています。市は、実態把握に努め、雇用維持への支援を強化するとともに、家賃支援や市営住宅のさらなる提供に取り組むこと。また、離職者等を対象とした市職員の臨時採用を行うことなどを……が、見解を伺います。

次に、暮らしを守る生活支援についてであります。

新型コロナにより学生や子育て世帯の経済状況の悪化は深刻であります。また、8月から子ども医療費引き上げについても、こうしたときに本当に値上げするのかと、こういう怒りの声も強まっております。国の第2次追加補正予算も活用しまして、この生活支援策を抜本的に強化することが必要であります。

そこで伺います。

1つに、学生からアルバイトの減少で大学の退学を検討していると、こういう声が寄せられています。

八王子市は、コロナの影響でアルバイトが減少した学生に、1人当たり10万円支給するとしています。生活苦の学生に対して独自の財政支援を講じ、学びや生活を継続させるよう……が、伺います。

2つに、スライドを御覧ください。ひとり親世帯から、仕事が止まり生活が苦しく助けてほしいと悲痛な相談が多数寄せられました。ひとり親家庭への給付金というのは、近隣の習志野市は5万円、四街道市は5万円など、県内自治体の多数がですね、これはもう展開をいたしております。ところが、千葉市は給付金がありません。生活苦で追い込まれているひとり親家庭へ独自給付金支給を……。お答えください。

3つに、新型コロナで子育て世帯の経済状況は一変をいたしております。8月から予定していた子ども医療費薬局窓口負担の導入により、一層の医療抑制につながることは明らかであり、市民とともに、我々日本共産党千葉市議会議員団は7,000筆を越える署名を当局に提出をいたしました。医療費値上げでエアコン光熱費を賄うのではなく、2億円を一般財源で賄うこと、前代未聞の経済悪化状況であります。命と健康を脅かす子ども医療費負担増は、再検討することを・・・・・・・・・・。お答えください。

4つに、緊急事態宣言に伴い保育園への登園自粛措置が図られ、保育料の減免措置は認可外保育施設が対象外でした。登園自粛したのに6万円の支払いがあり、支援がないことは不公平と、こういう声が寄せられております。同じ保育施設で差別することなく、認可外保育施設も減免措置の対象として支援が必要と考えますが、見解を伺います。

5つに、感染リスクありながら懸命に頑張っている保育士や子どもルーム指導員、ごみ収集作業員への慰労金を支給すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

6つに、コロナ禍でも大地震など複合災害への備えは急務であります。避難所となる公民館や体育館における感染防止の取組として、プライバシーテントやつい立てを整備すること、非接触の体温計、簡易式の防護服、発熱者の隔離対応マニュアルを整備し、各避難所で格差なく対応できるような取組を・・・・がどうか、伺います。

次に、学校再開に伴う教育についてであります。

休校の長期化により、学習の遅れと格差の拡大が起こり、子供たちはかつてない不安とストレスをため込んでおります。コロナにかかりたくない、うつしたくないと、こういう不安の声もある中で、学校が通常再開されました。子供たちの命と健康、学習権を守るための取組が必要であります。

そこで伺います。

1つに、政府専門家会議は、人との間隔はできるだけ2メートルを空けることを呼びかけておりますが、35人学級では、2メートルはおろか1メートル空けることも不可能であります。感染防止の観点から一層の少人数学級の推進と教員負担軽減が必要であるため、市独自で小・中・高校の教員、学習指導員の増員を緊急に図ることを・・・・が、市長の見解をお聞かせください。

2つに、学校再開に当たり、アルコール消毒液が教室にないという声が寄せられております。全ての教室に配備をして、給食前にアルコール消毒液を児童生徒が使えるよう環境を整えること、また、トイレ清掃や校内消毒に対して、財政、人的支援を強化し、教員負担軽減を図ることを・・・・。

3つに、万が一、学校内で感染者が発生した場合については、休校期間やほかの学校への影響はどのように判断するのか。また、児童生徒の感染の場合、クラス全員を濃厚接触者としてPCR検査を実施することが無症状感染拡大のクラスター抑止策としても、これは必要と考えますが、見解を伺います。

4つに、長期にわたる休校によって学校給食がなくなった子供たちのために、就学援助を受けている世帯への昼食代を支援する自治体が広がっております。文部科学省は、5月19日付事務連絡で、就学援助世帯への昼食代支援を通知しており、千葉市としても速やかな実施を・・・・がどうか、伺います。

5つに、コロナ禍でも登校不安のある児童生徒に対して、福岡市ではオンライン端末で授業

を伝える取組をしております。持病がある不安な児童生徒に対してや感染により再休校となった場合でも、学習権を保障する取組として、タブレット端末と家庭ネット環境整備、専用ソフトを使用したオンライン授業への取組を迅速に対応することを・・・が、見解を伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。熊谷市長。

〔市長 熊谷俊人君 登壇〕

○市長（熊谷俊人君） 栴澤洋平議員からいただきました御質問にお答えをいたします。

支援金の対象に発熱外来未整備の医療機関も含めるとともに、支援金額を増額することについてですが、今回、補正予算に提案をしている医療・介護従事者等支援金では、発熱外来を整備した医療機関は、PCR検体を採取した場合に対象としております。

また、国の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保など、院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関に対して、その費用が補助されるほか、新型コロナウイルスの感染症対応従事者への慰労金の支給など、手厚い支援策が創設される予定となっております。

このことから、本市におきましても引き続き支援を行うとともに、今後も状況に応じて必要な支援策を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、所管局長から答弁をいたします。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、本市の感染者の実態と今後の市民生活で注意すべき点についてですが、3月下旬から4月上旬にかけて感染者が増加いたしました。当初は東京都での感染拡大に伴い都内勤務者の感染が多く見られました。一方で、緊急事態宣言後は、家庭内の感染と見られる例が多くなっております。また、患者の年代は40代、50代が半数近くを占め、男女別では男性が多くなっております。クラスターについては、高齢者施設と医療機関の複合で1か所発生いたしました。お亡くなりになられた方につきましては、6人全てが60歳以上の高齢者となっております。

今後の市民生活で注意すべき点につきましては、3つの密を避け、手洗い等の感染対策の徹底をすること、体調がすぐれていないときは、仕事などを休み、早めに医療機関を受診することなど、一人一人が新しい生活様式を意識して行動することが重要であると考えております。

次に、感染者の居住区情報の公開と区別の感染者数についてですが、居住区等の公表等につきましては、感染者に対して不当な差別や偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しながら検討してまいります。

次に、市のホームページからリンクされているウェブサイトの相談目安と濃厚接触者へのPCR検査についてですが、当該ウェブサイトについては、民間事業者のサイトを活用しているものであり、相談の目安の変更について修正の依頼を行っているところでございます。また、先月29日に、国の積極的疫学調査実施要領が改正され、濃厚接触者につきましては、無症状であってもPCR検査を行うこととなっております。

次に、市民がたらい回しにされずに受診、検査できる体制についてですが、市民から発熱等で電話相談窓口へ相談が寄せられた場合は、まずは、かかりつけ医で受診するよう案内をしております。かかりつけ医で受診ができない場合は、お住まいの近くの医療機関を複数紹介いた

しております。

また、市ホームページでオンライン診療ができる医療機関を公表しており、直接、医療機関に出向かなくても診療を受けることが可能となっております。

受診した医療機関が新型コロナウイルスの感染を疑い、検査が必要と判断した場合は、保健所が帰国者・接触者外来やドライブスルーによる検体採取を紹介し、PCR検査を実施しております。今後も、検査が必要な方が確実にPCR検査を受けられるよう努めてまいります。

次に、検査体制の拡充についてですが、PCR検査や抗原検査につきましては、医療機関が自院や民間検査機関で検査できるよう契約を進めてまいります。また、身近な医療機関で検体採取ができるよう感染リスクが少ない唾液を使った検査について、各医療機関に通知し、検体採取用の容器の配布を行っております。これらによりまして、検査体制の充実を図ってまいります。

次に、市内におけるベッド等の確保数と第2波に備えた目標病床数等についてですが、医療体制の整備については、患者の重症度や各地域での発生状況により、全県での広域的な対応が必要であることから、千葉県が主体となって実施しており、現在、第2波に向けて、医療機関に対し病床確保に関する調査を行っているところでございます。

また、第2波に必要な病床や医療機器については、感染者の発生状況によって必要数が変化するものであり、現在、千葉県において検討を行っているところでございます。

なお、本市では、第1波で実際に受け入れた病床数と現時点での本市の患者数の比較などから、病床の利用状況を概念的に判断し、ステージを決め、市のホームページで公表しているところでございます。

次に、医療・介護施設従事者と妊婦の検査を行う体制と支援についてですが、PCR検査は、患者を発見するため、感染を疑う有症状者や感染リスクの高い濃厚接触者に対して実施するものであり、感染リスクの低い、症状などのない医療介護従事者に一律に検査を実施することは考えておりません。

なお、医療機関等でのクラスター発生防止のために、まずは、手洗いなどの予防対策の実施と出勤前の体温測定や症状の確認などによる職員の健康状態の把握、症状がある場合には速やかに休ませるなど、職員の健康管理の徹底が重要であると考えております。

また、妊婦については、国の第2次補正予算において、母子保健医療対策総合支援事業として不安を抱える妊婦への分娩前の検査の実施が盛り込まれており、現在、医療機関との協議などの準備を進めております。

次に、家賃支援の取組についてですが、離職や廃業により家賃の支払いに困窮している世帯に対し、家賃相当額を支給する住居確保給付金事業を実施しているところでございます。

これまでの対象者に加え、この4月から休業等により収入が減少した方も加えるなど、支給要件を緩和したことで、給付金の申請が急増し、今後も増加が予測されることから、補正予算を計上したところでございます。

今後とも、活用しやすくなった当事業の周知に努めるとともに、生活相談などの支援も行ってまいります。

最後に、PCR検査についてですが、学校内において感染者が確認された場合には、国の積極的疫学調査実施要領に基づき濃厚接触者を特定し、PCR検査を実施することとなります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えいたします。

第2波に備え、青葉病院においては、感染症病床と人工呼吸器の一層の確保、建て替え予定の新病院には感染症病床を整備することについてですが、青葉病院では、これまで既存の感染症病床に加え、一般病床の一部を新型コロナウイルス感染症の専用病床に充てることにより対応しており、引き続き感染症患者数の状況を踏まえながら、必要な病床数の確保に努めてまいります。また、第2波に備え、重症患者を含め可能な限り幅広く受け入れができるよう、人工呼吸器のさらなる確保について検討してまいります。

今後、整備を予定する新病院については、陰圧設備を備えた専用の病室を設置するなど、新興感染症の拡大時においても感染症患者に適切に対応できるような病床の整備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、市内事業者への支援制度等の周知及び相談窓口の拡充についてですが、市内事業者に対しては、本市のホームページや臨時号を含む市政だより、SNSなどを活用した周知のほか、千葉商工会議所の会報誌に支援制度を掲載するとともに、発送する際に事業者向け相談窓口の案内を同封するなど、経済団体や様々な業界団体と協力した周知を実施しております。

特に、千葉市調理師会などの技能職団体については、個人事業主などの小規模な事業所で構成され、組織力も他の団体と比較して弱く、情報が得にくいことから、案内の郵送のみならず、市から直接電話連絡することにより、現在の業況をヒアリングするなど、プッシュ型のより積極的な周知にも取り組んでおり、今後も、あらゆる媒体を通じて周知に努めてまいります。

相談窓口の拡充については、本市では、事業者に必要な支援が届くよう、臨時相談窓口を設置し、中小企業診断士と社会保険労務士などが原則電話で相談に応じてまいりましたが、今後は3密にならないよう環境に配慮しながら、事前予約による対面相談を強化し、必要に応じて申請手続をサポートしてまいります。

次に、テナント支援の支援対象の拡大についてですが、これまでのテナント支援協力金では、オーナーを支援の対象者としていましたが、今般、新たにテナントを支援の対象者とする新制度の創設を予定しております。対象となるテナントについては、千葉県からの要請により、酒類の提供の自粛や休業など、事業活動の縮小を余儀なくされた業種としております。

なお、対象外の業種については、今後、国で検討されている家賃支援給付金の対象となるものと認識しております。

次に、売り上げが減少している中小企業等に対する市独自の継続的支援策についてですが、これまで、本市は、国や千葉県の支援策を見据えつつ、経済団体や業界団体など事業者の声を聞きながら、休業要請対象施設や営業制限を受けた飲食店等へのテナント料支援及び市民の外出自粛を考慮した飲食店のデリバリー対応支援、市内ホテルを対象としたテレワークプラン販売促進、さらには生活必需サービスの一つである理美容店の利用促進など、本市独自の支援策に取り組んでまいりました。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

今後の継続的な支援策については、国の第2次補正予算において支援メニューの拡充が図られ、また、緊急事態宣言の解除等に伴い企業活動が変化してくると考えられるため、感染症の状況や経済の回復状況などを見極めた上で必要な支援策を検討してまいります。

最後に、失業者の実態把握と雇用維持への支援についてですが、本市としても失業者への対応が重要であると認識していることから、本年3月から2回にわたり、実態把握のため連携協定を締結している千葉労働局と意見交換を行ったところであります。

今後も、雇用調整助成金をはじめとする国の制度の改正や新たな支援金など、雇用関係の情報収集に努め、千葉労働局との情報交換を実施するとともに、ハローワークとも連携して市内中小企業の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 都市局長。

○都市局長（青柳 太君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えします。

非正規雇用の雇い止めなど、失業者の増加に伴う市営住宅のさらなる提供についてですが、感染症拡大の影響による雇い止めなどにより住宅に困窮されている方々に対し、本年4月より10戸の市営住宅を確保し、現在2世帯の方が入居されておられます。今後、さらなる住宅困窮者の増加も懸念されることから、引き続き即時入居可能な市営住宅を一定数確保し、提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 新型コロナウイルス感染症関連議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、離職者等を対象にした市職員の臨時採用を行うことについてですが、他自治体では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方などを対象に、会計年度任用職員として任用している事例があることは承知しております。

一方で、職員の感染が確認された場合、結果として市民サービスの低下につながるおそれがあることから、時差出勤やサテライトオフィスでの勤務といった接触機会の低減に取り組んでいるところであり、現時点では、離職者等を新たに会計年度任用職員として任用するのではなく、引き続き職員の感染防止に取り組ながら、市民サービスの維持に努めてまいります。

最後に、避難所における感染拡大防止の取組についてですが、本市では、避難所の過密状態防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底などを基本的な考え方とした新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針を本年4月下旬に策定し、避難所における感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。

また、これまでもマスクや消毒液などの衛生用品を整備してまいりましたが、この運営方針を踏まえ、新たに健康管理のための非接触型電子温度計を全避難所に整備することとしたほか、必要な備蓄品の検討を進めているところでございます。

今後は、運営方針のさらなる周知を図るとともに、訓練での検証を行うなど、各避難所が適切な対応を図れるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えをいたします。

まず、生活苦の学生に対して独自の財政支援を講じ、学びや生活を継続させることについてですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている学生に対する支援策として、先般、国において学生支援緊急給付金が創設されたものと承知をしておりますが、現時点において、本市独自の支援の実施は考えておりません。

次に、生活苦で追い込まれているひとり親家庭への給付金支給についてですが、国が第2次補正予算により、低所得のひとり親家庭に対して臨時特別給付金を支給することを閣議決定し、現在国会において審議中であることから、国の動向を注視してまいります。

また、本市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活の基盤となる養育費の不払いが生じるおそれがあり、生活困窮が懸念されることから、養育費の確保を促進するための施策をこのたびの補正予算案に計上し、ひとり親家庭の生活の安定を図ってまいります。

次に、子ども医療費負担増は再検討することについてですが、子ども医療費助成制度の見直しについては、昨年第3回定例会において条例改正議案を承認いただいているところであり、現行制度と同様に、経済的負担が大きい市民税所得割非課税世帯は、自己負担額を無料としていることや子供の健康維持という制度の趣旨が損なわれない範囲で、必要最小限の御負担をいただくことについて、受給世帯や医療機関への事前周知に努めながら、本年8月からの円滑な制度実施に向けて対応してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童手当を受給する世帯に対し支給する子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、子育て世帯の生活をより一層手厚く支援する観点から、国の給付金に加え、本市独自の給付金を上乘せし支給するための補正予算議案を今定例会に提出しております。

次に、認可外保育施設においても、保育料減免措置の対象として支援することが必要と考えるが見解を伺うとのことですが、認可外保育施設のうち、保育ルームは、待機児童対策において、認可の保育園等と同等の役割を果たしていること、一定の基準を満たし、国や市による運営費補助の対象施設であること等に鑑み、支援の対象施設としたものでございます。

一方、保育ルーム以外の認可外保育施設で、国が児童育成協会を通じて保育料の支援を行う企業主導型保育施設や職員の福利厚生の色合いが強い事業所内保育施設、そのほか、待機児童ゼロを達成した現状においては、事業者と利用者間の契約で運営されており、本市がこれまで運営補助を行っていない施設等に対しては、本市が保育料減免の支援を行うことは適当でないと考えております。

最後に、保育士、子どもルーム指導員及びごみ収集作業員への慰労金の支給についてですが、保育園等における保育士、子どもルームにおける指導員、さらにはごみ収集作業員など、緊急事態宣言下においても感染のリスクに直面しながら社会を支えていただいた職種は数多くあるものと認識をしております。しかしながら、どの職種に対して慰労金を支給するか、その線引きは大変難しいものと考えます。

そのような中で、少しでも職場での感染リスクの軽減を図るため、保育園や子どもルームなどにおいては、職員及び利用者の手洗いや健康観察の徹底、各施設へのマスクの配布等を行っ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

ております。また、ごみ収集作業においては、各家庭に対して感染症対策に配慮したマスクの捨て方を周知するなどをしてしております。いずれの職場においても、今後も引き続き、感染症対策を講じながら、現場の環境に配慮し、職員が安全に働くことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（大野和広君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、感染防止の観点から少人数学級の推進及び教員負担の軽減を図るため、本市独自で小・中・高等学校の教員、学習指導員の増員を緊急に図ることについてですが、小中学校における少人数学級の導入につきましては、権限移譲後、国を上回る本市独自の基準で学級編制を行っているところですが、新型コロナウイルスの感染防止の観点による少人数学級のさらなる推進については、学校の実情を踏まえ、引き続き検討してまいります。

また、教員の負担の軽減を図るため、国の令和2年度第2次補正予算の補助により、全ての市立小中学校及び小・中・特別支援学校に学習指導員を配置するとともに、教員が子供の学びの保障に注力できるようにするためのスクールサポートスタッフも未配置校において同様に追加配置してまいります。なお、高等学校及び高等特別支援学校への学習指導員の配置につきましては、今後検討してまいります。

次に、全ての教室にアルコール消毒液を配備して給食前に児童生徒が使えるよう環境を整えること、また、トイレ清掃や校内消毒についてですが、文部科学省の衛生管理マニュアルでは、感染予防には、流水と石けんでの手洗いが基本と示されておりますが、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することで、より効果が高まるされております。現在、手指消毒薬は品薄の状態ではありますが、在庫が確認でき次第購入し、今後も各市立学校へ追加配布してまいります。

トイレ清掃や校内消毒につきましては、現在、児童生徒への感染リスクを考慮し教職員が行っておりますが、今後、教職員の負担軽減を図るため、トイレ清掃に関しましては、業務委託を進めてまいります。

次に、学校内で感染者が発生した場合、休校期間や他の学校への影響はどのように判断するのかについてですが、当該校の児童生徒に感染者が発生した場合には、感染者の学校内における活動内容や接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等について総合的に考慮し、判断してまいります。

次に、就学援助世帯への昼食代の支援についてですが、就学援助制度は就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。今後、本市独自の昼食支援等の在り方については、本市全体の支援事業との優先順位を含めて検討する必要があることから、他都市の実施状況も踏まえ研究してまいります。

最後に、オンライン授業への取組の迅速な対応についてですが、本市では、一斉休校中の学習支援として、学習動画コンテンツの作成、配信などにより、より効果的な家庭学習につなげたところです。また、インターネット環境が構築されていないなど、家庭でのオンライン学習に支障がある児童生徒に対する端末等の貸与を進めております。

今後、1人1台端末環境の整備を進めてまいります。再休校が生じた場合を見据え、これら取組の充実や先進自治体で実施されている同時双方向型のオンライン授業についての研究を進めており、登校不安のある子供たちを含め、一人一人の実態を踏まえて子供たちに寄り添う

教育の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 梶澤洋平議員。

○22番（梶澤洋平君） 2回目の質疑を行います。

まず、事業者支援についてであります。スライドを御覧ください。

川崎市が実施する小規模事業者臨時給付金、これは売り上げが前年比3割から5割減、こういった事業者に一律10万円を支給するという事で、国の支援対象外の事業者支援策を講じております。

そこで伺います。

1つに、コロナ禍で事業への影響というのは長期化し、売り上げ3割減収が長引く事業者の倒産が増えることが危惧されております。今こそ、この事業継続や雇用維持につなげるための支援が必要であり、売り上げ減少が5割以下の場合、国の支援事業対象外となるため、3割減等の事業者に対して現金給付等の新たな支援策に取り組むよう……が、見解を伺います。

医療支援についてであります。スライドを御覧ください。

これは、日本共産党千葉市議会議員団が市内医療機関にアンケートを送付して返送されたアンケート結果であります。患者減少5割以上が35%、収入減少でも5割以上は39%となっており、アンケートには従業員の給料を払うために、院長は無給状態だと、地域の医療を守るためにも支援をしてくれと、こういう声が寄せられております。

そこで伺います。

コロナによる患者減少等による収益減は、歯科や耳鼻科、一般病院を含めて深刻な状況にあります。医療機関の廃業や倒産という最悪の医療崩壊を止めるために、病院、医療機関と介護施設へ減収補填給付金を……。市長、お答えください。

そして、スライドを御覧ください。

市の新型コロナウイルス感染症対策経費についてであります。一連の専決処分と補正予算等をまとめた事業費総額、約1,111億円ですが、多くの事業は国の交付金充当で対応しており、一般財源は10億円程度、しかも、そのうち8億円はGIGAスクール予算であります。

私は、このもとに、ひとり親から、コロナで仕事が退職となった。1日の食費は250円で、どうやって子供と生活していくか、他市のように千葉市も支援してくれたらと、こう切実な声が寄せられました。本当に苦しむ市民のために予算を使うべきであります。

そこで、最後、市長に伺います。

市長は、コロナ禍により市民の深刻な生活実態をどのように受け止めているのか。派遣切りや雇い止めの労働者、学生、ひとり親など、弱い立場の人がどんどん苦境に陥っております。今こそ、市民の命と暮らしを守るために、保健所強化、医療支援、事業者支援、学生や妊婦、ひとり親世帯への給付金独自支給、4月28日以降に生まれた市民に10万円を独自支給すること、これを財政調整基金、または国の第2次補正予算で追加される地方創生交付金を最大限に活用していただいて、実施することを……。と答弁を求めます。

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。熊谷市長。

○市長（熊谷俊人君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてお答えします。

コロナ禍による市民の深刻な生活実態をどのように受け止めているのかについてですが、このたびの新型コロナウイルス感染症により、本市においても多数の感染者が発生し、市民の尊い命が失われたほか、緊急事態宣言下の自粛による社会経済活動への甚大な影響から、今なお多くの市民、事業者が生活、雇用の維持や事業継続等に不安を抱えており、引き続き公的な支援が必要な状況にあるものと認識をしております。

最後に、財政調整基金と地方創生臨時交付金を最大限に活用して、対策を実施することについてですが、現在、国で審議されている第2次補正予算においては、住民の命と暮らし、雇用と産業を守るべく、ひとり親家庭や中小企業・小規模事業者等への支援、学校再開に伴う体制の整備などが盛り込まれており、本市においても、これらの支援等が確実に市民、事業者に行き渡るよう、国に呼応し適切に対応してまいります。

また、国や県の支援が届きにくい分野については、本市においてきめ細かな支援を実施する必要があると認識をしております、それぞれの分野における実態をしっかりと把握し、地方創生臨時交付金のほか、必要に応じて財政調整基金を機動的に活用しながら、効果的な対策を切れ目なく実施してまいります。

今回の新型コロナウイルスによる市民社会への影響というのは、短期ではなく、かなりの長期にわたることが考えられます。今、短期的な目線を持つのではなく、中長期的に責任を持つ形で、しっかりと市民生活に配慮した機動的な財政支出を行っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えします。

国の支援事業対象外の事業者への現金給付等の新たな支援策についてですが、国の第2次補正予算では、実質無利子融資などの資金繰り対策、雇用調整助成金の拡充、労働者が直接受給できる新たな休業支援金の創設、中小企業・小規模事業者向け経営相談といった大幅な売り上げの減少を要件としない支援メニューについても充実が図られているところであります。

（「経営相談ではだめなんじゃないか」と呼ぶ者あり）

本市としては、一定の売り上げ減少を要件とした現金給付等の支援策ではなく、国や千葉県、本市独自の支援などの各種メニューを確実に受けていただくための申請サポートや個々の経営状況に応じたハンズオン型支援等により、事業者を支えていくとともに、今後の経済情勢の変化なども見据えつつ、事業者自らの創意工夫などを後押しする施策を通じて、社会変革や将来の地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号、第67号及び第69号についてのうち、所管についてお答えいたします。

病院、医療機関と介護施設へ減収補填給付金を強く求めるがどうかについてですが、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、医療機関や介護施設の患者や利用者が減少していることは認識しております。

これまで、本市では、入手が困難となっていたマスクや消毒液などの衛生用品の配布のほか、オンライン診療を実施する医療機関の市ホームページでの周知や持続化給付金制度などの周知

りているのか、相談者にすぐに対応できているか、お答えください。

次に、心のケア支援事業についてです。

外出自粛生活が長く続いたことにより、ストレスを抱えている市民が増えています。市民ネットワークでは、要望書を提出し、心のケアの充実を求めましたが、このたび新たに夜間及び休日において、電話とSNSを利用した相談を開始したとのことでした。

そこで、相談を受けた後、適切な対応ができる部署などにつながりができているか、また、DVや児童虐待に関する相談はどのくらいあるかについて伺います。

次に、子どもルームや保育所等における感染拡大防止対策についてです。

子供たちが集まる子どもルームや保育所は、いわゆる3密になりやすく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を徹底する必要があります。

そこで、この間、感染防止対策をどのように子どもルームや保育所等各施設に周知したのかについてお答えください。

次に、養育費確保促進事業についてです。

離婚時に養育費の取り決めを行い、養育費保証契約を結んでいる児童扶養手当受給者等に対し、保証料を助成するとのことですが、ひとり親世帯へのアンケート調査結果によると、約6割が養育費を受け取っていなかったと聞いています。そのような中、今回、助成対象とする世帯数を30世帯に設定した根拠は何か、お答えください。

また、養育費の取り決め等がされていないため今回対象とならなかった世帯へ、今後どのような支援が必要と考えているか、伺います。

次に、テナント支援協力金とテナント支援金についてです。

テナント支援協力金は、賃料の減免を行ったテナントオーナーへの助成、テナント支援金は賃借人に対し賃料を支援するものですが、学習塾など一部の業種に関しては1,000平米以上と面積要件が設けられています。小規模な事業者への支援が行き届いていないと感じますが、面積要件のある業種の事業者への支援について、今後どのように取り組むか、お考えを伺います。

次に、理美容店利用促進についてです。

生活必需サービスの一つである理美容業の利用促進のため、料金割引のキャンペーンを行うとのことでした。市内理美容事業者数は2,140件と聞いていますが、今回の参加店舗数は何件を想定しているか。参加するためにはどのような条件があるか、伺います。

また、小規模店舗でも幅広くこのキャンペーンに参加を促すために、どのような周知を行うのか。お聞かせください。

次に、農業労働力確保緊急支援事業費についてです。

農政センターにスマート機器を導入し、新型コロナウイルス感染症拡大による休業要請等で発生する失業者を受け入れ、農業現場が求める技術力を待った人材を育成するとのことでした。

失業者の受け皿として農業が期待されるとのことですが、失業者と農業者をどのようにマッチングしていくのか、お考えを伺います。

次に、情報教育推進事業、GIGAスクール構想の実現についてです。

児童生徒1人1台端末を実現するためのICT環境整備を実施するとのことですが、4点伺います。

1つに、ハードの整備と同時にどのようなソフトの充実を図るのか。

2つに、教職員の研修はどのように行うか。

3つに、配慮が必要な学習障害の子供への対応や不登校児童生徒への活用はいかがか。

4つに、タブレット活用に関するガイドラインはあるのか、お答えください。

最後に、学校給食についてです。

貧困や虐待などにより給食が唯一の食事である子供がいる中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で長い休校期間中、子供たちがきちんと食事をとれていたのか気になります。

そこで、子供の食のセーフティーネットとして、休校中も食事を提供する方法はとれなかったのか、伺います。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号、第67号及び第68号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染で両親が入院した場合の子供の居場所についてですが、両親が入院し、その子供が陰性である場合には、保健所と連携をとりつつ、児童相談所が当該子供の養育について保護者と相談をします。

まずは親族等による養育が可能となるよう調整を行いますが、それが困難である場合には、当該子供は濃厚接触者である可能性が高いことから、市立海浜病院への一時保護委託を行うことができるよう、対応を図っております。

次に、感染防止対策をどのように子どもルームや保育所等各施設へ周知したのかについてですが、子どもルームや保育所等の施設においては、各種の感染症へ対応するため、厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインなどをもとに感染拡大防止に対応してきたところであります。

新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大の初期段階から、国が全国の自治体向けに感染症対策に係る通知を発出しており、本市においても、国の通知を都度各施設へ周知し、感染症対策を共有しております。

また、特に施設において必要な感染症対策となるようなものについては、本市において留意事項として各施設へ通知を行い、必要な感染症対策の周知徹底を図ってきたところでございます。今後も国からの通知などを踏まえながら、引き続き各施設における適切な感染症対策に努めてまいります。

次に、養育費確保促進事業の助成対象とする世帯数を30世帯に設定した根拠についてですが、先行して同様の事業を実施している大阪市や明石市などの実績や予算を参考にしたほか、自治体の規模等を考慮して設定をしております。

最後に、養育費の取り決め等がされていないため今回対象とならなかった世帯へ、今後どのような支援が必要と考えているのかについてですが、養育費の取り決めを促進するため、本事業に加えて、養育費に関する講習会の開催や公正証書等の作成支援など、取り決めに係る支援を併せて実施する必要があると考えており、より効果的な支援策について検討をしております。

以上でございます。

○保健福祉局長（山元隆司君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号、第67号及び第68号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染で飼い主が入院した場合のペットの世話の問題にはどのよう

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

に対処するのかについてですが、民間企業による無償の預かりサービスや訪問ペットケア、一般社団法人老犬ホーム協会会員の施設での有料の預かりサービスなどを案内しております。

次に、発熱や体調の変化で不安に思った場合の行動についてですが、市民向け電話相談窓口において、健康相談や体調確認を行っており、聞き取りの結果、状況に応じてかかりつけ医の受診を勧めております。

特に、息苦しさや強いだるさなどの強い症状のほか、高齢者や基礎疾患のある方は、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状が続くなどのいずれかの症状がある場合には、保健所内の帰国者・接触者相談センターで相談に応じております。

次に、地域の医療機関における新型コロナウイルス感染症の対応フローについてですが、本市では、臨床的特徴などから新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が発生した場合の対応方法について、市医師会を通じて各医療機関に周知しております。

各医療機関では、感染が疑われる場合には、当該フローに基づき保健所内の帰国者・接触者相談センターを通してPCR検査につなげるなど、状況に応じた対応を図っております。

次に、生活自立・仕事相談センターへの相談が増加しており、アウトリーチ支援員が相談に対応できているのかについてですが、本年4月の相談件数は、前年同月と比較すると3倍となっておりますが、増加した相談の多くが住居確保給付金の相談であり、お話を伺った上で、この事業を取り扱う窓口へ取り次ぐなどが主な対応となっております。

また、5月下旬から6月上旬にかけてアウトリーチ支援員の配置を行ったところであり、今後、相談支援の充実が図られるものと考えております。

さらに、この9月には既存センターの職員の負担の軽減や身近な地域で相談を受けられるよう、花見川保健福祉センターに生活自立・仕事相談センターを新設することとしております。

引き続き、生活困窮者支援の充実を図るため、相談件数やその内容を見極めながら、人員の増はもとより、センターの新規増設等を検討し、適切な相談体制が確立されるよう努めてまいります。

次に、相談を受けた後、適切な部署へつなぐことができているのかについてですが、相談員は1年以上の相談業務の経験を有する精神保健福祉士や臨床心理士等の有資格者であり、相談内容に応じた適切な相談支援を行っております。

また、相談の内容に合わせて、各区保健福祉センター、児童相談所、発達障害者支援センター等の関係機関に案内をしております。

最後に、DVや児童虐待に関する相談はどのくらいあるのかについてですが、事業を開始した5月15日から31日までの間において、受け付けた相談98件のうち、DVに関する相談は4件、児童虐待に関する相談は1件ございました。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号、第67号及び第68号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、テナント支援に関して、面積要件のために対象外となっている事業者への今後の支援についてですが、これまでテナント支援協力金は、千葉県による施設の利用停止の要請等に応じた事業者を対象としていたため、施設の種類によっては、床面積が1,000平方メートル以下のもので、対象外となっている施設があり、売り上げ減少の影響を受けたにもかかわらず、当

該事業では支援できず、残念ながら問い合わせを受け付けても、お断りせざるを得ない状況となっております。

このような問い合わせに対しては、事業者が利用できる可能性のある国の持続化給付金や県の千葉県中小企業再建支援金、有利な融資制度、本市の臨時相談窓口などを御案内し、できる限り適切な支援が受けられるよう対応を図ってまいりました。

今後は、支援を必要としている事業者に対して、本市での事業継続が図られるよう、対象業種が問われない見込みである国で検討中の家賃支援給付金について、さらなる情報収集に努め、適切な支援が受けられるよう、対応を図ってまいります。

次に、理美容店利用促進に関して想定参加店舗数と参加条件についてですが、本事業については、利用、参加手続きをはじめとした全ての手続きを原則オンラインによるものとすることや国の特別定額給付金の支給に合わせた応援キャンペーンの一環であり、時期を失せず実施する必要があることから、市内店舗におけるオンライン予約サイト利用状況等も勘案し、最終的に300店舗程度の参加を見込んでいます。

また、参加にあっては、特に要件を設けず、市内において保健所が発行する理容所・美容所検査確認証を取得し、本市の理美容事業者向けの指針に基づき新型コロナウイルス感染防止対策を実施しているものとするを予定しております。

次に、小規模店舗でも幅広くこのキャンペーンに参加を促すために、どのような周知を行うかについてですが、プロポーザルを経て本事業の事務を委託する予定の事業者と密接に連携し、事業者作成のウェブサイトやチラシ等による広報のほか、本市のホームページや市政だより及びSNS等、可能な限りの手段を活用した周知を実施することを考えております。

また、委託事業者を通じた電話や訪問による広報のほか、本市からも各業界団体への周知を実施するなど、個別の店舗に対しプッシュ型での働きかけを行い、広く本事業の存在をPRすることにより、様々な店舗に御参加いただき、利用者にとって魅力的なキャンペーンとなるよう鋭意努力してまいります。

最後に、農業労働力確保緊急支援事業費に関して、失業者と農業者をどのようにマッチングしていくのかについてですが、本市では、近年、農業の成長産業化を進めており、特に、ここ数年の間に多くの企業が参入して、従来の自ら就農しようとする方だけでなく、被雇用者して農業参入する方も増えてきております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後多くの失業者が発生することが想定されており、これらの方々の受け皿として農業が期待されているところであります。これらの農業経験のない失業者の皆様が農業現場が求める技術力を短期間で身につけ、農業法人に就職し、安定して定着できるよう、農政センターにスマート機器を導入し、新たに雇用就農希望者研修を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（大野和広君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号、第67号及び第68号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、情報教育推進事業に関し、ハードの整備と同時にどのようなソフトの充実を図るのかについてですが、文部科学省において提示されている基本モデルにおいては、ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトといったオフィス機能、遠隔授業のためのウェブ会

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

議システム、プログラミング教材、協働学習ツールなどが挙げられています。これらを参考に、本市におけるソフトの導入について、今後検討してまいります。

次に、教職員の研修はどのように行うかについてですが、導入された機器やシステムへの習熟を図るための集合研修やICT支援員による学校派遣型の研修を行うことが考えられますが、1人1台端末を有効に活用することが可能となるよう、研修を充実してまいりたいと考えております。

次に、配慮が必要な学習障害の子供への対応や不登校児童生徒への活用についてですが、LD等通級指導教室に通う学習障害のある児童生徒の指導では、大学の協力を得て学習活動にタブレットPCを取り入れております。一人一人に特有の困難さに応じた様々な学習ツールを活用することで、より効果的な学習支援につながっております。また、不登校児童生徒に対しても、PCを活用した学習支援を行っております。

今後、GIGAスクール構想の実現で1人1台のタブレットPCを配布することにより、通級指導教室のみならず、通常の学習内においても同様の指導が行えることになるとともに、不登校児童生徒への学習支援にも一層活用できるようになると考えております。

次に、タブレット活用に関するガイドラインはあるのかについてですが、文部科学省が平成26年に児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックを作成しており、その中でタブレットPCの活用についても盛り込まれていると承知しております。また、今後、文部科学省において端末の持ち帰りに関するガイドラインが示される予定であると聞いております。

最後に、子供の食のセーフティーネットとして、休校中も食事を提供する方法はとれなかったのかについてですが、臨時一斉休校を実施した本年3月には、自宅待機が困難なことにより、学校での受け入れを行った児童に対し、食品事業者による仕出し弁当を提供しましたが、4月以降につきましては、緊急事態宣言発出に伴い受け入れ児童が減少したことから、弁当持参の対応といたしました。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 岩崎明子議員。残り30秒です。

○17番（岩崎明子君） 御答弁ありがとうございました。それぞれの議案につきましては、今回の御答弁の内容と合わせ、今後の常任委員会での審査の状況等を参考にしながら判断してまいります。

以上で、市民ネットワークの議案質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 岩崎明子議員の質疑を終わります。

質疑を続けます。3番・伊藤隆広議員。

〔3番・伊藤隆広君 登壇、拍手〕

○3番（伊藤隆広君） 美浜区選出、無所属の伊藤隆広でございます。

まず、医療従事者をはじめ、市民生活、社会経済活動の維持のために従事いただいている全ての皆様、そして政府や千葉県、また本市からの様々な感染拡大防止上のお願いに御協力いただいている市民の皆様、事業者の皆様にご心から御礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして議案第61号及び第64号の専決処分について、議案第67号の一般会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策について質問を行います。

まず、事業者向け臨時相談窓口事業についてお伺いいたします。

1つ目に、当事業の専決日が4月21日である一方で、事業の開始が4月20日というふうに聞いておりますが、専決予算が確定する前に事業着手したことに問題はないでしょうか。

2つ目に、専決日より前に事業着手した経緯について御説明ください。

次に、特別定額給付金給付事業についてお伺いいたします。

特別定額給付金の給付時期に関しては、多くの市民の方が高い関心を持たれているところがございます。担当された職員の皆様は、本当に一日も早くですね、給付するために御尽力をいただいているものと感謝をしておりますが、一方で、そのプロセスについては明らかにされていない部分もあり、議会としては本当に適切に事務執行がなされているのか、プロセスを含めて確認する必要があります。

そこで伺います。

1つ目に、迅速かつ的確な給付に向け、いつから、どのように準備をしてきたのか。

2つ目に、給付金事務を実施するに当たり、人員配置をどのように行ったのか。

3つ目に、事務に要する経費の内訳は、また、金額は妥当なものなのか、お答え願います。

次に、理美容店利用促進事業についてお伺いいたします。

1つ目に、割引の対象料金を3,000円以上と設定した考え方について。

2つ目に、いわゆる1,000円カットの店舗についてはどのように考えているのか。

3つ目に、客単価引き上げのため、カットのほかカラーやパーマなどのサービスを行うことによって店舗への滞在時間が増えると思われそうですが、より安心して利用してもらうことが重要だと思われそうですが、感染予防対策はどのように考えるのか、お答え願います。

次に、養育費確保促進事業についてお伺いいたします。

子供の利益を守ること、子供の健全な成長には、養育費だけでなく、親と子の関係性が継続されることが必要だと考えられます。養育費支援に加え、面会交流を支援する取組なども必要と考えますが、本市の見解をお答え願います。

次に、市内バス・タクシー事業者への支援策についてお伺いいたします。

緊急事態宣言以下においては、感染拡大防止の観点から市民に対し外出自粛を求める一方で、公共交通機関に対しては、必要な経済社会サービスとして可能な限り維持という要望がされている中で、バス・タクシー事業者は、経営状況も厳しくも、感染拡大防止策を講じた上で公共的使命の下、営業をいただいているものと承知しております。

全国の自治体を見ると、感染症対策に要した費用などへの補助を講じるなどの事例も見られるところであり、市民の大事な移動手段を守るべく、本市でも事業者への支援策について検討するべきであると考えます。

そこで、市内バス・タクシー事業者への感染症対策支援について当局の考えを伺います。

次に、雇用政策についてお伺いいたします。

今後、経済の悪化により、雇用に大きな影響が出ることが予測されますが、現在の雇用状況と取組について伺います。

次に、今後の町内自治会の活動に向けた考え方についてお伺いいたします。

市民花火大会や親子三代夏祭りなど、本市における大きなイベントの中止が決まっているところがございますが、もっと市民に身近な町内自治会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ないことではございますが、町内自治会が主催する各種活動ができないということや皆が集まって準備が困難となったという理由などから、地域のお祭りをはじめと

する各行事も中止や延期となっていると聞いております。

地域の行事や活動はコミュニティー醸成に重要な役割を果たしているものであることから、早急に可能なところから再開していく必要があると考えます。

そこで、今後の町内自治会の活動に向けた考え方について伺います。

最後に、学校再開についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一斉休校により、学習の遅れを心配する声がよく聞かれます。オンライン教材を活用した学習支援により学習の遅れをカバーする考え方はございますが、学校に登校し教室でみんなで学習をするという環境で学習することはですね、児童生徒にとって、より学習を促進する方法であることも考慮する必要があると考えます。

また、長く休校することで生活のリズムが乱れ、不眠や不安などのストレスの現象があらわれたり、また幼児退行といった、様々心身への影響も出てくるのが考えられ、児童生徒の心のケアについてもしっかりと考えていかなければなりません。

そこで、学校再開による学習面、生活面での効果をどのように考えているのか、伺います。

以上質問いたします。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願ひます。経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、事業者向け臨時相談窓口に関して、専決予算が確定する前に事業着手したことについてですが、本年4月20日分の予算については規定予算で対応することとし、執行に当たっては、地方自治法及び千葉県予算会計規則等にとり適切に対応しております。

次に、専決日より前に事業着手した経緯についてですが、本年4月7日に緊急事態宣言が発出され、休業要請等により地域経済が停滞する中、市内事業者からの問い合わせが多数寄せられておりました。このため、国、県、市の多岐にわたる支援をちゅうちょなく活用できるよう、一元的な相談窓口が一日も早く必要であると考え、会場の確保や中小企業診断士及び社会保険労務士の専門職が配置できる最短の日程で開設したところであります。

次に、理美容店利用促進に関して、割引の対象料金を3,000円以上とした考え方についてですが、本事業は、自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスとして位置づけられている生活必需サービスの一つである理美容店の利用促進を国の特別定額給付金の趣旨を踏まえ、その支給時期と合わせ実施します。それにより、消費喚起による地域経済の活性化と市民生活の安定化の双方を実現したいと考えています。

国が実施している家計調査報告によると、本年4月における消費支出の総額は、前年同月比において実質11.1%減、とりわけ理美容サービスにおいては41.9%減となっているなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、消費意欲が大きく低下している状況にあるものと認識しております。

本市といたしましては、国の調査による利用料金の水準などのデータも参考に、平均的な価格程度以上での利用を促進することにより消費意欲を喚起し、もって地域経済の活性化を進めていくべく、支援の対象となる利用料金を定めたところであります。

次に、いわゆる1,000円カットの店舗をどのように考えているのかについてですが、参加対象は保健所が発行している、理容所・美容所検査確認証を取得した市内全ての店舗を予定しております。本市としましては、参加する市内の理美容店において、本施策を契機とし、単なる

散髪にとどまらず、洗髪やシェービングはもとより、様々な付随サービス等の充実を図ることによって、市民の皆様をはじめとした利用者に魅力的なメニューを提供していただき、利用者の満足度向上と顧客単価の増加による経営の安定化を実現していただくことを期待しているところであります。

次に、より安心して利用してもらうことが重要だと思われるが、感染予防対策はどのように考えるかについてですが、本施策への参加店舗全てに本市が示した理容所・美容所向けの新型コロナウイルス感染症対策についての指針を遵守する旨の誓約書及び対策実施後の店内写真を提出していただき、さらには、これらの対策を確実に継続していただくべく支援金を交付することとしております。

本市としましては、適切な事業運営を確認し、利用者が各店舗の提供するサービスを安心・安全に利用できる環境の整備を促進してまいります。

最後に、現在の雇用状況と取組についてですが、雇用状況は新型コロナウイルスの影響で急速に雇用情勢が悪化しており、ハローワーク千葉及び千葉南の有効求人倍率は低下傾向に転じ、新規求職者数も、本年4月には前月に比べ約3割増加していることから、失業者が増えているものと推察されます。

現在の取組については、事業者向けの臨時相談窓口を開設し、多岐にわたる国、県、市の各種支援策の周知や制度説明などを行い、必要な方々に支援が届くよう努めてまいりました。

今後、雇用情勢はさらに悪化することが予想されることから、3密にならないよう十分に配慮しながら、対面での社会保険労務士による雇用調整助成金等の申請手続きのサポートも実施してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 市民局長。

○市民局長（稲生勝義君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、特別定額給付金の迅速かつ確かな給付に向け、いつからどのように準備をしてきたかについてですが、本事業の実施に当たりましては、国から詳細が示される前の4月13日に市民局で対応することとなって以降、すぐに本市の給付金事業の受託実績のある事業者とシステム構築等の実施に向けた協議を開始いたしました。

次に、給付金事務を実施するに当たり、人員配置についてですが、局内及び他局から給付金関連業務の経験者2名を事務局となる区政推進課に配置するとともに、業務の一部を局内で分担しているほか、オンライン申請の審査等に延べ120人を局内から動員して対応してまいりました。

次に、給付金事務に要する経費の内訳と金額の妥当性についてですが、事務費の総額は15億円であり、システム構築をはじめ、給付金の申請の審査等を行う事務センターやコールセンター業務等を一括で委託する費用、13億8,600万円のほか、先行して設置いたしましたコールセンターの費用2,500万円、口座振込手数料等5,200万円などが含まれており、費用積算内容を十分に確認しております。

なお、給付金事業費974億円に対する事務費の割合は1.5%となりますが、過去の本市における給付金事業の割合よりも低く、妥当な金額であるものと考えております。

最後に、今後の町内自治会の活動に向けた考え方についてですが、新しい生活様式の実践例

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

にあります身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの慣行などの一人一人の基本的感染対策や日常生活を営む上での基本的な生活様式を踏まえて活動していただきたいと考えております。

なお、町内自治会長宛てに既に新型コロナウイルス感染症対策の御案内を発送したところですが、今後も、市ホームページへの掲載や役員向けメールマガジンによる発信などにより積極的に周知してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 新型コロナウイルス感染症に関する議案第61号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えをいたします。

養育費支援に加え、面会交流を支援する取組に関する本市の見解についてですが、本市では、子供の利益の観点から、離婚後も離れて暮らす親と子の間で適切な面会交流が行われることは重要であると考えており、各区保健福祉センターにおいて、母子・父子自立支援員が面会交流等に係る相談に対応しているほか、平成29年度から養育費や面会交流などに特化した弁護士による無料の法律相談を実施しております。また、面会交流等の取り決め事項や取り決め方法などが記載された子供の養育に関する合意書作成の手引について、各区市民総合窓口課において配布等を行っております。

今後も面会交流を支援する取組を引き続き実施していくとともに、先進自治体の事例を参考に、拡充について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 都市局長。

○都市局長（青柳 太君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

市内バス・タクシー事業者への感染症対策支援の考え方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言において、公共交通は社会生活維持のために必要な業種として運行の継続が要請されたことから、各事業者は収益が落ち込む中、従業員や利用者の感染リスクへの対処にも尽力されておられます。

具体的には、市内のバスやタクシーの事業者は、団体ごとに策定した感染予防対策ガイドラインに基づき、こまめな消毒や車内換気、一部座席の使用禁止など、各種対策を自ら実施しているところであります。

一方、国においては、先日から審議されている第2次補正予算案において、地域公共交通における感染拡大防止対策として、車両の抗菌・抗ウイルス対策費用などへの補助制度が盛り込まれており、本市としては、今後、その動向等を注視し、効果的な支援の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（大野和広君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

学校再開による学習面、生活面での効果をどのように考えているのかについてですが、学習面につきましては、学校休校期間中、ドリルパークや学習動画コンテンツの作成によるオンライン学習や分散登校日などを活用したプリント学習など、あらゆる機会を活用して学びを途絶

えさせないよう取り組んでまいりました。

しかしながら、オンライン学習には限界があり、子供たちの意欲、協調性、忍耐力などの非認知能力を高め、コミュニケーション能力を育成するなど、学習の充実を図るためには、集団での活動や対面での学習が欠かせないものと考えております。

また、生活面については、長期休業中における児童生徒の状況を電話や家庭訪問、アンケートなどで把握し、心のケアに向けて教職員やスクールカウンセラー、各種相談窓口への相談を促してまいりました。

今後は、学校の再開によって教育活動全般を通して児童生徒の状況を把握しやすくなることから、教職員が子供たち一人一人の心の状態を踏まえたきめ細やかな生活指導を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 伊藤隆広議員。

○3番（伊藤隆広君） 御答弁ありがとうございます。各議案については慎重に審査を行いたいと思います。以上で終わります。

○議長（岩井雅夫君） 伊藤隆広議員の質疑を終わります。

質疑を続けます。13番・櫻井崇議員。

〔13番・櫻井 崇君 登壇、拍手〕

○13番（櫻井 崇君） 無所属、花見川区選出の櫻井崇でございます。

では、議案質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する質疑です。議案第61号、第62号、第64号の専決処分について、議案第67号の一般会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルスについては、様々な課題がありますが、感染拡大の要となるのは、やはり感染者を速やかに入院治療に結びつけることです。そのための病床の確保は、広域的に千葉県が担うこととされていますが、気になるのが5月7日に本市が千葉県に対し、幕張メッセにおける臨時医療施設開設に関する要望書を提出したことです。

その中で、幕張メッセに臨時医療施設を整備するに当たり、医療従事者等を確保する際には、本市内における地域医療に影響が生じることのないよう確保策を講じること。市内の医療体制の維持に支障が生じかねない対応は行わないこと。臨時医療施設を整備する前段として、医療圏ごとに既存病床の効率的、効果的な活用を進め、県全体として医療を支える体制づくりを推進することなどの5つを要望しております。

千葉市としてこの計画にどのようにかかわっていたのかいなかったのか、分かりませんが、第2波に備えるためにも、このような要望が行われたのではないのでしょうか。県と連携がうまくいっていなかったのではないのでしょうか。

次に、緊急事態宣言解除後の取組についてです。

千葉県においても、5月25日に約7週間にわたる緊急事態宣言が解除されました。また、県内の感染状況も踏まえ、5月26日から大学や劇場など、また、6月1日からは水族館や動物園、パチンコ屋などのほか、感染拡大予防ガイドラインの実践による対策の徹底を条件として、スポーツクラブ及びカラオケボックスについても、施設の使用停止要請が解除されました。

外出や営業の自粛が段階的に緩和されるなど、社会経済活動の再開に伴い、今後、第2波、

令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

第3波が来ることも想定されますが、どのように対応するのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の予防策として、国の特措法に基づく緊急事態宣言を受け、県が緊急事態措置としての施設の使用停止及び催し物の開催停止の要請を実施したことから、市の経済は2008年のリーマンショック以来の多大な影響を受けております。

月を追うごとに倒産件数の増加や解雇などが顕著になっている状況の中、二元代表制の一翼を担う議会に対し、事前に説明責任を果たしていただきたかったのにもかかわらず、今回、市長の専決処分で緊急対策として、市内の中小企業等への各種支援策が迅速に実行されていることは評価しています。

しかしながら、市内事業者からは、国、県、市その他商工会議所、社会福祉協議会ほかによる助成制度、給付金制度、融資制度をはじめとする多岐にわたる様々な支援制度があることで、自分がどういった支援制度の対象となっているか、また、申請手続はどうすればいいのか、内容が分かりづらいとの意見が聞かれます。

また、支援制度を提供する国、県などで、それぞれの支援制度を受け付ける窓口が設置されていますが、その相談窓口で電話してもなかなかつながらないので困っているなどの声も聞かれます。

市内中小企業の事業継続や雇用維持のために、支援制度が利用できていない中小企業に速やかに、そして確実に支援が行き届くことが重要であり、市としても事業者に寄り添った支援が必要だと考えます。

そこで、市の事業者向け臨時相談窓口にどのように対応しているのか、伺います。

厚生労働省は、9日、新型コロナウイルス感染拡大に関連した非正規労働者の解雇などは見込み人数も含めて、5日時点で4,943人と発表しました。5月29日時点では2,366人で、約1週間で倍増、都道府県の労働局やハローワークに相談した事業所から集計したものです。

本市においても、このような傾向は今後ますます顕著になっていくものと思われまます。特に、コロナウイルス感染拡大により損失をこうむった中小企業や個人事業主への支援を市独自で講じていくべきと考えております。

千葉県では、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急避難事態宣言を受け、感染拡大の観点から実施する緊急対策の一環として、緊急事態措置による施設の使用停止協力要請や外出の自粛要請等が行われました。

本市では、これらの協力要請がなされた業種や実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店の負担軽減を図るために、4月の専決処分では、賃貸人に対する補助として、テナント支援金、本議会の補正予算では賃借人に対する補助としてテナント支援金を提案しております。いずれも、支援の対象となるテナントは休業要請がなされた業種及び飲食店となっております。

しかし、緊急事態宣言期間中における外出の自粛要請等により、飲食店だけではなく、例えば、新型コロナウイルス感染拡大により臨時休業に入った百貨店や身近なところではパン屋や文具店などで客数が減少し、大変厳しい経営を強いられていることと聞いています。

そこで、今回のテナント支援対象に小売店が含まれていないのはなぜか、伺います。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、幕張メッセにおける臨時医療施設の開設についてですが、臨時の医療提供施設の整備

は都道府県の役割であり、仮に爆発的な感染拡大が発生した場合の病床不足に備えて千葉県が検討しているものであり、事前に協議がなかったことから、本市の医療体制への影響を懸念いたしましたして要望を行ったところでございます。

最後に、第2波、第3波が来た場合の対応についてですが、一部の都市においては、緊急事態宣言が解除された後、再び感染が拡大する事態が見受けられます。

今後、第2波、第3波が来たとしても、それらをいかに小さなものに抑えるかが重要であり、市民の皆様には、引き続き、3つの密の回避や人と人との距離の確保など、新しい生活様式を継続可能な形で各自の日常生活に取り入れていただくように、また、事業者の皆様には、業界ごとのガイドラインなどをもとに感染管理が徹底されるように働きかけてまいります。

また、感染者の増加に備え、医療提供体制や検査体制の確保に努めるとともに、その他の感染症が流行する冬場の感染予防対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新型コロナウイルス感染症に関連する議案第61号、第62号、第64号及び第67号についてのうち、所管についてお答えします。

まず、臨時相談窓口での対応状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国、県、市などで様々な支援制度が実施されておりますが、制度が多岐にわたり頻繁に制度改正もあるため、最新の情報が分かりにくい状況となっております。

そこで、本市では、市内事業者が一日でも早く必要な支援を受けられるよう、臨時相談窓口を設置し、相談員が相談者の業種や売り上げの状況などを聞きながら、本市が実施する支援制度に限らず、国や千葉県が提供する支援制度についても、その概要や申請方法等について一元的に御案内をしているところであります。

今後も、専門家である社会保険労務士と中小企業診断士によるサポートなど、事業者が必要な支援を受けられるよう努めてまいります。

最後に、なぜ小売店がテナント支援の対象とならないのかについてですが、テナントに対する支援対象は、千葉県からの休業要請や酒類の提供の自粛などに応じていただき、経営活動の縮小をせざるを得なかった業種としております。

対象外となっている業種につきましては、事業者向け臨時相談窓口などを通じて、それぞれの経営状況に応じた適切な支援を御案内してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 櫻井崇議員。

○13番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。内容についてはおおむね理解いたしました。ただいまの質疑の内容を踏まえまして、常任委員会において精査してまいりたいと思います。

以上で議案質疑を終わります。

○議長（岩井雅夫君） 櫻井崇議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号から第75号まで、諮問第1号、発議第4号及び第5号を配付してあります議案・諮問・発議付託一覧表記載の委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください
令和2年第2回定例会会議録第3号（6月11日）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩井雅夫君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

議案・発議付託一覧表を添付

○議長（岩井雅夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次会は、17日午後1時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

午後6時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉県議会議長 岩井雅夫

千葉県議会議員 伊藤康平

千葉県議会議員 森山和博